

第3次松本市環境基本計画

平成 28 年度改訂版

清い水、深いみどりと青い空
～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～



松本市



豊かで美しい環境を 次世代にひきつぐために

松本市長 菅谷 昭

私たちの暮らす松本市は、雄大な山々、清らかな水、澄んだ空気、豊かな緑に囲まれるとともに、国宝松本城をはじめとした数多くの歴史・文化遺産が調和したまちであり、世界に誇れる「豊かで美しい環境」を有しています。

これまで、本市では「本市の恵まれた環境の保全・良好な環境の確保と維持」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」及び「地球環境保全の取組み」という3つの基本理念を掲げた松本市環境基本条例に基づき、松本市環境基本計画を策定し、環境施策を推進してまいりました。

この度、平成23年度（2011年度）に第3次松本市環境基本計画を策定して5年が経過したことから、中間評価を行うとともに、計画の根幹となる「施策の展開」が実情に見合うよう、本市の環境に関連する各種計画との整合性を図り、計画の実効性を確かなものにするため、本改訂版を策定しました。

本改訂版は、基本構想で掲げる将来の都市像「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向け、環境面でのめざすべきまちの姿である「人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち（環境の健康）」を実現するため、地球温暖化問題をはじめ、廃棄物の抑制、生物多様性及び都市景観など多岐にわたる環境分野の施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要となる基本的事項を定めています。

複雑化した環境問題を考慮し、本市の豊かで美しい環境を次世代にひきつぐためには、本計画に基づき、持続可能な循環型社会の構築に向け、市民、事業者などと行政が連携し、環境に配慮した取組みを推進していくことが必要です。多くの皆さまが、生活の中のあるあらゆる場面で、「環境」を意識した行動を選択していただきますよう、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本改訂版の策定にあたり、ご尽力いただきました松本市環境審議会委員の皆さまをはじめ、改訂に携わっていただきました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

目次

基本編

第1章 基本的事項	5
1 第3次松本市環境基本計画策定の背景	6
2 計画策定の目的	6
3 計画策定からの環境分野における変遷	7
4 計画改訂の背景	8
5 計画の位置付け	9
6 計画の期間	10
7 計画の範囲	10
第2章 本市の概要	11
1 位置・面積	12
2 歴史・沿革	13
3 人口	13
4 産業	14
第3章 環境の状況	19
1 地球環境	20
2 循環型社会	28
3 生活環境	30
4 自然環境	37
5 快適環境	45
6 市民活動	47
7 環境教育	48
第4章 計画のめざすもの	51
1 将来のまちの姿	52
2 基本理念	52
3 めざす環境像	53

実践編

第5章 施策の展開	57
第1の柱 かけがえのない地球環境に配慮するまち（地球環境）	60
第2の柱 環境への負荷が少なく、資源が循環するまち（循環型社会）	67
第3の柱 安全に安心して暮らせるまち（生活環境）	72
第4の柱 自然の恵みを大切に受けつぐまち（自然環境）	78
第5の柱 緑・水・歴史を育むまち（快適環境）	82
計画推進のために共通する取組み ～環境教育の充実～	89
第6章 計画の進行管理	91
1 推進体制	92
2 連携体制	92
3 計画の進行管理	93

参考資料

第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定の経過	96
松本市環境審議会委員名簿	97
松本市環境基本条例	98
用語解説	104
第3次松本市環境基本計画の中間評価結果	109



基本編

第1章 基本的事項

第2章 本市の概要

第3章 環境の状況

第4章 計画のめざすもの



第 1 章

基本的事項

第1章 基本的事項

1 第3次松本市環境基本計画策定の背景

「松本市環境基本計画」は、平成11年（1999年）12月に策定され、平成17年（2005年）の四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村との合併に伴う平成19年（2007年）3月の改訂を経て、平成22年度（2010年度）に目標年度を迎えました。計画の策定から平成17年（2005年）の4村、平成22年（2010年）の波田町との合併、超少子高齢型人口減少社会の進展、経済状況の落込み等、本市を取り巻く環境は大きく変化しました。

そこで本市では、平成23年度（2011年度）に本市を取り巻く状況の変化に対応するとともに、県内最大の面積を有し、豊かな自然、多彩な文化を誇る長野県第二の都市としての責任を果たすために、これまで以上に総合的・計画的に環境への取組みを推進していく必要があることから、「第3次松本市環境基本計画」を策定しました。

2 計画策定の目的

平成10年（1998年）3月に制定した「松本市環境基本条例」は、良好な環境の将来にわたっての維持、地球環境保全や人と自然との共生の視点から、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、三つの基本理念を掲げています。

「松本市環境基本計画」は、この理念の実現を目指して、本条例に基づいて策定されるもので、本市の環境の保全及び創造を市民、事業者、滞在者、そして行政が協力して総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

松本市環境基本条例の基本理念

1. 本市の恵まれた環境の保全・良好な環境の確保と維持

本市の恵まれた環境を保全し、健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともに、この環境を将来にわたって維持します。

2. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

人と自然が共生することができ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するために、市、事業者、市民等が役割分担をして、自主的・積極的に行動します。

3. 地球環境保全の取組み

日常の生活や身近な環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、日常生活や通常の事業活動において、地球環境に配慮した行動をとります。

3 計画策定からの環境分野における変遷

平成 23 年度（2011 年度）に第 3 次松本市環境基本計画を策定してから 5 年が経過し、その期間に日本では、環境に対する国策がより一層展開されてきました。

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）により採択された愛知目標の達成に向け、平成 24 年（2012 年）に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が制定されました。それにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた日本の方向性が示され、地方自治体においても生物多様性に関する施策の必要性が明確になってきました。

また、平成 25 年（2013 年）に閣議決定された第 3 次循環型社会形成推進基本計画においては、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも特に優先順位の高い 2 R（リデュース、リユース）の取組みが更に進む社会経済システムの構築やエネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用等が基本的方向に掲げられました。

更に、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す「パリ協定」が平成 28 年（2016 年）に発効し、日本政府は、温室効果ガス排出量を平成 42 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 26 パーセント削減、平成 62 年度（2050 年度）までに現状から 80 パーセント以上削減という目標が設定されました。

これらの国の動向を受け、本市においても表 1-1 に示すとおり、環境に関する各種計画を策定し、環境施策の取組みを進めてきました。

表 1-1 各主体における環境施策の動向

年度	国	県	松本市
H23		・生物多様性なごの県戦略	・第 3 次松本市環境基本計画 ・松本市地球温暖化防止実行計画
H24	・第 4 次環境基本計画 ・生物多様性国家戦略 2012-2020	・第 3 次長野県環境基本計画 ・長野県環境エネルギー戦略	
H25	・第 3 次循環型社会推進基本計画		
H26	・第 4 次エネルギー基本計画		・松本市緑の基本計画
H27	・パリ協定採択	・長野県一般廃棄物処理計画（第 4 期）	・松本市生物多様性地域戦略 ・松本市緑のデザインマニュアル
H28	・パリ協定発効 ・地球温暖化対策計画		・松本市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度改訂版） ・松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画

4 計画改訂の背景

第3次松本市環境基本計画策定からの環境分野における変遷を受け、計画の根幹となる「施策の展開」が実情に見合うよう、本市の環境に関連する各種計画との整合性を図るとともに、計画を推進する上で重要な「指標・目標値」が設定されている項目のうち、4割以上が平成27年度（2015年度）で目標年度を迎えたことから、計画の実効性を確かなものにするため、「第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）」を策定します。



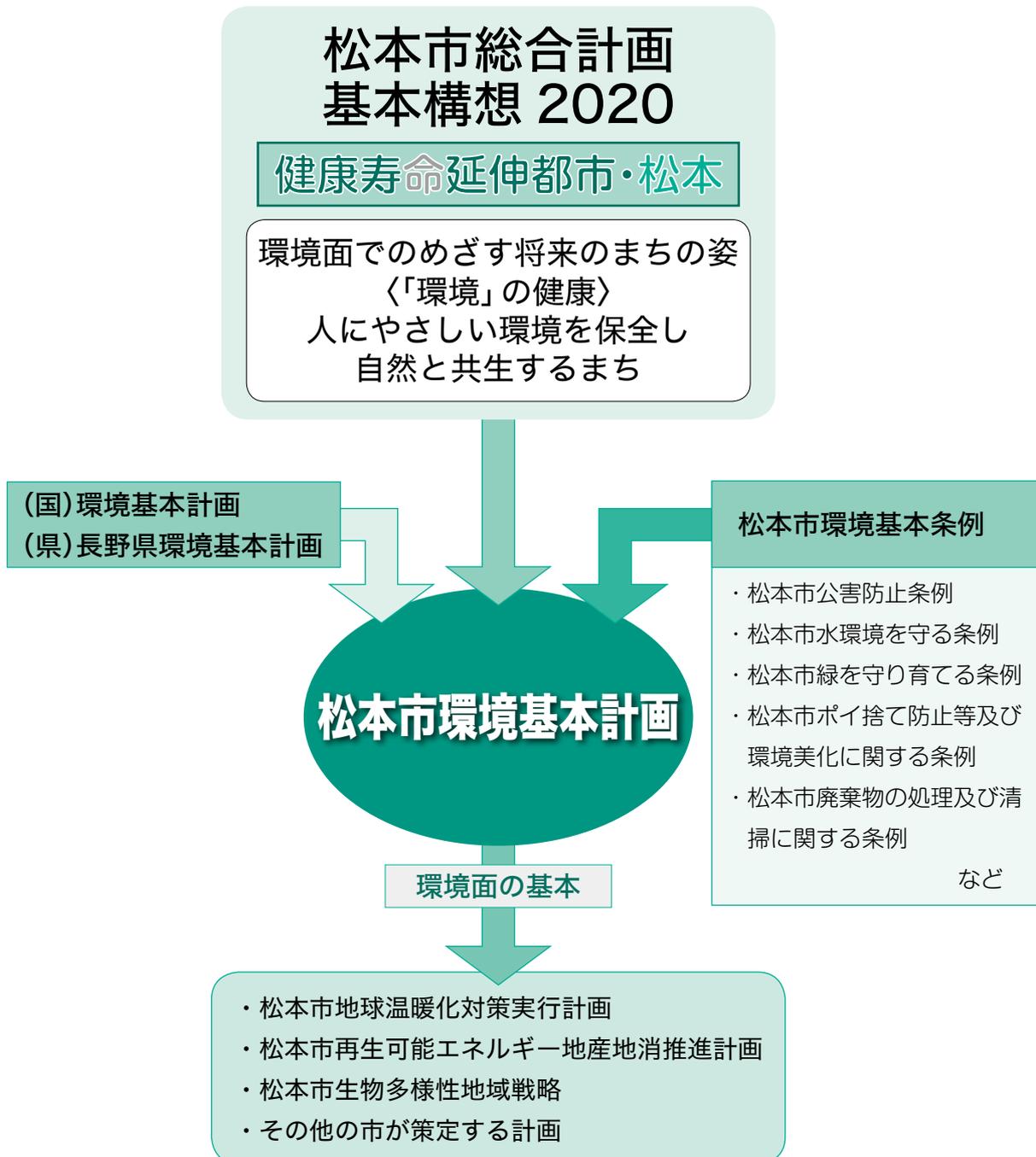
乗鞍高原の白樺とレンゲツツジ



国宝松本城

5 計画の位置付け

「松本市環境基本計画」は、「松本市環境基本条例」の規定に基づき策定されるものです。環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱を定めるとともに、環境への配慮の指針を定め、市政の基本方針を示す松本市総合計画の環境面での実現を支えるものです。また、市の各種計画の環境面での基本となるものです。



6 計画の期間

「第3次松本市環境基本計画」の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。急激な社会情勢の変化や環境技術の発展、新たな環境問題の発生等により、計画見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

また、計画の進行管理を実施しその結果を評価・検証する中で、適正な目標値の設定等をその都度行います。

平成28年度改訂版は、5年間の中間評価及び検証を行い作成しました。

7 計画の範囲

「第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）」が対象とする地域は、本市全域とします。対象とする環境の範囲は、地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境及び快適環境とします。

また、これらの他に計画推進のために共通する取組みを挙げます。

地球環境	低炭素型地域づくりの推進、車優先社会からの転換、松本市地球温暖化対策実行計画の推進
循環型社会	ごみ減量の推進、農林業の推進
生活環境	公害の防止と対策、廃棄物の適正処理の推進、生活環境基盤の整備
自然環境	野生動植物の保全と対策、自然とのふれあいの推進
快適環境	松本らしい景観・文化の保全と創出、緑化と美化の推進、親しめる水辺の創出
計画推進のために 共通する取組み ～環境教育の充実～	意識改革への取組み、学校や事業所への普及促進、体制づくり



第 **2** 章

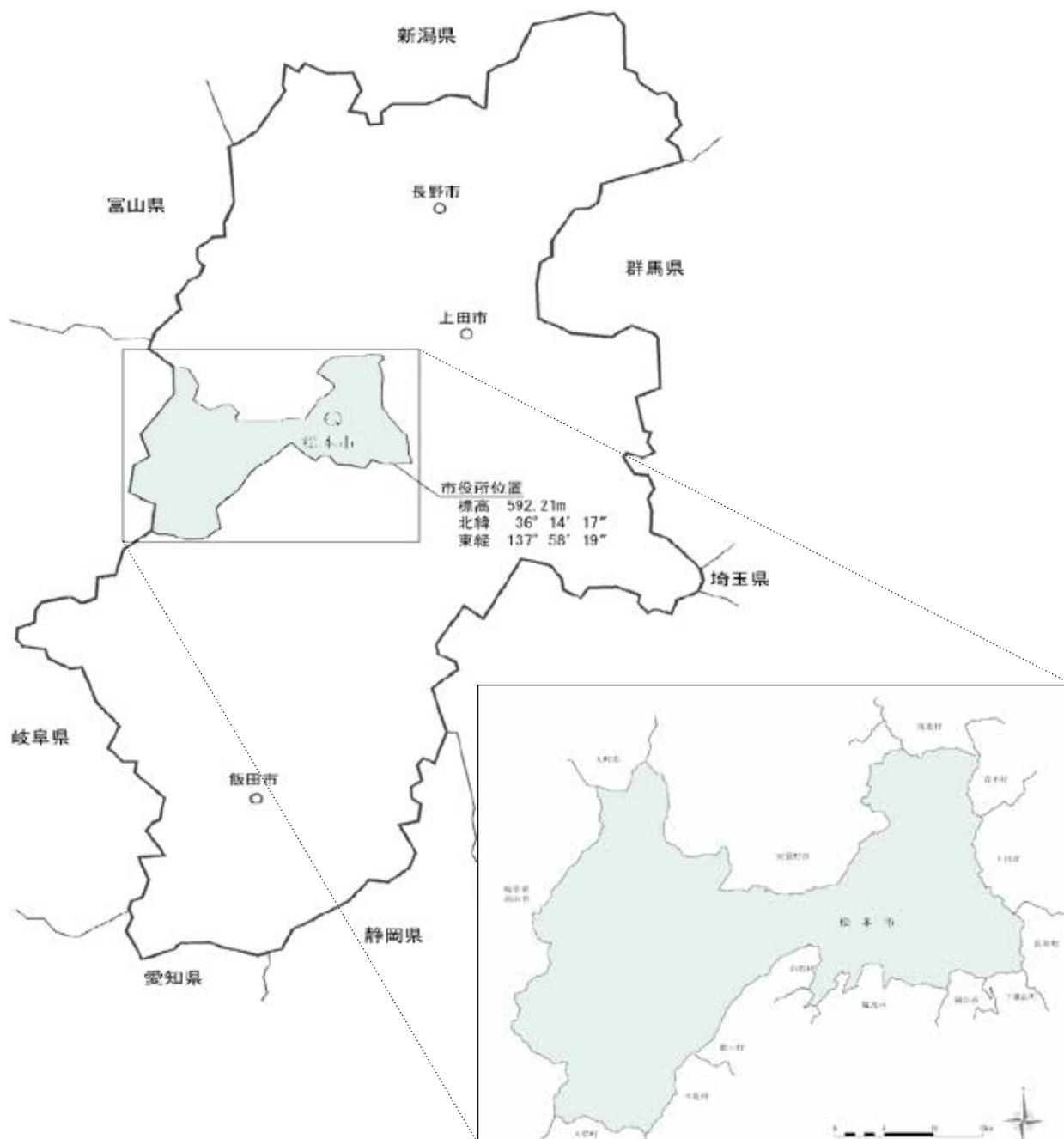
本市の概要

第2章 本市の概要

1 位置・面積

本市は、長野県のほぼ中央から西部に位置（市役所：北緯 36 度 14 分 17 秒、東経 137 度 58 分 19 秒）し、北は大田市、安曇野市、東筑摩郡筑北村に、東は上田市、小県郡青木村、長和町に、南は塩尻市、岡谷市、諏訪郡下諏訪町、東筑摩郡朝日村、山形村、木曽郡木曽町、木祖村に、西は岐阜県高山市に接しています。市役所の標高は 592.21m です。

市域は、東西 52.2 km、南北 41.3km、面積は 978.47km²で、県内で最も広い面積を有しています。



2 歴史・沿革

本市は、信濃の中心に位置し、千国街道や野麦街道により日本海側と繋がり、中山道により江戸や京都にも通じ、北国脇往還善光寺道は城下町を貫いており、中部高地の交通の要衝地でした。平安時代には信濃国府が置かれ、中世には信濃守護の館の所在地として、また、江戸時代には松本藩の城下町として栄えました。松本のシンボルである松本城は、1593年から94年にかけて豊臣秀吉配下の石川数正・康長父子により三重の堀に囲まれた松本城天守が築造されました。

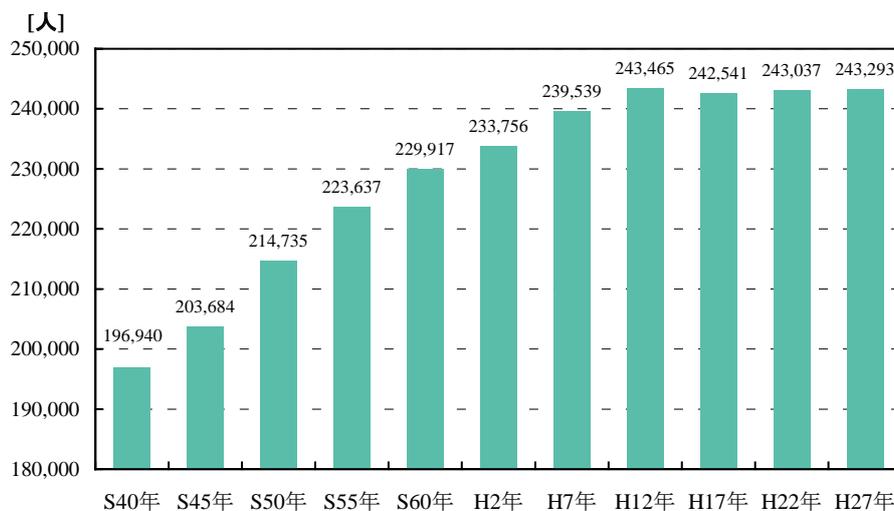
明治22年(1889年)に町制が施行され、明治40年(1907年)には市制施行、大正14年(1925年)に松本村と、昭和18年(1943年)に中山村神田地区と合併し、昭和29年(1954年)には近隣の13村との昭和の大合併、昭和49年(1974年)には本郷村と合併しました。

平成12年(2000年)には特例市の指定を受け、平成17年(2005年)には近隣の四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と、平成22年(2010年)には波田町と合併し、現在の市域が形成されました。

3 人口

図2-1に示すとおり、本市の人口は、平成12年(2000年)の国勢調査までは増加傾向にありましたが、その後は、ほぼ横ばいとなっています。

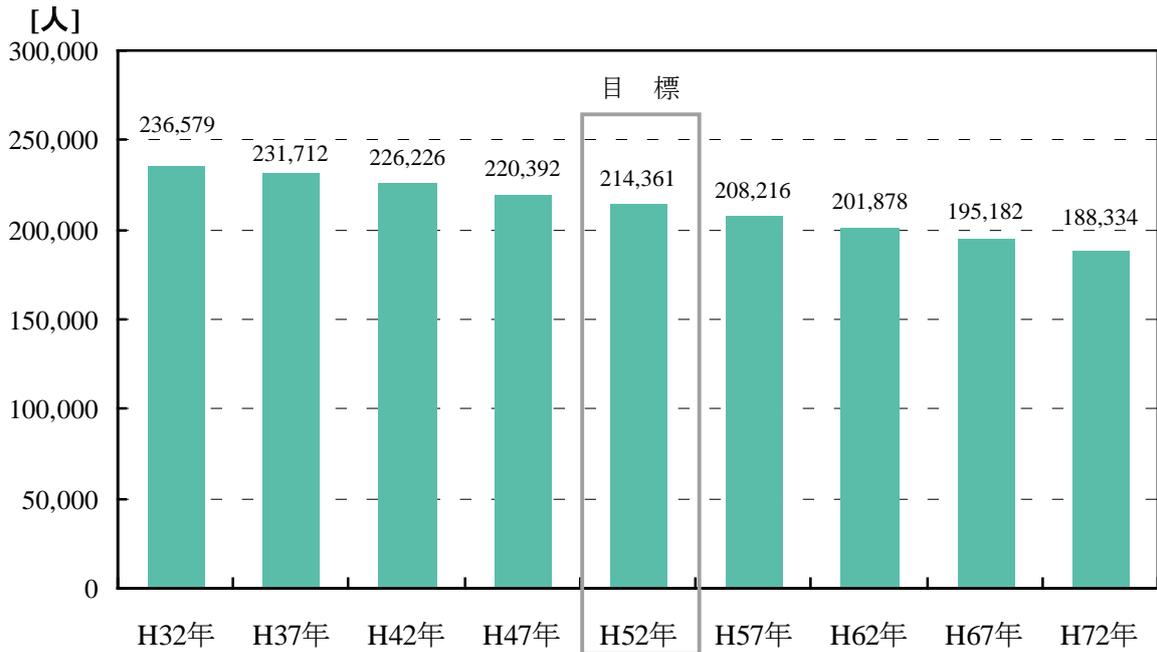
また、今後の人口は図2-2のように減少していくと推計されます。更なる少子高齢化の進行や単身世帯、独居や夫婦の高齢者世帯の増加が進んでいくことが考えられます。



合併地区を含む。

資料：国勢調査

図2-1 本市の人口の推移



資料：超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計（松本市推計値）

図 2-2 本市の人口推計

4 産 業

表 2-1 に示すとおり、就業者数は、平成 7 年（1995 年）をピークに減少しています。

就業者数を産業部門別にみると、第一次産業 7,191 人（就業者数の 6.0 パーセント）、第二次産業 28,177 人（同 23.7 パーセント）、第三次産業 83,763 人（同 70.3 パーセント）となっています。

図 2-3 に示すとおり、就業者数の構成割合を平成 17 年と比べると、第一次産業及び第二次産業は、それぞれ 1.3 ポイント低下し、第三次産業は、2.6 ポイント上昇しており、第三次産業の割合が拡大しています。

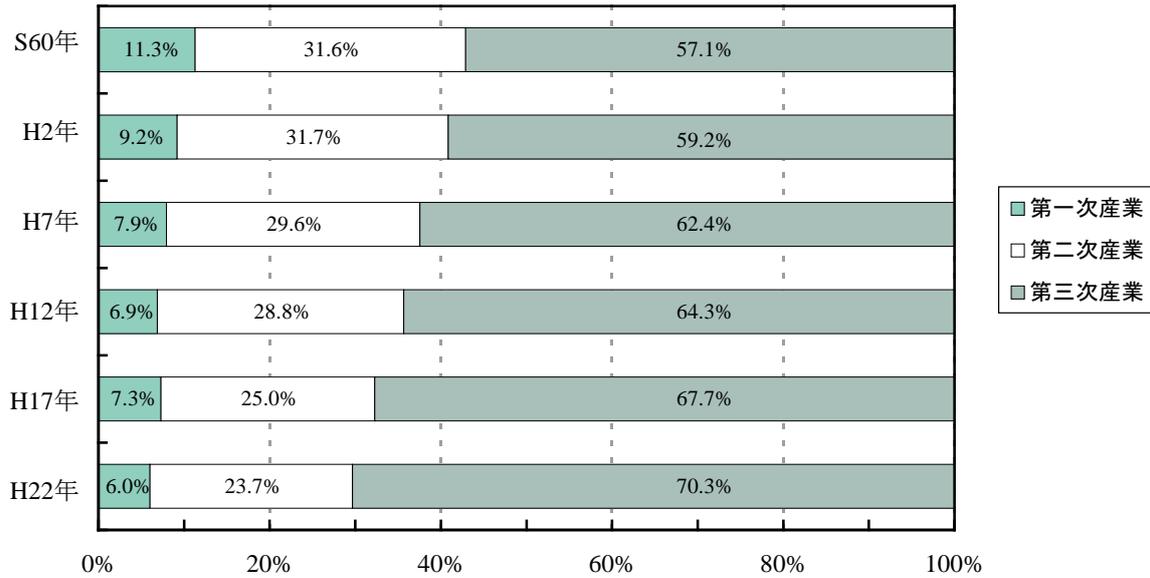
表 2-1 産業別就業者数の推移

単位：人

	S60 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年
就 業 人 口 計	119,582	124,109	130,257	129,867	124,631	119,131
第 一 次 産 業	13,525	11,405	10,342	8,940	9,086	7,191
第 二 次 産 業	37,774	39,292	38,578	37,393	31,126	28,177
第 三 次 産 業	68,283	73,412	81,337	83,534	84,419	83,763

各年 10 月 1 日現在
合併地区を含む。

資料：国勢調査



各年10月1日現在
合併地区を含む。

資料：国勢調査

図 2-3 産業別就業者割合の推移

(1) 農林業

表 2-2 に示すとおり、農業就業者は、平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の 10 年間で約 30 パーセント減少し、75 歳以上の割合は、6.5 ポイント増加しています。

また、表 2-3 や表 2-4 に示すとおり、耕作放棄地は、平成 27 年（2015 年）には 735 ヘクタールとなっています。

今後も高齢化の進行による農業就業者の減少が考えられます。

表 2-2 農業就業者人口の推移

単位：人

	H17 年	H22 年	H27 年
就業人口合計	9,484	7,798	6,574
75 歳以上	2,533	2,503	2,184
75 歳以上割合	26.7%	32.1%	33.2%

各年2月1日現在
合併地区を含む。

資料：農林業センサス

表 2-3 耕地面積の推移

単位：ha

	H17 年	H22 年	H27 年
経営耕地面積	6,315	5,924	5,437
耕作放棄地面積	818	790	735
計（総耕地面積）	7,133	6,714	6,172

各年2月1日現在
合併地区を含む。

資料：農林業センサス

表 2-4 耕作放棄地面積

単位：ha

総 農 家			土地持ち 非 農 家	総計
販売農家	自給的農家	計		
142	309	451	284	735

平成 27 年 2 月 1 日現在
合併地区を含む。

資料：農林業センサス

(2) 工 業

表 2-5 に示すとおり、事業所数は平成 23 年（2011 年）以降、減少傾向にあります。

表 2-6 に示すとおり、従業員数は、減少・増加を繰り返しています。

表 2-7 に示すとおり、製造品出荷額等は平成 22 年（2010 年）をピークに減少しましたが、近年は増加傾向にあります。

情報、食料及び電子の 3 分類で、製造品出荷額等の半分を占めています。

表 2-5 事業所数の推移

単位：力所

H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
404	393	411	378	367	349

各年 12 月 31 日現在
従業者 4 人以上の事業所
合併地区を含む。

資料：工業統計調査

表 2-6 従業員数の推移

単位：人

H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
14,250	13,684	14,243	12,084	13,434	13,825

各年 12 月 31 日現在
従業者 4 人以上の事業所
合併地区を含む。

資料：工業統計調査

表 2-7 製造品出荷額等の推移

単位：万円

	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
合 計	50,202,009	54,040,694	43,712,314	44,778,126	46,019,505	48,387,158
情 報	12,471,886	16,423,577	9,042,276	15,323,647	14,101,828	15,552,201
食 料	7,765,164	7,301,229	5,041,807	6,090,677	5,881,691	5,846,640
電 子	7,370,823	7,757,549	7,819,197	271,788	3,272,880	3,318,465
そ の 他	22,594,136	22,558,339	21,809,034	23,092,014	22,763,106	23,669,852

各年 12 月 31 日現在
従業者 4 人以上の事業所
合併地区を含む。

資料：工業統計調査

(3) 商業

本市は、「商都松本」と呼ばれ中信地域の基幹都市として、商業が発展してきました。

表 2-8 から表 2-10 に示すとおり、近年、事業所数、従業員数は減少が続いています。年間商品販売額においても、平成 19 年（2007 年）から平成 26 年（2014 年）にかけて、大幅に減少しています。

表 2-8 事業所数の推移

単位：力所

	H14 年	H16 年	H19 年	H26 年
合 計	4,063	3,848	3,538	2,500
卸 売 業 計	1,223	1,148	1,044	814
小 売 業 計	2,840	2,700	2,494	1,686

各年 6 月 1 日現在（H26 年のみ 7 月 1 日現在）
合併地区を含む。

資料：商業統計調査

表 2-9 従業員数の推移

単位：人

	H14 年	H16 年	H19 年	H26 年
合 計	29,914	27,833	26,993	19,539
卸 売 業 計	12,388	11,034	10,170	6,948
小 売 業 計	17,526	16,799	16,823	12,591

各年 6 月 1 日現在（H26 年のみ 7 月 1 日現在）
合併地区を含む。

資料：商業統計調査

表 2-10 年間商品販売額の推移

単位：百万円

	H14 年	H16 年	H19 年	H26 年
合 計	1,409,197	1,247,918	1,295,502	892,335
卸 売 業 計	1,085,856	926,257	962,642	609,033
小 売 業 計	323,341	321,661	332,860	283,302

各年 6 月 1 日現在（H26 年のみ 7 月 1 日現在）
合併地区を含む。

資料：商業統計調査

(4) 観光

表 2-11 に示すとおり、本市への観光利用者数は、平成 23 年（2011 年）からほぼ横ばいとなっています。

本市の観光資源は、松本城や旧開智学校などの市街地から上高地や美ヶ原高原などの山岳地域まで、幅広い範囲に様々な種類があります。その中でも高原やスキー場、温泉といった恵まれた自然環境を利活用した観光資源が多く、本市の大きな財産となっています。山岳観光都市として発展していくためにも、自然環境に配慮した観光への取組みを今まで同様に進めます。

表 2-11 観光利用者数の推移

単位：人

		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
総計		5,492,872	5,349,962	5,390,615	5,179,543	5,209,055
国宝松本城	旧松本市	915,172	850,662	848,515	879,443	927,055
美ヶ原温泉	旧松本市	655,900	608,700	561,300	541,000	571,800
扉温泉	旧松本市	99,800	96,900	106,800	100,500	100,700
美ヶ原高原	旧松本市	687,300	628,500	596,700	571,100	536,800
浅間温泉	旧松本市	646,300	638,200	653,700	657,300	663,700
美鈴湖	旧松本市	110,800	91,500	95,700	77,300	66,400
福寿草の里	四賀地区	57,800	64,300	67,600	39,500	41,300
奈川温泉	奈川地区	27,400	28,600	33,400	34,300	36,300
奈川高原	奈川地区	128,600	97,300	100,600	90,700	97,400
上高地	安曇地区	1,300,900	1,373,800	1,384,500	1,277,800	1,236,700
乗鞍高原	安曇地区	466,500	482,200	515,700	492,600	500,700
白骨温泉	安曇地区	227,800	226,900	261,500	253,900	261,300
くだものと道祖神の里(梓水苑)	梓川地区	98,700	93,200	94,600	93,800	93,800
竜島温泉せせらぎの湯	波田地区	69,900	69,200	70,000	70,300	75,100

※旧松本市とは、H17年3月31日以前の松本市のことを指します。

資料：松本市の統計



第3章

環境の状況

第3章 環境の状況

1 地球環境

(1) 資源・エネルギー

ア 都市ガス

表3-1に示すとおり、都市ガスの供給戸数は、減少傾向にあります。需要量についても、家庭用、商業用、医療・官公用・その他は減少傾向にあります。工業用は、ほぼ横ばいとなっています。

表3-1 都市ガス需要量の推移

年 度		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
供給戸数 (戸)	総数	24,016	23,774	23,567	23,216	23,014
	家庭用	21,659	21,419	21,210	20,896	20,724
	商業用	1,904	1,900	1,901	1,878	1,856
	工業用	57	58	64	63	65
	医療・官公用・ その他	396	397	392	379	369
需要量 (千 m ³)	総数	88,214	88,857	87,829	88,255	86,402
	家庭用	7,554	7,575	7,513	7,365	7,032
	商業用	6,902	7,003	6,731	6,647	6,365
	工業用	65,863	65,961	65,525	66,379	65,526
	医療・官公用・ その他	7,895	8,318	8,060	7,864	7,479

※供給戸数は、調定件数

※H24 から調定件数のみで算出

資料：松本市の統計

イ 電気

図 3-1 及び図 3-2 に示すとおり、電力・電灯の使用量は、平成 24 年度（2012 年度）には増加していますが、平成 25 年度（2013 年度）以降は再び減少しています。

電力使用量は、経済状況や気候等に大きく影響されますが、今後、温室効果ガス排出量削減や省エネルギーのために一層の取組みが必要です。

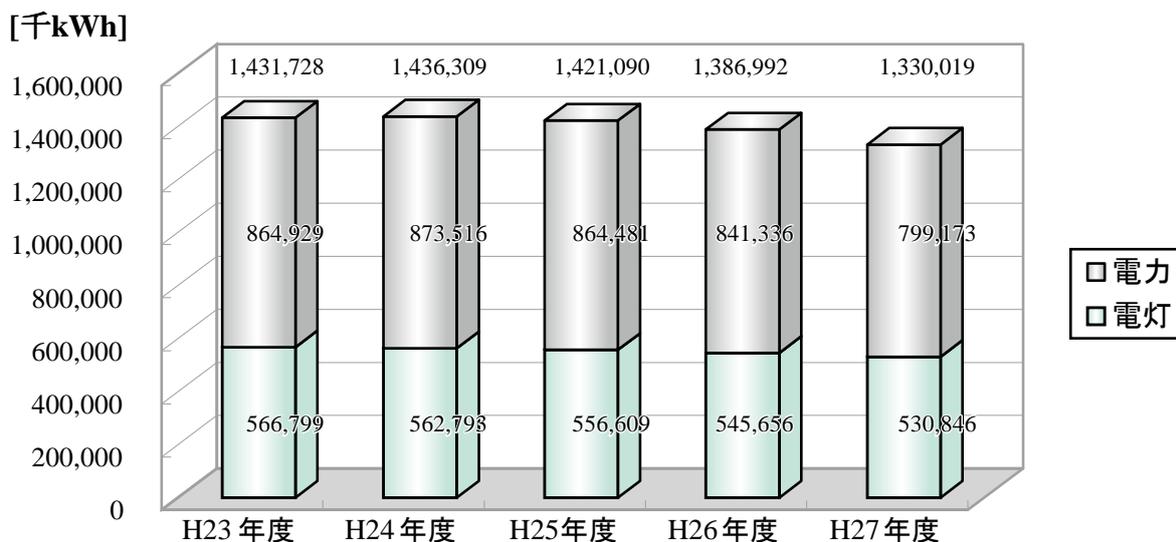


図 3-1 電力・電灯使用量の推移

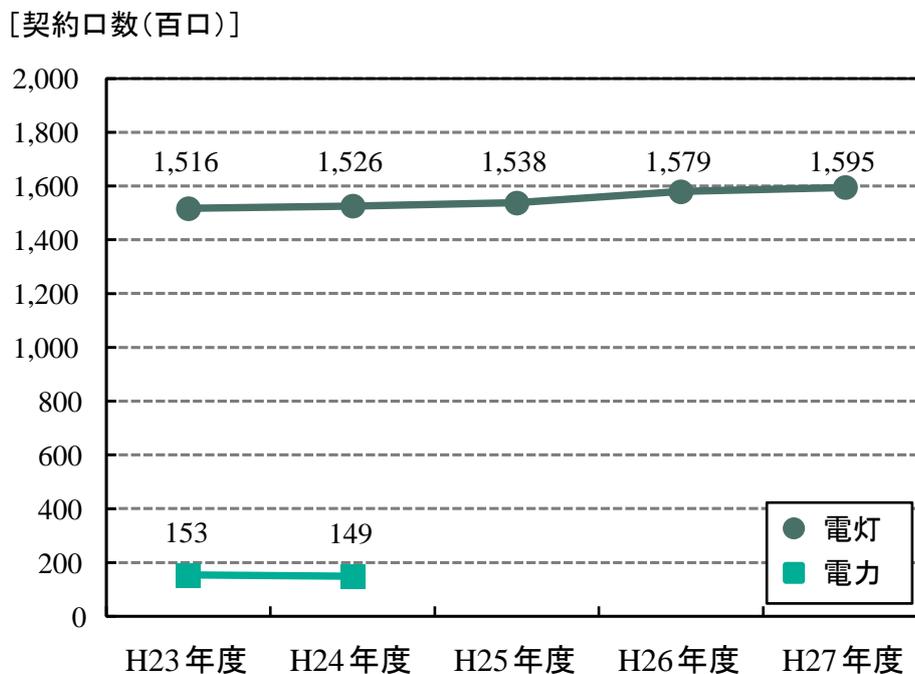


図 3-2 電灯・電力契約口数の推移

ウ 再生可能エネルギー

近年の再生可能エネルギー（発電設備）の導入状況は、表 3-2 に示すとおり、太陽光発電が最も多くなっていますが、小水力発電や消化ガス発電の導入も進んでいます。

住宅用太陽光発電システムの導入を促進するため、平成 13 年度（2001 年度）から市の補助が開始されています。平成 27 年度（2015 年度）末までに、累計で 5,669 件に補助金を交付しており、普及率は 5.51 パーセントとなっています。申請件数は平成 24 年度（2012 年度）をピークに減少傾向にありますが、図 3-3 に示すとおり、1 キロワット当たりの設置費用平均単価は年々減少し、現在は平成 13 年度（2001 年度）の約半分程度となっています。また図 3-4 に示すとおり、設置費用回収期間も半分の 10 年程度になり、導入しやすい環境が整いつつあります。

本市における再生可能エネルギーの期待可採量の割合は、図 3-5 に示すとおり、太陽光発電が約 55 パーセントを占めていますが、地熱やバイオマスなど多様な再生可能エネルギーも多く存在しています。こうした恵まれた環境を活かし、温室効果ガス排出量を削減するとともに、多様な再生可能エネルギーの導入により地域活性化等を促すため、「松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画」を平成 28 年（2016 年）に策定しました。

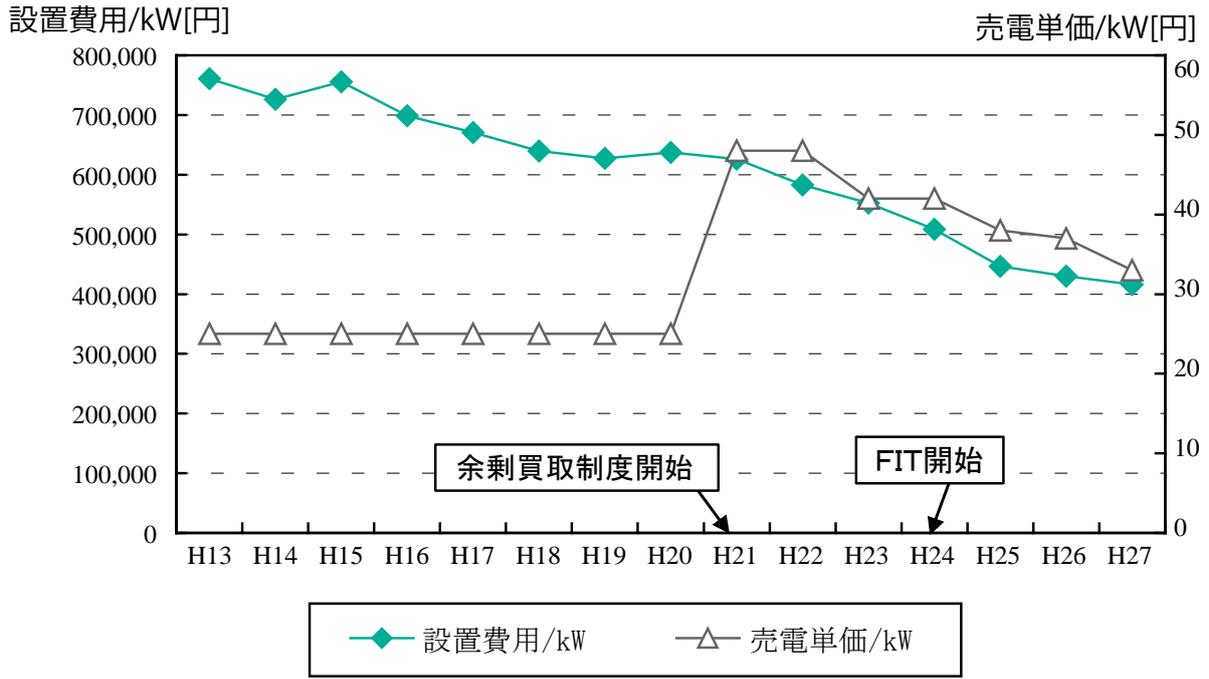


波田水車

表 3-2 再生可能エネルギー（発電設備）導入状況

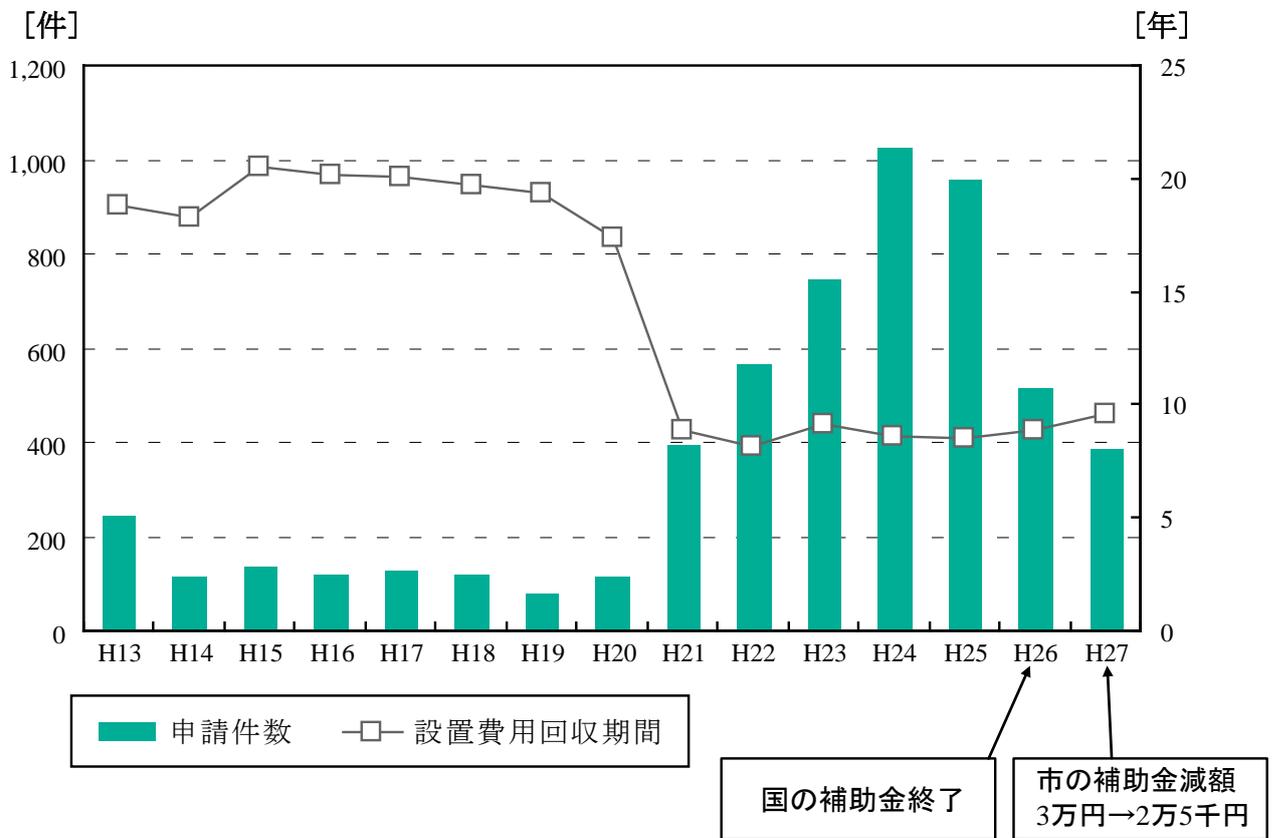
		導入件数 (新規認定分)	導入件数 (移行認定分)	合計	導入容量 (新規認定分)	導入容量 (移行認定分)	合計	
		件	件	件	kW	kW	kW	
太陽光発電設備	10kW 未満	2,777	4,006	6,783	12,561.3	16,178.8	28,740.1	
	うち自家発電設備併設	35	50	85	132.5	727.0	859.5	
	10kW 以上	1,469	48	1,517	45,225.9	627.0	45,852.9	
	うち 50kW 未満	1,419	2	1,421	28,414.5	100.0	28,514.5	
	うち 50kW 以上 500 kW 未満	41	0	41	8,225.1	0.0	8,225.1	
	うち 500 kW 以上 1,000kW 未満	6	0	6	4,138.6	0.0	4,138.6	
	うち 1,000kW 以上 2,000kW 未満	3	0	3	4,447.7	0.0	4,447.7	
	うち 2,000kW 以上	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
風力発電設備	20kW 未満	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	20kW 以上	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	うち洋上風力	0	1	1	0.0	1.0	1.0	
水力発電設備	200kW 未満	2	0	2	31.5	0.0	31.5	
	うち特定水力	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	200kW 以上	1	0	1	499.0	0.0	499.0	
	うち特定水力	0	1	1	0.0	2,400.0	2,400.0	
	1,000kW 以上	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
うち特定水力	0	0	0	0.0	0.0	0.0		
地熱発電設備	15,000kW 未満	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	15,000kW 以上	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
バイオマス発電設備	メタン発酵ガス	1	0	1	315.0	0.0	315.0	
	未利用木質	2,000kW 未満	0	0	0	0.0	0.0	0.0
		2,000kW 以上	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	一般木質・農作物残さ	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	建設廃材	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	一般廃棄物・木質以外	0	4,058	4,058	0.0	0.0	0.0	
合 計		4,250	8,112	12,362	58,632.7	16,805.8	75,438.5	

資料：環境政策課



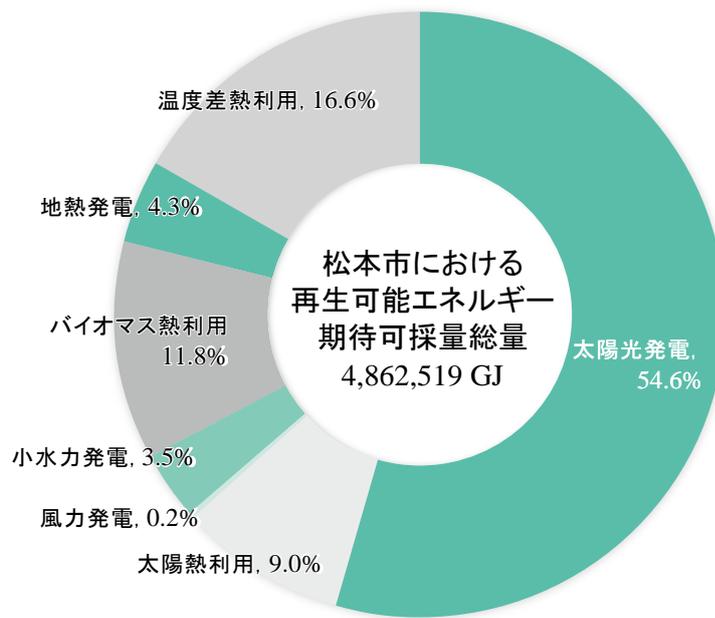
資料：環境政策課

図 3-3 1kW 当たりの設置費用単価と売電単価の推移



資料：環境政策課

図 3-4 住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請件数と設置費用回収期間の推移



資料：環境政策課

図 3-5 再生可能エネルギーの期待可採量の割合（平成 27 年度）

(2) 交通

塩尻市との市境に、県内唯一の空の玄関口となる「信州まつもと空港」があります。平成 22 年（2010 年）6 月より運航事業者が日本航空（略称 JAL）からフジドリームエアラインズ（略称 FDA）に代わり、再びジェット機による毎日運航となりました。現在は、福岡線が 1 日 2 往復、札幌線が 1 日 1 往復就航し、平成 27 年度（2015 年度）の利用者数は、107,538 人となりました。また、平成 26 年度（2014 年度）より 8 月 1 日から 31 日までの限定で、JAL の大阪（伊丹）線が運航し、平成 27 年度（2015 年度）は、2,721 人が利用しました。

幹線道路網としては、南北に長野自動車道、国道 19 号が貫いており、インターチェンジとしては、松本インターチェンジ、梓川スマートインターチェンジ（下り線）があります。市中心部より岐阜県高山市に通じる国道 158 号、四賀地区を経て青木村、上田市に通じる国道 143 号、安曇野市、大町市に通じる国道 147 号、松本トンネル・三才山トンネルを経て佐久市に通じる国道 254 号があります。

鉄道網は、松本駅を中心に JR 大糸線、JR 篠ノ井線、アルピコ交通上高地線の 3 路線が通っており、松本駅の外、大糸線で 3 駅、篠ノ井線で 3 駅、上高地線で 13 駅あります。

バス網は、松本バスターミナルを主な拠点に一般生活バス路線や高速バス等が運行されています。一般生活バス路線としては、タウンズニーカー 4 路線や信大・横田循環線等 25 路線が運行されています。この他、市営バス四賀線及び奈川線、松本市西部地域コミュニティバス、四賀地域バス等が運行されています。

主な利用状況としては、松本駅の1日当たりの乗車人員（JR東日本公表値）は、平成25年（2013年）が16,299人、平成26年（2014年）が15,781人、平成27年度（2015年）が16,303人となっています。アルピコ交通路線バス利用状況は、平成25年度（2013年度）が2,340,000人、平成26年度（2014年度）が2,287,000人、平成27年度（2015年度）が2,521,000人となっています。近年の利用状況は、昭和50年度（1975年度）と比べるとバスの利用者は約10分の1となっており、長期的な減少傾向が続いています。また、長野自動車道松本インターチェンジの1日当たりの出入交通量は、平成25年度（2013年度）が20,100台、平成26年度（2014年度）が19,106台、平成27年度（2015年度）が19,085台となっています。

公共交通の維持・活性化を進めるため、既存の公共交通機関を最大限活かしながら、地域の実情に対応した交通ネットワークを充実するとともに、公共交通を地域資源として「乗って残す」取組みが重要です。

また、温室効果ガス等による環境負荷の軽減等を図るため、中心市街地において、自動車優先から歩くことを基本に、人や自転車、公共交通を優先する持続可能な新しい交通体系によるまちづくり（次世代交通政策）に取り組んでいます。

自動車の利用を抑制しながら、公共交通ネットワークの充実や道路等の都市空間の再配分、まちなかの回遊性を高める施策により、住む、働く、憩う・楽しむなど様々な都市活動が営まれる集約型都市構造の実現を目指しています。

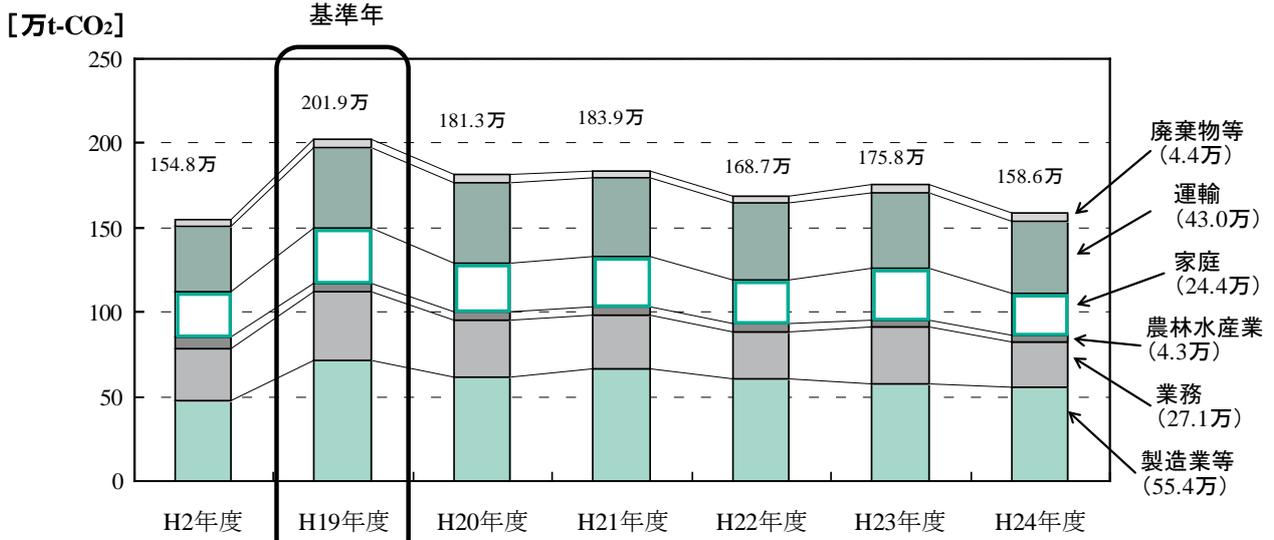
(3) 温室効果ガス

松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）では、温室効果ガスを平成19年度（2007年度）比で平成42年度（2030年度）までに30パーセント、平成62年度（2050年度）までに80パーセントを超える削減を目指しています。

図3-6に示すとおり、平成24年度（2012年度）の排出量は約158.6万トンとなり、市の基準年である平成19年度（2007年度）の排出量約201.9万トンと比較すると、78.5パーセント（21.5パーセント減少）となりました。

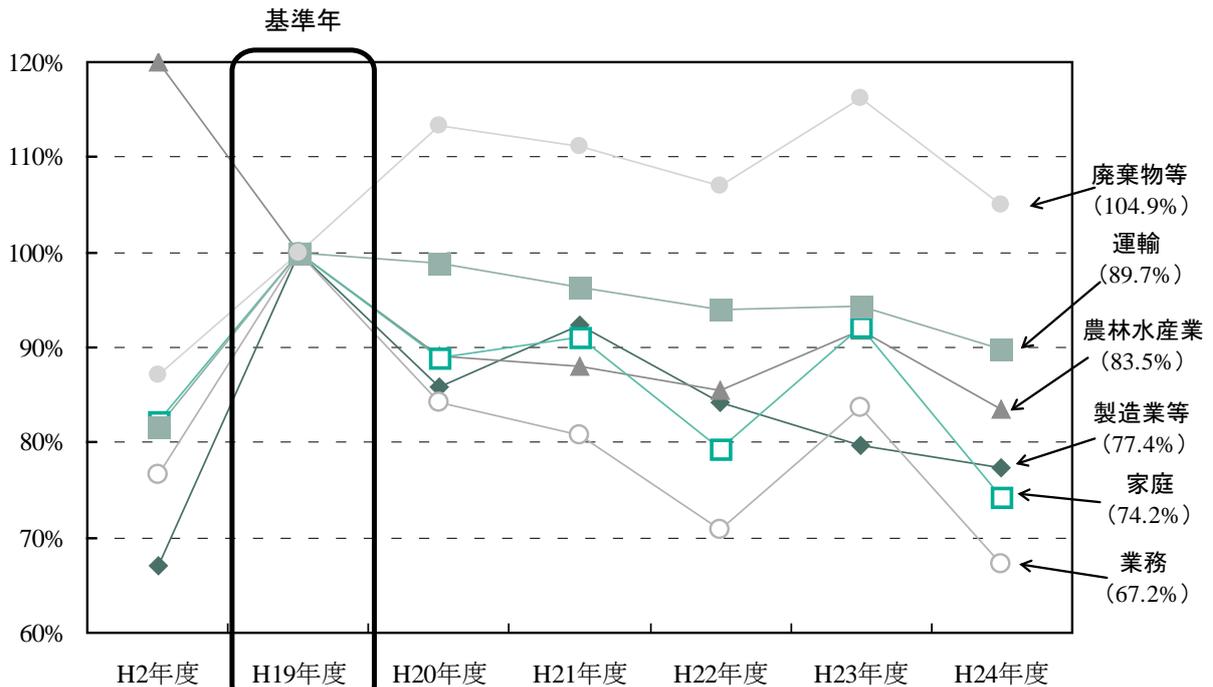
部門別の推移は図3-7に示すとおり、平成24年度（2012年度）排出量は平成19年度比較で、「製造業等」は77.4パーセント（22.6パーセント減少）、「業務」は67.2パーセント（32.8パーセント減少）、「家庭」は74.2パーセント（25.8パーセント減少）などとなりました。前年度の平成23年度（2011年度）と比較すると、平成24年度（2012年度）は49.8パーセントの減少となりました。

なお、「松本市域における温室効果ガス排出量」は、各種統計書を基に対象ごとに算出した活動量と、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに記載されている排出係数から算出しています。



資料：松本市域における温室効果ガス排出量の現況調査

図 3-6 温室効果ガス排出量の推移



資料：松本市域における温室効果ガス排出量の現況調査

図 3-7 各部門の温室効果ガス増減の推移

2 循環型社会

(1) 廃棄物

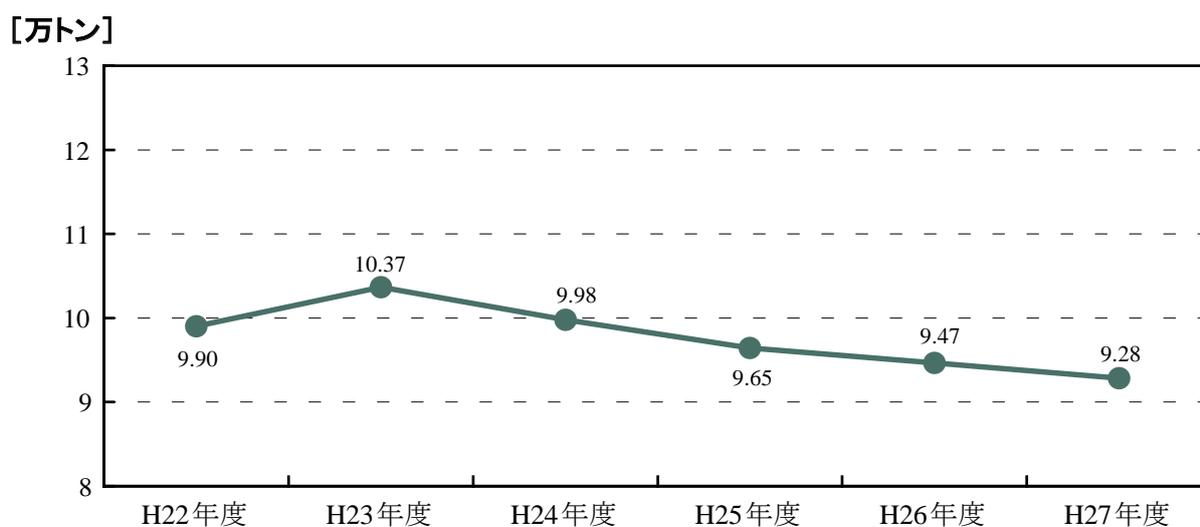
ア 一般廃棄物

ごみの収集は、ごみの減量化と資源化を推進するため、5 分別（可燃、埋立、資源物、粗大、破碎）24 区分（可燃、埋立、破碎、粗大、容器包装プラスチック、アルミ、スチール、その他金属、新聞、その他紙類（雑誌・本・チラシ等）、段ボール、紙パック、古布、ビール瓶、ジュース瓶、一升瓶、白瓶、茶瓶、その他瓶、ペットボトル、蛍光管・体温計、乾電池、廃食用油、小型家電）としています。

図 3-8 に示すとおり、本市での地震に伴う災害廃棄物を受け入れた平成 23 年度（2011 年度）を除き、一般廃棄物処理量は減少傾向で推移しており、平成 27 年度（2015 年度）は約 9.3 万トンでした。

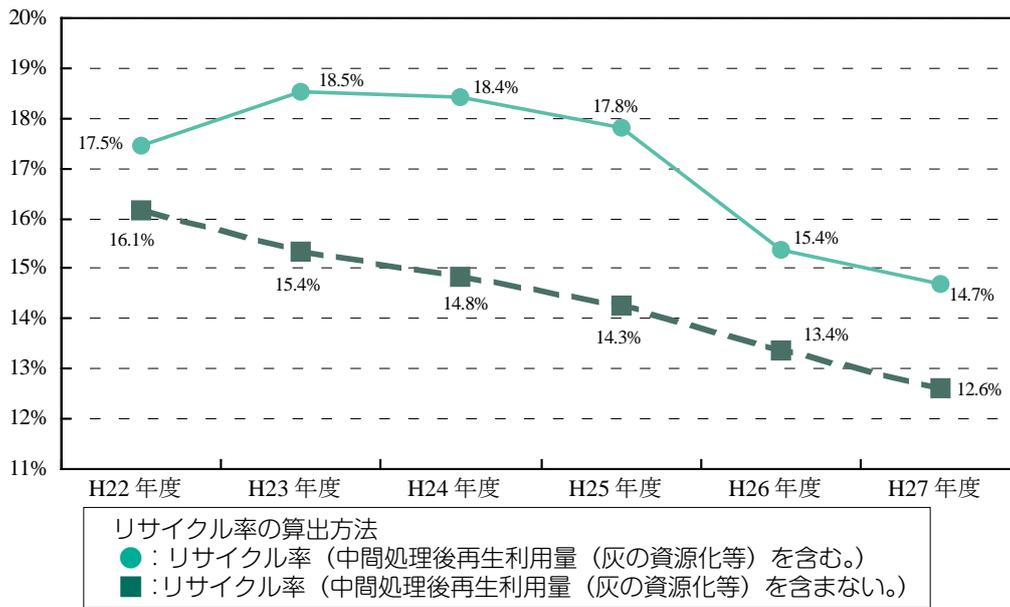
また、図 3-9 に示すとおり、灰の資源化を含むリサイクル率は平成 23 年度（2011 年度）に 18.5 パーセントと上昇しましたが、その後は減少に転じ、灰の資源化を除くリサイクル率もこのところ低下傾向にあります。これは、事業者が紙類等の回収ボックスを独自に設置したことや、インターネットの普及により新聞・雑誌類の発行部数が減少して資源物回収量が減ったためと推測されます。市全体で見ると、民間業者も含めた資源物回収量は一定の水準となっているため、市としても引き続き市民が資源物を出しやすい環境の整備を図ります。

本市では平成 20 年（2008 年）10 月に、平成 29 年度までを計画期間とする「松本市一般廃棄物処理計画」を策定しました。計画では、平成 29 年度（2017 年度）目標排出量を 86,829 トンとしています。



資料：環境業務課

図 3-8 一般廃棄物処理量の推移



資料：環境業務課

図 3-9 リサイクル率の推移

イ し尿処理

平成 27 年度 (2015 年度) のし尿処理量は 5,624 キロリットルでした。下水道等の普及により、し尿処理施設でのし尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少し続けています。



※ H21 年度は波田町の処理量を含む。

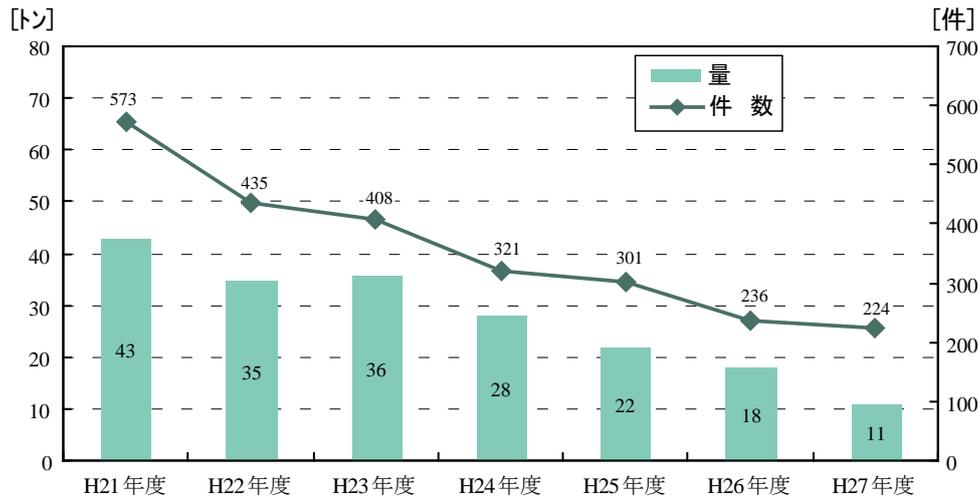
資料：環境保全課

図 3-10 し尿処理量の推移

ウ 不法投棄

図 3-11 に示すとおり、不法投棄量は減少傾向にあるものの、平成 27 年度 (2015 年度) で 11 トンが回収・処理されています。

本市では、不法投棄防止啓発用立て看板や不法投棄防止用フェンスを設置するとともに、不法投棄パトロール、環境美化巡視員、環境指導員による巡回清掃指導等を実施しています。また、駅前等においてポケットティッシュを配布し、ポイ捨てや不法投棄に対する啓発活動を実施するなど、不法投棄の削減に努めています。



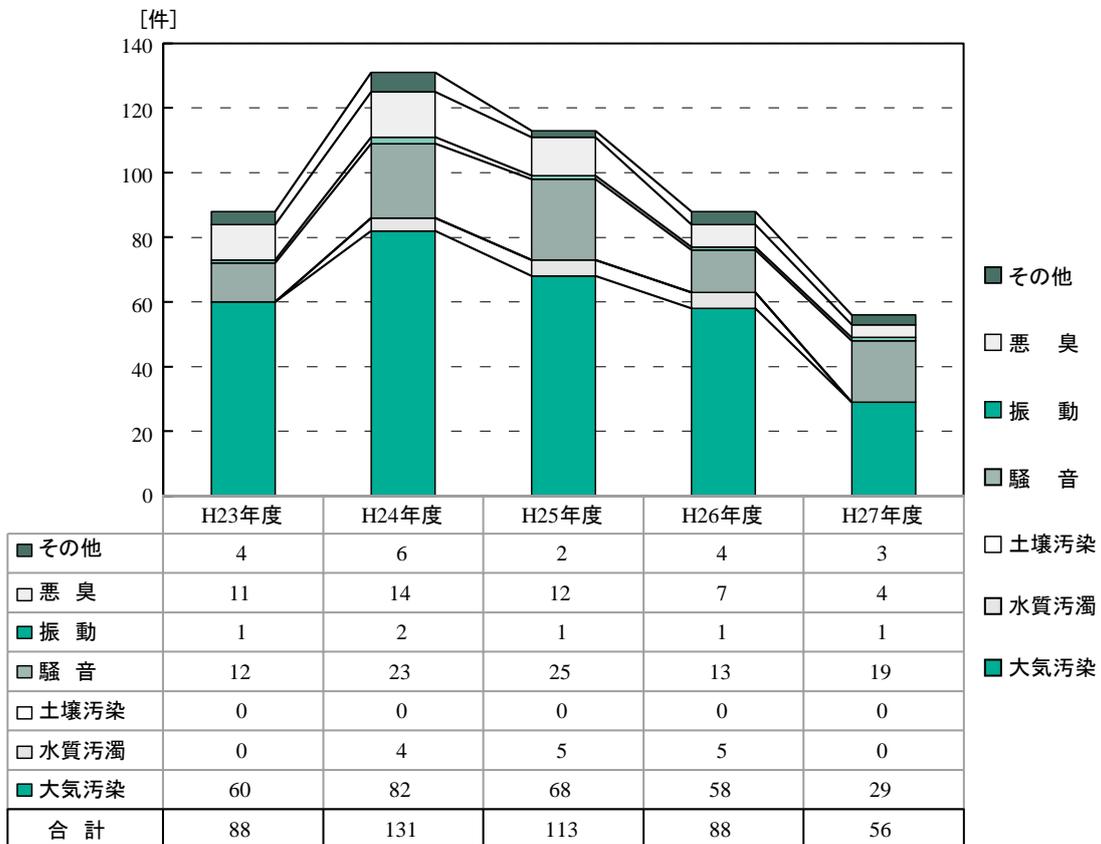
資料：環境業務課

図 3-11 不法投棄の件数と投棄量の推移

3 生活環境

(1) 公害

図 3-12 に示した公害苦情件数の過去 5 年間の平均は 95 件です。大気汚染に関する苦情が最も多く、主な原因は野焼きです。続いて騒音、悪臭となっています。



資料：環境保全課

図 3-12 公害苦情件数の推移

ア 大気汚染

表 3-3 に示すとおり、県が実施している大気環境測定車による測定結果は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントそれぞれが環境基準を達成しています。

平成 23 年（2011 年）3 月の福島第一原子力発電所の事故を受け、本市では市内 11 力所の空間放射線量の測定を行っています。表 3-4 に示すとおり、全ての地点で、国際放射線防護委員会（ICRP）の年間被ばく限量（1 ミリシーベルト）の時間換算値（自然放射線を除き 0.19 マイクロシーベルト）を下回っています。

この他、市民の安全・安心のため、土壌・地下水の放射性物質濃度の調査も実施しています。

表 3-3 大気環境測定車による測定結果（平成 27 年度）

測定項目	単位	区分	波田地点測定結果		今井地点測定結果	
			測定値	環境基準達成状況	測定値	環境基準達成状況
二酸化硫黄	ppm	1 時間値の日平均値の最高値	0.012	○	0.002	○
		1 時間値の最高値	0.026		0.007	
一酸化炭素	ppm	1 時間値の日平均値の最高値	-	-	0.3	○
		1 時間値の最高値	-		0.6	
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1 時間値の日平均値の最高値	0.048	○	0.094	○
		1 時間値の最高値	0.183		0.030	
二酸化窒素	ppm	1 時間値の日平均値の最高値	0.042 ^{*1}	-	0.022	○
		1 時間値の最高値			0.039	
一酸化窒素	ppm	1 時間値の平均値	0.172 ^{*2}	-	0.007	○
		1 時間値の最高値			0.038	
光化学オキシダント	ppm	1 時間値の平均値	-	-	0.033	○
		1 時間値の最高値			0.055	

環境基準達成状況 ○：達成 ×：未達成 -：環境基準なし
資料：長野県

波田地点は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで移動コンテナ局による測定を行っており、今井地点と測定内容が異なります。

※ 1 窒素酸化物（一酸化窒素と二酸化窒素）の 1 時間値の日平均値の最高値

※ 2 窒素酸化物の 1 時間値の最高値

表 3-4 空間放射線量測定結果（平成 27 年度各月平均値）

（単位：μ Sv/h）

	市役所	支所・出張所			観光地		小学校			
	市役所屋上	四賀支所	奈川支所	波田支所	上高地 (冬季は安曇支所)	美ヶ原高原 (冬季は松本城)	本郷小学校	並柳小学校	芳川小学校	芝沢小学校
平均値	0.08	0.07	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08
最大値	0.09	0.07	0.10	0.10	0.09	0.09	0.10	0.08	0.09	0.09
最小値	0.07	0.06	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07
4月	0.07	0.07	0.09	0.10	0.08	0.08	0.10	0.08	0.09	0.09
5月	0.07	0.07	0.09	0.09	0.09	0.08	0.10	0.08	0.08	0.08
6月	0.07	0.07	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.08	0.08	0.09
7月	0.07	0.07	0.09	0.09	0.08	0.08	0.10	0.08	0.09	0.09
8月	0.08	0.07	0.10	0.10	0.09	0.09	0.10	0.08	0.08	0.09
9月	0.08	0.07	0.10	0.09	0.09	0.09	0.10	0.08	0.09	0.09
10月	0.07	0.07	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08
11月	0.08	0.06	0.07	0.08	0.09	0.08	0.10	0.08	0.09	0.08
12月	0.08	0.07	0.09	0.09	0.08	0.07	0.10	0.08	0.09	0.09
1月	0.09	0.07	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07
2月	0.08	0.07	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.07	0.08	0.07
3月	0.08	0.06	0.08	0.09	0.08	0.07	0.08	0.07	0.08	0.08

- ・上高地、美ヶ原高原については、冬季閉鎖のため代替地で測定しています。
- ・上高地 4/24～11/13 以外は安曇支所で測定
- ・美ヶ原高原 4/24～11/20 以外は松本城で測定
- ・小学校が長期休みの期間は、小学校での測定を行っていません。

資料：環境保全課
学校教育課

イ 水質汚濁

本市内の類型指定されている河川・湖沼で行っている水質調査のうち、生活環境の保全に関する項目の測定結果は図 3-13、図 3-14 のとおりです。

河川では、水質汚濁の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）が、奈良井川（島橋）で環境基準を超過しました。湖沼（美鈴湖）においては、COD（化学的酸素要求量）が環境基準を超過する傾向にあります。

また、類型指定されていない中小河川での水質調査では、大きな変化はありません。

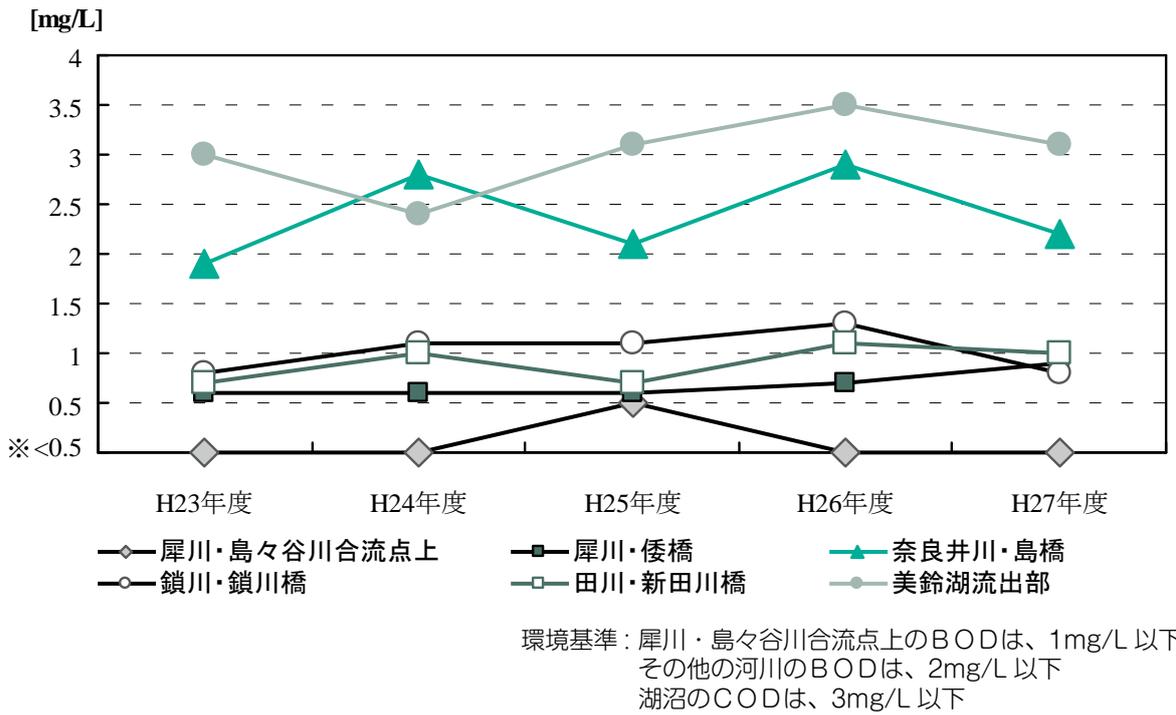


図 3-13 環境基準点のBOD及びCODの推移

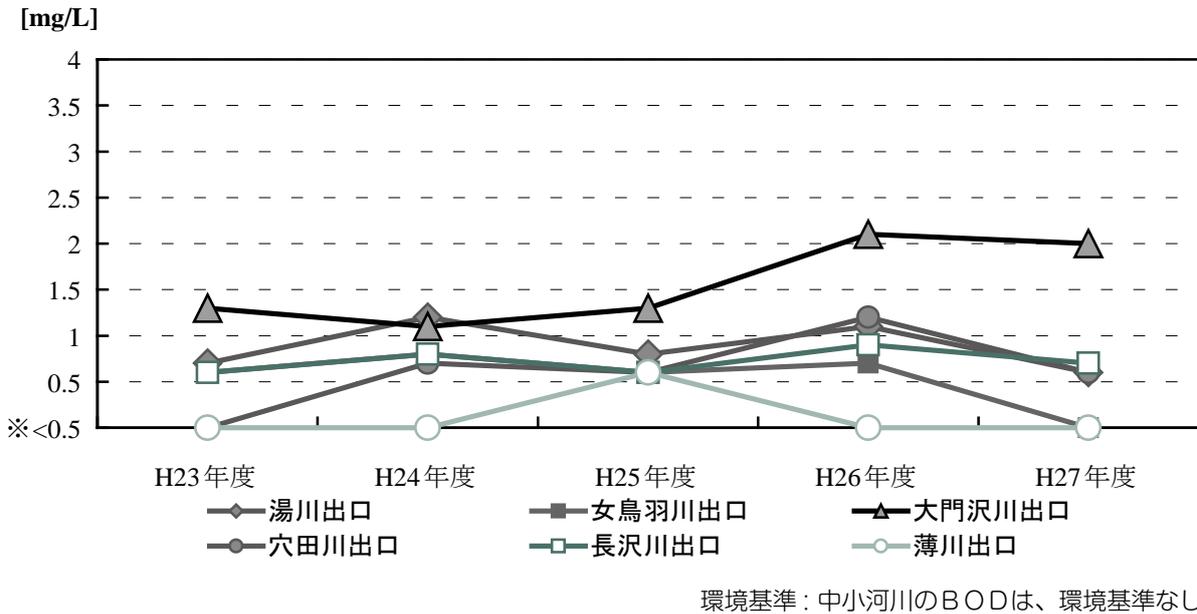


図 3-14 中小河川下流部BODの推移

※報告下限値未満の数値ため、「<0.5 (0.5 未満)」と標記しています。

ウ 騒音・振動

平成 27 年度（2015 年度）の測定では、道路環境騒音の 1 地点を除き、全測定地点、長野自動車道沿線騒音、道路環境振動及び一般環境騒音で昼間、夜間いずれも環境基準を達成しています。

表 3-5 道路環境騒音、道路環境振動（平成 27 年度）

調査地点	時間区分	自動車騒音レベル			自動車振動レベル			一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境 基準値 (dB)	測定値 Leq (dB)	判定	要請 限度値 (dB)	測定値 L10 (dB)	判定	
1 県道 320 号 倭北松本停車場線 島立 1141-3 (第二種住居地域)	昼間	70	67	○	65	31	○	14,308 0.9
	夜間	65	60	○	60	<26	○	
2 国道 158 号 島立 304-7 (第二種住居地域)	昼間	70	68	○	65	32	○	21,392 5.6
	夜間	65	63	○	60	27	○	
3 国道 143 号 中央 3-1-1 (商業地域)	昼間	70	65	○	70	34	○	15,176 4.1
	夜間	65	60	○	65	<28	○	
4 県道 295 号 平田新橋線 出川 2-11-7 (準工業地域)	昼間	70	66	○	70	41	○	8,012 6.0
	夜間	65	62	○	65	<32	○	
5 県道 289 号 寺村南松本停車場線 平田東 1-2-20 (第二種住居地域)	昼間	70	69	○	65	40	○	15,744 4.0
	夜間	65	65	○	60	33	○	
6 国道 19 号 芳野 8-10 (準工業地域)	昼間	70	69	○	70	38	○	21,897 11.9
	夜間	65	67	×	65	<37	○	

資料：環境保全課

エ 悪臭

悪臭に関する苦情は、年間で 4 件程度寄せられています。

様々な悪臭苦情に対応するため、本市では平成 15 年（2003 年）9 月から悪臭防止法に基づく規制方式を「物質濃度規制」から、人の嗅覚を用いてにのいの程度を評価する「臭気指数規制」に変更しました。

オ 土壌汚染・地盤沈下

「土壌汚染対策法」は、有害物質使用特定事業場における有害物質使用特定施設の廃止時に、土壌汚染対策を義務付ける等、人への健康被害防止を目的に制定された法律です。

平成 27 年度（2015 年度）の事務状況は次のとおりです。

- ・要措置区域または形質変更時要届出区域の指定 ……4 件
- ・土壤汚染状況調査結果の報告 ……1 件
- ・土壤汚染状況調査の猶予に係る手続き ……6 件
- ・一定の規模以上の土地の形質変更に係る手続き ……31 件
- ・土壤汚染関連情報の照会に対する回答 ……110 件

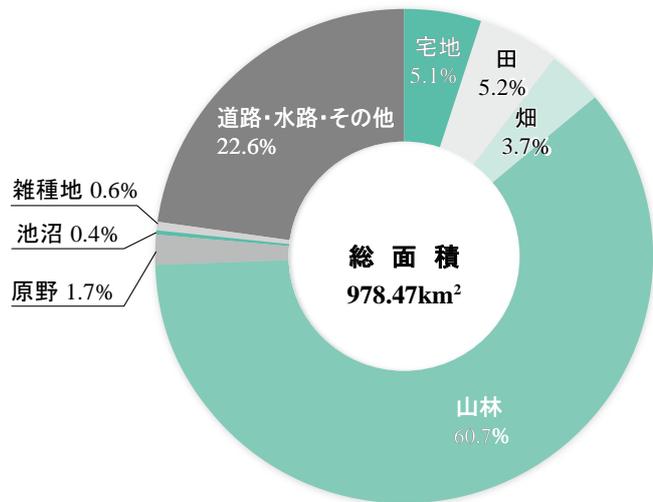
現在、地盤沈下については認められていません。

(2) 土地利用

ア 土地利用の状況

本市の地目別土地利用状況は、平成 27 年（2015 年）1 月 1 日現在で図 3-15 のとおりです。

山林が 60.7 パーセントを占め、宅地、田、畑がほぼ同じ割合となっています。



※ 保安林はその他に含む。 資料：松本市の統計

図 3-15 地目別土地利用面積

イ 都市計画区域

表 3-6 に示すとおり、都市計画区域は、市域の約 31 パーセントが指定されており、居住人口は約 97 パーセントを占めています。

表 3-7 に示すとおり、都市計画区域内の市街化区域は約 13 パーセント、市街化調整区域は約 87 パーセントとなっています。

表 3-6 都市計画区域

名称	都市計画区域		行政区域	
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
松本都市計画	30,191	234,911	97,847	243,037

平成 28 年 4 月 1 日現在
人口は平成 22 年国勢調査

資料：松本市の都市計画（資料編）

表 3-7 市街化区域及び市街化調整区域（松本都市計画区域）

都市計画区域 (ha)	市街化区域		市街化調整区域 (ha)
	面積 (ha)	人口 (人)	
30,191	4,008	170,962	26,183

平成 28 年 4 月 1 日現在
人口は平成 22 年国勢調査

資料：松本市の都市計画（資料編）

(3) 上下水道

表 3-8 に示すとおり、水道普及率は飲料水供給施設等と合わせて 99.6 パーセントとなり、合併地区を含めほぼ市内全域に上水道が普及しています。

今後は、人口の減少も予想されており、普及率の動きは非常に小さいと考えられます。普及促進からライフラインの維持補修に転換していくことが求められます。

表 3-9 に示すとおり、下水道等普及率は、平成 24 年度（2012 年度）以降、普及促進が図られ、平成 27 年度（2015 年度）末は全体の汚水人口普及率が 99.7 パーセントとなりました。今後は浄化槽普及が進まない状況と人口減少等の要因により、現状を維持するものと思われます。

市内には、松本地区の宮淵・両島浄化センターのほか、波田浄化センター（波田地区）、四賀浄化センター（四賀地区）、上高地浄化センター（安曇地区）の五つの終末処理施設があり、汚水処理を行っています。また、梓川地区においては、安曇野市にある犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場で汚水処理を行っています。

表 3-8 水道普及率

行政区 域内総 人口	上水道		飲料水供給施設			簡易給水施設			合計			普及率	
	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	箇所数	計画 給水人口		現在 給水人口
① 人	② 力所	③ 人	④ 人	⑤ 力所	⑥ 人	⑦ 人	⑧ 力所	⑨ 人	⑩ 人	②+⑤+⑧ 力所	③+⑥+⑨ 人	④+⑦+⑩ = ⑪ 人	⑪ / ① × 100%
241,112	4	241,750	239,849	5	354	235	1	26	21	10	242,130	240,105	99.6%

平成 28 年 3 月 31 日現在

※上水道事業単独での普及率は 99.5%です。

資料：上水道課・環境政策課

表 3-9 下水道等普及率の推移

単位：%

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
下 水 道	95.7	96.3	96.4	96.4	96.5
農業集落排水施設	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
浄 化 槽	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7
計	99.0	99.6	99.7	99.8	99.7

各年度末の状況

※ 四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります。

資料：下水道課

4 自然環境

(1) 地形・地質

本市は、長野県中央部に位置し、長野県の中で最も面積の広い市です。東部は美ヶ原山麓に、西部は飛騨山脈（以下「北アルプス」という。）の峰々に接し、中央部には松本平と呼ばれる平坦な盆地が広がっています。

松本平は、フォッサマグナの西縁に位置し糸魚川 - 静岡構造線が縦断しています。また、高瀬川、梓川、鎖川、奈良井川などの複合扇状地から構成されています。

地質年代は主に第四紀更新世と完新世です。東部の美ヶ原山麓は主に新生代第三紀層からなり、標高は1,000メートルから2,000メートルに及んでいます。西部の北アルプスは中生代から新生代までの地層からなり、標高3,000メートル級の峰々が南北に連なっています。

(2) 気象

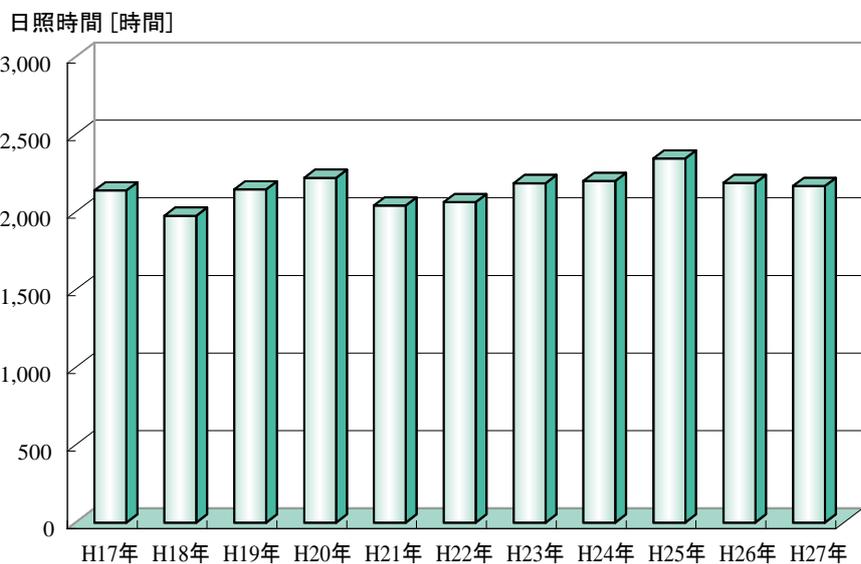
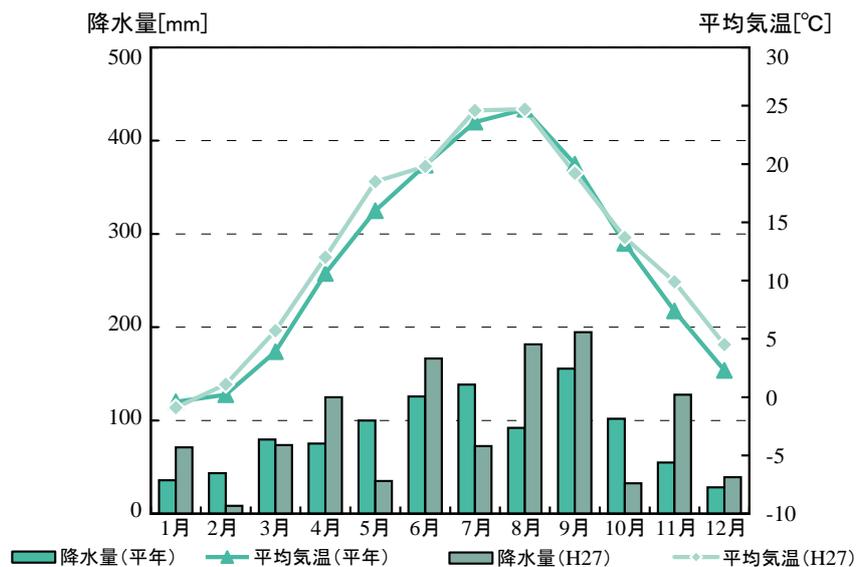
本市は内陸性気候であり、気温は日較差や年較差が大きいことが特徴です。また、表3-10や図3-16に示すとおり、降水量が少なく日照時間が長いことが特徴です。奈川や上高地は山岳地域になり、松本に比べると気温が低く、降水量が多くなっています。

※平年値の統計期間は、昭和56年(1981年)から平成22年(2010年)です。

表3-10 日照時間、降水量の比較（平年値）

観測所	日照時間（時間）	降水量（mm）
松本	2,097.5	1,031.0
奈川	1,694.5	1,962.3
長野	1,936.6	932.7
諏訪	2,119.8	1,281.0
飯田	2,018.2	1,611.5
札幌	1,740.4	1,106.5
東京	1,876.7	1,528.8
名古屋	2,091.6	1,535.3
大阪	1,996.4	1,279.0
福岡	1,867.0	1,612.3
那覇	1,774.0	2,040.8

資料：気象庁



資料：気象庁

図 3-16 気温・日照時間 (松本測候所)

(3) 動植物

ア 植物

表 3-11 に示すとおり、本市の植生の垂直分布は、標高約 1,600 メートルまでが山地帯に相当し、山地帯下部ではクヌギ、コナラ及びカスミザクラなど、山地帯上部ではクリ、ミズナラなどの落葉広葉樹林が分布します。標高約 1,600 メートルから 2,500 メートルまでが亜高山帯で、シラビソ、オオシラビソ及びコメツガなどの常緑針葉樹林や、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹林が分布します。森林限界以上は高山帯で、ハイマツ群落や風衝草原、雪田植生などが分布します。

表 3-11 植生の垂直分布

区分	標高	主な植物など
山地帯下部	～1,600m	クヌギ、コナラ、カスミザクラなどの落葉広葉樹
山地帯上部		クリ、ミズナラなどの落葉広葉樹林
亜高山帯	～2,500m	シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹林、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹林
高山帯	2,500m～	ハイマツ群落、風衝草原、雪田植生 など

美ヶ原がある東部の山地はカスミザクラ・コナラ群落、アカマツ群落、カラマツ植林及びクリーミズナラ群落が広い面積を占め、美ヶ原や鉢伏山にはススキ群団の植生が分布しています。

北アルプスに属する西部の山地はクリーミズナラ群落、ウラジロモミ群落、コメツガ群落及びシラビソ・オオシラビソ群落などが分布し、梓川より南側ではカラマツ植林の占める割合が高くなります。槍・穂高岳や乗鞍岳周辺はハイマツ群落、高山ハイデなどの高山植生が分布しますが、雪田植生は少ない状況です。

比較的広い河原を持った犀川や梓川にはカワラヨモギ群落が見られ、女鳥羽川、牛伏寺川、保福寺川などの中小河川ではヨシク拉斯の植生となっています。

表 3-12 に、長野県版レッドデータブック（維管束植物編）の中から、絶滅危惧ⅠA・ⅠB・Ⅱ類を長野県内の市町村レベルでまとめたものを示します。本市は121種もの絶滅危惧植物を保持していることになり、これは長野県内の全市町村のうち最大種数です。準絶滅危惧の市町村単位の分布はレッドデータブックに掲載されていませんが、長野県植物誌資料集から本市に記録のある準絶滅危惧種を抽出すると66種となります。



また、表 3-13 に示すとおり、長野県版レッドデータブック（植物群落編）では、92カ所の群落を選定されており、このうち本市で単一群落が6カ所、複合群落は2カ所、合計8カ所選定されています。植物群落保護上の重要性が極めて高いと評価されるAランクの群落はありませんが、重要性が高いと評価されるBランクには6群落が選定されています。

このように貴重な植物を保護していくとともに、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来植物が、在来植物の生育環境を脅かす等の状況もあり、特定外来植物に対する取組みも必要です。

表 3-12 市内に分布する県絶滅危惧種の状況

		シダ植物	種子植物	計
絶滅危惧Ⅰ類	ⅠA類	1	24	25
	ⅠB類	3	43	46
絶滅危惧Ⅱ類		3	47	50
準絶滅危惧		1	65	66
計		8	179	187

資料：長野県レッドデータブック（維管束植物編）

表 3-13 長野県レッドデータブックに選定された植物群落

種別	群系	群落名（地名）	選定理由					
			対策の緊急性	保護管理状態	特異性・分布特性	希少性	評価点合計	総合評価
単一群落	冷温帯夏緑広葉高木林	ブナースズタケ群落（牛伏寺）	1	1	2	2	6	C
	河畔林	ケショウヤナギーコゴメヤナギ群落（梓川）	2	3	2	1	8	B
	高山・亜高山低木林	ハイマツ群落（乗鞍岳）	2	2	1	1	6	C
	亜高山高茎草原	ヒゲノガリヤス群落（美ヶ原）	2	2	2	2	8	B
	浮葉植物群落	ジュンサイ群落（大野川 御池）	1	3	2	2	8	B
	亜高山放牧草原	ウシノケグサ群落（美ヶ原）	2	2	2	2	8	B
複合群落	冷温帯自然植生	上高地自然植生（上高地）	1	2	3	3	9	B
	岩壁植生	岩壁植物群落（美ヶ原）	2	2	3	2	9	B

4種類の評価基準（保護、保全対策の緊急性、保護管理状態、特異性、希少性）について、対策の重要度が高いものから3段階で点数評価し、その合計点数が10点以上のものをAランク、7～9点のものをBランク、4～6点のものをCランクとしています。

資料：長野県レッドデータブック（植物群落編）

イ 動物

本市は、標高 600 メートルから 3,000 メートルを越える地域まであり、山地、森林、耕作地、河川、市街地等、様々な環境があり、そこには多種多様な動物が生息しています。

表 3-14 と表 3-15 に示すとおり、長野県版レッドデータブック（動物編）にあげられた準絶滅危惧種までを含めた 410 種のうち、本市に生息する動物は 149 種にのぼります。これは長野県の動物のレッドリスト種の 36.3 パーセントで、全体の 3 分の 1 以上を占める多さです。

このように貴重な動物を保護するとともに、ブラックバス等の外来種への対策も必要です。また、野生鳥獣による農作物被害、人的被害が発生しており、駆除や人とのすみ分け等の対策を進める必要があります。

表 3-14 市内に分布する県絶滅危惧種等の状況（脊椎動物）

		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	計
絶滅危惧Ⅰ類	ⅠA類	1	3	0	0	0	4
	ⅠB類	2	5	0	0	1	8
絶滅危惧Ⅱ類		3	16	0	1	2	22
準絶滅危惧		7	15	0	2	6	30
計		13	39	0	3	9	64

資料：長野県レッドデータブック（動物編）

表 3-15 市内に分布する県絶滅危惧種等の状況（無脊椎動物）

		昆虫類	クモ類	貝類	ウズムシ類	カイメン類	計
絶滅危惧Ⅰ類		3	1	0	0	0	4
	ⅠA類	0	0	0	0	0	0
	ⅠB類	3	0	0	0	0	3
絶滅危惧Ⅱ類		24	0	1	0	0	25
準絶滅危惧		52	0	1	0	0	53
計		82	1	2	0	0	85

資料：長野県レッドデータブック（動物編）

表 3-16 市内に分布する県絶滅危惧種等の状況（注目すべき種）

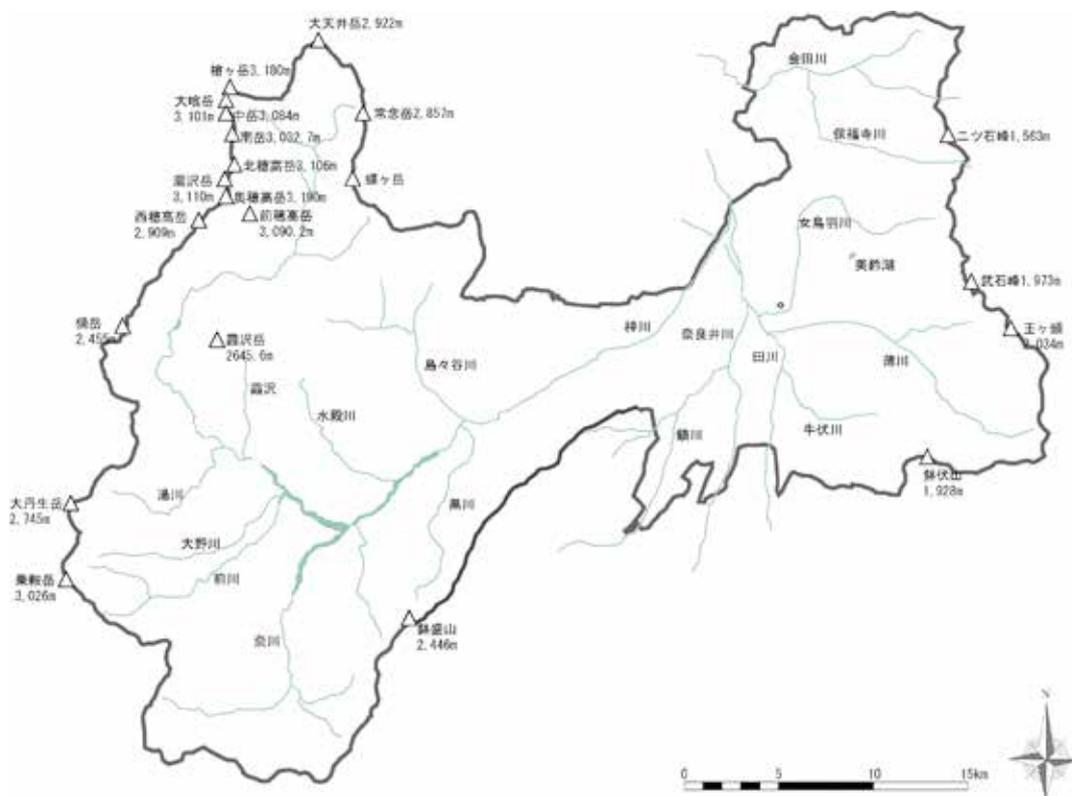
分類	注目すべき種
哺乳類	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドモモンガ、ホンドオコジョ、ヤマネ及びクビワコウモリ、カグヤコウモリ、シナノハウヒゲコウモリ等のコウモリ類 など
鳥類	イヌワシ、クマタカ、ライチョウ など
両生・爬虫類	ツチガエル、クロサンショウウオ、モリアオガエル など
魚類	メダカ、スナヤツメ、ホトケドジョウ、ヤマトイワナ など
昆虫類	ミヤマモンキチョウ、ミヤマシロチョウ、クモマツマキチョウ、タカネヒカゲ、ベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ、オオイチモンジ、コヒオドシ、タカネキマダラセセリ、ヤリガタケシジミ（アサマシジミの中部高山帯亜種） など

資料：長野県レッドデータブック（動物編）

(4) 陸 水

図 3-17 に示すとおり、本市は、北アルプス槍ヶ岳に源を発する梓川が多くの河川と合流しながら貫流しています。木曾山脈（以下「中央アルプス」という。）の駒ヶ岳の北にある茶臼山を源流とする奈良井川は、鎖川、田川等と合流しながら、市街地を流れ、安曇野市との市境付近で梓川と合流し犀川となり、日本海へと続いています。

市中心部にも、薄川、田川、女鳥羽川、大門沢川等が流れており、良質で豊富な地下水にも恵まれ、伏流水による湧水が市内各所でみられます。



(5) 水資源

本市は、河川や湧水等の水資源に恵まれています。その中で優れたものとして選定された箇所を表 3-17 に示します。

これらを保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

表 3-17 優れた水資源箇所

名 称	市内の選定箇所	所管等	選定の目的等
平成の名水百選	まつもと城下町 湧水群	環境省 平成 20 年 (2008 年)	昭和 60 年 (1985 年) に「名水百選」(昭和の名水百選) が選定されてから 20 年以上が経過していることから、周辺状況、社会情勢の変化も踏まえ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水の水環境の中で、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを選定
「名水百選」選抜総選挙 (観光地としてすばらしい「名水」部門で 3 位)		環境省(ウォータープロジェクト) 平成 28 年 (2016 年)	「名水百選」30 周年を記念して、改めて「名水百選」を周知するとともに、豊かな水資源を各地域の活性化等に活用するため、「平成の名水百選」を含めた「名水」を対象として、「観光地」、「景観」、「秘境地」、「おいしさ」の四つの部門ごとに、認知や支持、人気等を競い合う国民投票を実施したもの
甞る水 100 選 〔下水道整備の推進により水環境を保全し又は回復させた部門〕	水清き城のまち	国土交通省 平成 12 年 (2000 年)	下水道が水環境の保全回復に果たしている事例を募集・紹介し、下水道整備に当たっての地方公共団体の創意工夫、努力の参考に供するとともに、改めて下水道整備の必要性について国民の理解を深めることを目的に選定
信州の名水・秘水	上高地 清水川	長野県 平成 22 年 (2010 年)	水の大切さを再認識し、水環境を保全する意識の高揚を図るとともに、地域の活性化に役立てるため、「信州の名水・秘水」選定委員会により、湧水等の中から特に優れたもの 15 カ所を選定
信州水自慢	源智の井戸 (松本市) 行人沢 (旧四賀村) 明神池 (旧安曇村)	長野県 平成 4 年 (1992 年) (平成 21 年改訂)	平成 4 年 (1992 年) に県内全市町村から 1 カ所ずつ優れた水環境をとりまとめ紹介したもの。平成 21 年 (2009 年) に改訂し、「源智の井戸」「行人沢」「明神池」を選定 (平成 4 年 (1992 年) 当時は天狗の滝 (旧奈川村)、南黒沢溪流 (旧梓川村)、黒川渓谷鉢盛大滝 (旧波田町) が選定されていた)

(6) 自然公園

表 3-18 に自然公園の面積を示します。自然公園法に基づき、国立公園・国定公園が指定され、自然環境の保護と快適な利用の推進が図られています。

表 3-18 自然公園面積

単位：ha

公園名	特別地域					普通地域	合計
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	小計		
中部山岳国立公園	11,802	1,000	6,360	936	20,098	4,147	24,245.0
八ヶ岳中信高原国定公園		463.20	1,158.22	3,830.77	5,452.2		5,452.2
計	11,802	1,463	7,518	4,767	25,550	4,147	29,697.2

平成 28 年 4 月 1 日現在

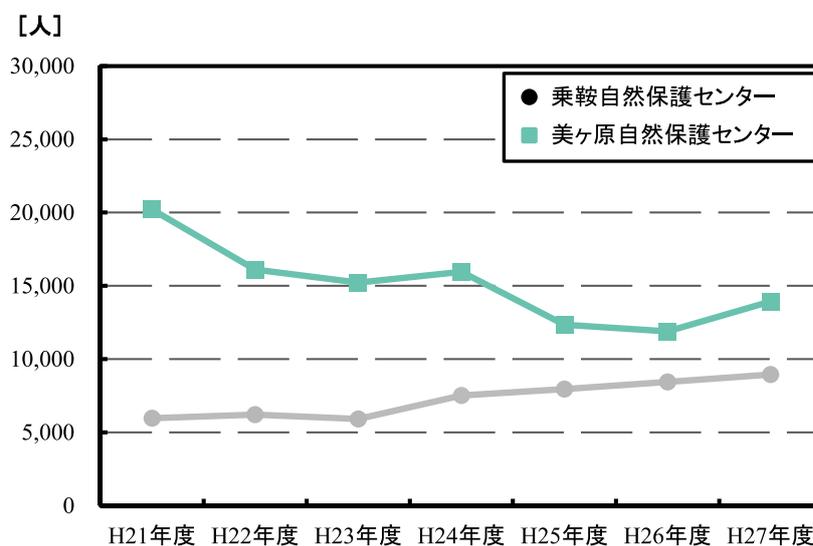
資料：環境省公園計画書

(7) 自然とのふれあい

本市には、上高地や乗鞍高原、美ヶ原高原など身近に多くの自然があります。

各地域周辺の自然や歴史を学習したり、利用者に国立・国定公園の適切な利用のための指導や情報提供をしたりする施設として自然保護センターなどがあります。

今後は、施設の所有者である長野県の協力を得ながら、自然環境の体験や学びをとおして、地域固有の魅力を観光客に伝え、その価値や大切さが理解され、保全につながっていく役割を果たす施設として、維持管理及び展示内容の充実を図ることが必要です。



資料：観光温泉課、山岳観光課

図 3-18 美ヶ原自然保護センター及び乗鞍自然保護センターの入館者数

5 快適環境

(1) 文化財

表 3-19 に示すとおり、文化財の指定等件数は、国指定等が 76 件、県指定等が 35 件、市指定が 218 件の計 329 件となっています。

表 3-19 指定・登録文化財件数一覧

指定別	区分	件数	種別内訳
国指定	国宝	1	建造物 1
	重要文化財	16	建造物 9 彫刻 5 工芸品 1 典籍 1
	重要有形民俗文化財	3	年中行事 1 信仰 1 生産生業 1
	史跡	2	史跡 2
	名勝	1	特別名勝 1
	天然記念物	2	特別天然記念物 2
	重要美術品	2	工芸品 1 書跡 1
国登録	登録有形文化財（建造物）	47	住宅 16 治山治水 1 学校 5 生活関連 6 産業1次 3 産業3次 6 宗教 9 その他 1
国選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2	風俗慣習 2
	国 小計	76	
県指定	県宝	18	建造物 6 絵画 1 彫刻 8 考古資料 2 歴史資料 1
	無形民俗文化財	1	無形民俗文化財 1
	史跡	4	史跡 4
	名勝	2	名勝 2
	天然記念物	9	天然記念物 9
県選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1
	県 小計	35	
市指定	重要文化財	121	建造物 24 絵画 6 彫刻 32 工芸品 12 書跡 3 典籍 1 古文書 2 考古資料 11 歴史資料 30
	重要有形民俗文化財	5	有形民俗文化財 5
	重要無形民俗文化財	24	無形民俗文化財 24
	特別史跡	20	特別史跡 20
	特別名勝	9	特別名勝 9
	特別天然記念物	39	特別天然記念物 39
	市 小計	218	
	合計（国+県+市）	329	

平成 28 年 5 月 1 日現在

資料：文化財課

(2) 公園等

表 3-20 に示すとおり、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在、49 カ所 289.69 ヘクタールの都市公園が開設されています。また、都市計画決定していない条例公園が 110 カ所、55.96 ヘクタールあります。

表 3-20 都市計画公園の概要

区 分 種 類		計 画		開 設 済		備 考	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
住 区 基 幹 公 園	街区公園	27	6.57	27	6.57	(58 カ所	10.19ha)
	近隣公園	7	12.5	7	12.5	(4 カ所	4.27ha)
	地区公園	3	16.1	3	16.1	(1 カ所	18.80ha)
	小 計	37	35.17	37	35.17	(63 カ所	33.26ha)
都 市 基 幹 公 園	総合公園	2	84.5	2	81.61		
	運動公園						
	小 計	2	84.5	2	81.61		
大規模	広域公園	1	100.9	1	100.9	全体 内訳	149.9ha 松本 100.9ha 塩尻 49.0ha (0.40ha)
緩衝緑地							
都市緑地		8	25.81	8	25.01	(46 カ所	15.50ha)
特殊	墓 園	1	47.0	1	47.0	(1 カ所	6.8ha)
合 計		49	293.38	49	289.69	(110 カ所	55.96ha)

平成 28 年 4 月 1 日現在

() は都市計画決定していない条例公園

資料：松本市の都市計画（資料編）

(3) 五感に心地よい環境

表 3-21 に快適なかおり環境を示します。本市は豊かな自然環境に恵まれていますが、かおり植物等樹木を使用した心地よい生活環境の創出を進めています。

表 3-21 快適なかおり環境

名 称	市内の選定箇所	所管等	選定の目的等
かおり風景 100 選	松本大名町通りのシナノキ	環境省 平成 13 年度 (2001 年度)	かおり環境という新しい考え方を取り入れ、良好なかおりとその源となる自然や文化を保全・創出しようとする地域の取組みを支援する一環として、かおり環境として特に優れたものを選定
みどり香るまちづくり企画コンテスト	奈川地区「かおりとチョウの森」づくり（環境大臣賞） 松原地区「かおりと花いっぱいコミュニティガーデンづくり」（におい・かおり環境協会賞）	環境省 平成 18 年度 (2006 年度)	まちづくりに「かおり」の要素を取り込むことで、良好なかおり環境を創出しようとする地域の取組みを支援することを目的として「かおりの樹木・草花」を用いた企画の中から優秀な企画を選考

6 市民活動

市民による環境美化活動として、環境保護月間・環境美化月間の地区統一清掃、環境美化巡視員による巡回清掃、ごみゼロ運動、散乱空き缶等追放キャンペーン、河川一斉清掃、河川パトロール、不法投棄パトロール等が行われています。環境学習として、自然観察会、環境学習講座、地区公民館で環境教育講座、美ヶ原自然観察会、学校での花を育てる心育成事業、全校清掃活動、河川清掃、地域清掃等が行われています。

また、戦後まちが荒廃し、人びとの心にも余裕が持てない中「社会を美しく・明るく・住みよく」し、また花を通じて人びとの気持ちを豊かにとの願いを込め、昭和 27 年（1952 年）に本市から始まった花いっぱい運動は、町会をはじめ多くの市民有志の共感と協力のもと、全国へ広がっており、本市でも積極的に取組みが行われています。

その他、環境衛生事業を推進するための環境団体として、環境衛生協議会連合会、環境美化巡視員、河川をきれいにする会連絡協議会、有価資源物価格協議委員会、清掃業務研究会、リサイクル業務研究会、松本市消費者の会波田地区等が活動しています。

NPO 法人等、本市で環境に関連する活動をしていると思われる団体（松本市市民活動サポートセンターへの登録団体）は 30 団体あります。

市民による環境美化や環境学習の取組み、また、市民と行政の協働による環境への取組みを推進する必要があります。それには、行政だけではなく、NPO 法人やボランティア団体等と協力しながら取り組んでいくことが必要です。

7 環境教育

(1) 幅広い世代への環境教育

環境教育を推進し、幅広い世代における人々の環境保全意識の醸成を目指すため、エコスクール事業を実施し、自然観察会、環境学習講座など、市民に対し様々な環境学習機会の提供を行っています。

また、市ホームページ内に環境教育情報サイトを作成し、行政だけではなく環境教育に関連する機関の情報を発信しています。

(2) 小中学校への環境教育

ア 小中学校への環境教育支援事業

平成 22 年度（2010 年度）から、小中学校環境教育支援事業として学校での環境教育の充実を図り、トライやるエコスクール事業を支援するため、環境教育分野の専門性を有する企業・団体・個人を講師とする環境教育プログラムの紹介と事業実施に向けた調整を行っています。

表 3-22 小中学校教育支援事業実施状況

	実施小中学校数	参加延べ人数	実施プログラム数
平成 22 年度	5	595	4
平成 23 年度	14	1,594	9
平成 24 年度	19	2,502	13
平成 25 年度	18	2,265	12
平成 26 年度	17	1,743	16
平成 27 年度	21	1,991	19

イ 小学生を対象とした食品ロス削減に係る環境教育

平成 27 年度（2015 年度）には、環境省のモデル事業に、本市の提案した「環境教育の実施に伴う効果測定事業」が採択されました。

この事業は、小学生に環境教育を実施し、その効果を測定するため、給食の食べ残し量調査を行うとともに、保護者を対象としたアンケート調査を行ったものです。

環境教育を実施した 2 校と実施していない 1 校において、環境教育実施前後の食べ残し量調査を行い、事業効果の量的な評価をしています。

また、環境教育を実施した保護者向けにアンケート調査を実施し、子どもの自宅における環境教育の話の有無や子どもや保護者の意識等変化の有無などを集計することにより、環境教育の効果や家庭への波及を見えています。

平成28年度（2016年度）からは、左記モデル事業の結果を基に、市内の全小学3年生を対象に環境教育を実施しています。

(3) 園児への環境教育

平成24年度（2012年度）からの新しい取組みとして、食べものを作ってくれた人への感謝の心、資源の大切さを忘れない心を育むために、感受性豊かな園児を対象に参加型の環境教育を実施し、幼い頃からの環境に対する意識向上を図っています（全公立保育園・幼稚園46園で実施）。

更に、平成26年度（2014年度）からは、リサイクルと食べ物の大切さを身近に捉えるとともに、環境教育の効果をより高めるため、ペットボトルをリサイクルして作られた子ども用エコバッグを、環境教育を受けた園児に配布しています。

また、平成26年度（2014年度）には、環境教育の効果を継続させるため、保育士等からなるプロジェクトチームが食品ロス削減啓発用紙芝居「みんなでおいしくいただきます！～お皿ピカピカ大作戦～」を作成しました。紙芝居は、市内の保育園・幼稚園等に配布し、日常的に活用してもらうほか、市ホームページにデータを掲載し、他自治体でも活用できるよう全国展開しています。



夏休みエコスクール



園児を対象とした参加型環境教育



松本キッズ・リユースひろば配付会





第**4**章

計画のめざすもの

第4章 計画のめざすもの

1 将来のまちの姿

本計画は、総合計画で掲げる将来の都市像「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向けた施策・事業を環境面から推進する役割を担っていることから、本計画が目指すまちづくりの基本目標は、基本構想と同一のものとします。

【環境の健康】

「人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち」

2 基本理念

本計画は、「松本市環境基本条例」の基本理念を念頭に、総合計画の基本構想がめざす将来のまちの姿の実現を推進します。

- 本市の恵まれた環境の保全・良好な環境の確保と維持
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の取組み

3 めざす環境像

総合計画の将来のまちの姿、本市の環境についての基本理念を踏まえ、「めざす環境像」と計画を支える「5つの柱」を次のように設定します。

めざす環境像

清い水、深いみどりと青い空

～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～

計画の5つの柱

- 第1の柱 かけがえのない地球環境に配慮するまち
- 第2の柱 環境への負荷が少なく、資源が循環するまち
- 第3の柱 安全に安心して暮らせるまち
- 第4の柱 自然の恵みを大切に受けつぐまち
- 第5の柱 緑・水・歴史を育むまち



乗鞍の紅葉



清い水、深いみどりと青い空
～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～



実践編

第5章 施策の展開

第6章 計画の進行管理



第5章

施策の展開

「めざす環境像」を実現するための施策の柱を次のように設定し、施策を展開します。

計画の5つの柱

第1の柱 かけがえのない地球環境に配慮するまち (地球環境)

深刻化する地球温暖化等を防止し低炭素型地域づくりを推進するために、適切な情報収集と提供を図りながら、地域社会における市民、学校、事業者、行政の協働による具体的な取組みを行い、地球環境に配慮したまちを目指して施策を展開します。

第2の柱 環境への負荷が少なく、資源が循環するまち (循環型社会)

資源を大切にし、環境に極力負荷をかけないライフスタイルの確立に向け、資源・エネルギーの効率的な使用、廃棄物の発生抑制と再使用及び再生利用を推進するなどにより、持続可能な循環型社会を目指して施策を展開します。

第3の柱 安全に安心して暮らせるまち (生活環境)

公害の防止や環境衛生の向上などにより人の健康や生活環境への被害を防止し、生活基盤の安定化、適切な廃棄物処理を着実に推進するなど、安全・安心な生活環境を守るまちを目指して施策を展開します。

第4の柱 自然の恵みを大切に受けつぐまち (自然環境)

優れた自然環境や生物多様性を守り、適正利用を図るとともに、人と自然とのふれあいによる豊かな自然の恵みを大切にするまちを目指して施策を展開します。

第5の柱 緑・水・歴史を育むまち (快適環境)

きれいなまちなみが保たれ、ごみが少なく、花や緑が豊かで、親しめる水辺があり、文化資産を生かした風格と芸術文化活動等の潤いのある快適環境を育むまちを目指して施策を展開します。

計画の「5つの柱」ごとに基本施策を設け、具体的な施策への取組みを行います。

めざす環境像	5つの柱 (施策の基本方針)	基本施策	個別取組項目	
清い水、深いみどりと青い空 ～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～	かけがえのない地球環境に配慮するまち (地球環境)	低炭素型地域づくりの推進	日常的な省エネルギーへの取組み 建築物等の低炭素化の推進 再生可能エネルギー利用の促進 情報の収集及び提供 自動車由来の温室効果ガス対策の推進	
		車優先社会からの転換	市民や滞在者への意識啓発 公共交通機関の利用促進 公共交通ネットワークの充実 自動車排出ガス対策の推進 歩行者・自転車の利用環境の整備 交通渋滞解消対策の推進	
		松本市地球温暖化対策実行計画の推進	温室効果ガス排出量の把握と公表 温室効果ガス排出量削減に向けた計画の推進	
		環境への負荷が少なく、資源が循環するまち (循環型社会)	ごみ減量の推進	発生抑制の推進 再使用の推進 再生利用の徹底
			農林業の推進	持続性の高い農業の推進 有機農業の推進 遊休荒廃農地の活用 農林産物の地産地消の推進 計画的な森林整備の推進 森林の公益的機能の増進
			安全に安心して暮らせるまち (生活環境)	公害の防止と対策
	廃棄物の適正処理の推進			一般廃棄物の適正処理と処理施設の管理 産業廃棄物の適正処理と処理施設の管理 不法投棄対策の推進
	生活環境基盤の整備			適正な土地利用の推進 安全で良質な水道水の供給 下水道施設の整備
	自然の恵みを大切に受けつぐまち (自然環境)		野生動植物の保全と対策	野生動植物等、自然環境の把握 自然環境の保護・保全 生物多様性の確保 野生鳥獣による被害の低減
		自然とのふれあいの推進	市民参加の自然教育活動の実施 自然の中で遊べる環境づくり 自然公園の保護と活用	
	緑・水・歴史を育むまち (快適環境)	松本らしい景観・文化の保全と創出	城下町としての景観整備の推進 松本の特徴ある景観の保全、創出 文化資産の保存と活用 五感に心地よい環境づくりの推進	
		緑化と美化の推進	緑地の保全と緑化の推進 環境美化の促進 公園利用者の安全・安心を図るための整備 花いっぱい運動の推進	
		親しめる水辺の創出	親水性のある水辺の整備 湧水・井戸の保全と活用	

第1の柱 かけがえのない地球環境に配慮するまち（地球環境）

深刻化する地球温暖化等を防止し低炭素型地域づくりを推進するために、適切な情報収集と提供を図りながら、地域社会における市民、学校、事業者、行政の協働による具体的な取組みを行い、地球環境に配慮したまちを目指して施策を展開します。

第1項 低炭素型地域づくりの推進

■現状と課題

私たちの豊かさや便利さを求めた日常生活や経済活動が、地球規模の環境問題を引き起こしています。特に地球温暖化は緊急を要する課題となっています。

平成26年（2014年）に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第5次報告書によると、今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は、昭和61年（1986年）から平成17年（2005年）に比べ0.3～4.8度上昇する可能性が高いと報告しています。

こうした状況に対し、平成27年（2015年）に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す「パリ協定」が採択され、翌年発効となりました。日本政府は、温室効果ガス排出量を平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で26パーセント削減する目標を設定し、温室効果ガス削減に向けた取組みを進めるとしています。

地球温暖化防止と持続可能な低炭素型地域づくりを構築していくためには、市民一人ひとりが環境に配慮した取組みを行うことが必要であるとともに、市民・事業者・市の連携による取組み、近隣市町村、県、国等との協力が必要です。

■施策の展開

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量を削減するための取組みを進めます。

持続可能な社会を構築するため、再生可能エネルギーの活用と省エネルギー促進のための取組みを進めます。

個別取組事項

- 日常的な省エネルギーへの取組み
- 建築物等の低炭素化の推進
- 再生可能エネルギー利用の促進
- 情報の収集及び提供
- 自動車由来の温室効果ガス対策の推進

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
太陽光発電の固定価格買取制度における認定容量	H27	74,593kW	H32	112,000kW
市施設における再生可能エネルギー設置件数	H27	71 施設	H32	76 施設
市施設における温室効果ガス排出量	H22	40,921t-CO ₂	H32	35,600t-CO ₂ (H22年比13%削減)
下水道施設の購入電力量 (消化ガス〔メタンガス〕発電の実施)	H22	11,805,787kWh	H32	8,620,000kWh
住宅用省エネルギーフォーム申請件数	H26	0 件 (累計)	H32	1,800 件 (累計)
再生可能エネルギーで事業を興す事業者数	H26	0 件	H32	4 件

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・住宅の新築・大規模改修時には、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）など、エネルギー消費量の少ない住宅とする。
- ・住宅の改築時には太陽光発電設備や太陽熱給湯設備、燃料電池設備等の設置の他、高効率給湯機器やLED照明器具など、省エネルギー機器の導入を進める。
- ・薪ストーブやペレットストーブ等の設置を進める。
- ・温室効果ガス削減につながる取組みについての情報を積極的に収集し、実践する。
- ・自動車を購入する場合は、環境配慮車を検討する。
- ・エコドライブを行う。

事業者に見られる取組み

- ・工場、事業所等の新築・改修時には、建物の高断熱化、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・ESCO 事業等の導入を検討する。
- ・チップボイラー等、木質バイオマス熱利用設備の設置を進める。
- ・再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む。
- ・温室効果ガス削減につながる取組みについての情報を積極的に収集し、実践するとともに、情報の発信を行う。
- ・環境配慮車の導入を進める。
- ・エコドライブを行う。

市が行う取組み

- ・ 公共施設等での ESCO 事業の導入検討を進めるとともに、民間への導入促進を図る。
- ・ 一事業者として「松本市役所エコオフィスプラン」の取組みを進める。
- ・ 住宅の改修時における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に対する補助制度を実施する。
- ・ 公共施設の新築・改修に合わせ、建物の高断熱化、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入等を図る。
- ・ グリーン購入の普及啓発を進める。
- ・ 環境に配慮した事業者からの電力調達を推進する。
- ・ 公共施設への太陽光発電、木質バイオマスボイラー等の再生可能エネルギー設備及び省エネルギー機器や監視システム等の導入を進める。
- ・ 回収した廃食用油から精製した BDF をごみ収集車等に利用する。
- ・ 小水力発電や地熱発電、木質バイオマス熱利用、温度差熱利用等、再生可能エネルギーの普及・啓発を進め、再生可能エネルギーの活用を検討する。
- ・ 「松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画」の取組みを進める。
- ・ 市民・事業者に温室効果ガス削減につながる取組みについて情報提供を行う。
- ・ 国、県、市等の助成制度について、積極的に情報発信をする。
- ・ 長野県地球温暖化防止活動推進員、信州省エネパトロール隊等、地球温暖化防止の取組みを行う組織等の活用の情報発信をする。
- ・ 省エネアドバイザーの派遣の検討等を進め、家庭や事業所における省エネルギー推進事業に取り組む。
- ・ 温室効果ガス削減の取組みを普及する人材を育成する。
- ・ 地球温暖化による影響が考えられる、自然災害、農作物被害、生態系への影響等について、調査し対応策を検討する。
- ・ 公用車への環境配慮車の導入を進める。
- ・ 町会が設置する LED 防犯灯設置への補助を継続する。

■所管する部局

- ・ 環境部 ・ 財政部 ・ 地域づくり部 ・ こども部 ・ 農林部 ・ 商工観光部
- ・ 建設部 ・ 上下水道局 ・ 教育部

第2項 車優先社会からの転換

■現状と課題

モータリゼーションの進展により、車に依存した生活スタイルが一般的となり、特に地方都市においては、「車優先の街づくり」が進められてきました。

車は、非常に便利な交通手段ですが、その半面、排気ガスによる公害や公共交通利用者の減少、交通渋滞等の社会問題が顕在化してきています。

今後は、従来の枠組みを超えた新たな発想により車優先社会からの転換に向けた取り組みが必要です。

■施策の展開

車を優先した社会構造から徒歩・自転車・公共交通等、環境にやさしい交通手段への転換を促進し、交通渋滞の緩和や排気ガスの発生抑制により環境負荷の低減を図り、低炭素社会の構築を図ります。

市民の移動の利便性と安全性の確保に加えて環境負荷の低減のために、既存の公共交通を最大限活かしながら、地域の実情に対応する公共交通ネットワークを民間事業者等と連携し推進します。また住民ニーズや社会情勢を把握し、利用者の立場に立った公共交通環境整備を行いながら、歩行者、自転車、公共交通を優先する次世代交通政策を推進します。

個別取組事項

- 市民や滞在者への意識啓発
- 公共交通機関の利用促進
- 公共交通ネットワークの充実
- 自動車排出ガス対策の推進
- 歩行者・自転車の利用環境の整備
- 交通渋滞解消対策の推進

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
ノーマイカーデー運動実施団体数	H22	38 団体	H32	42 団体
公共交通乗車数	H26	24,000 人 / 日	H32	25,900 人 / 日

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・過度な自動車利用から、徒歩・自転車・公共交通利用へ積極的に転換する。
- ・自動車を購入する場合は、環境配慮車を検討する。
- ・エコドライブやカーシェアリングを行う。

事業者に望まれる取組み

- ・エコ通勤の拡大実践を進める。
- ・自動車利用の抑制・効率化を進める。
- ・輸送に鉄道の利用を検討する。
- ・環境配慮車の導入を進める。
- ・物流の効率化を図る。
- ・エコドライブやカーシェアリングを行う。
- ・時差通勤を進める。
- ・交通事業者においては、利用者ニーズを把握し、自主的な利用促進や利便性の向上を行う。

市が行う取組み

- ・ノーマイカーデー運動・エコ通勤・カーシェアリングの取組みを推進する。
- ・パークアンドライド事業を進める。
- ・市街地循環バス事業を推進、支援する。
- ・市民生活に必要な公共交通の運行を確保する。
- ・公共交通の維持・改善に向けた計画の立案及び利用促進を行う。
- ・モビリティマネジメントを推進する。
- ・地域主導型公共交通事業により、住民が行う移動手段確保の取組みを支援する。
- ・電気自動車充電施設の整備を進める。
- ・公用車への環境配慮車の導入を進める。
- ・エコドライブの推進、アイドリング規制地域の指定等の検討を進める。
- ・自転車レーンの設置及びネットワーク化の検討など、自転車を利用しやすい環境整備を進める。
- ・ゾーン30等、歩行者優先の安心して歩ける環境を整備する。
- ・段差の解消等、歩行者が歩きやすい環境整備を進める。
- ・渋滞解消のための道路改良、信号機の運用方法等を関係機関と協力して進める。
- ・輸送方法の効率化を検討する。

■所管する部局

- ・環境部
- ・政策部
- ・財政部
- ・健康福祉部
- ・商工観光部
- ・建設部

第3項 松本市地球温暖化対策実行計画の推進

■現状と課題

気象庁の「気象変動監視レポート2014」によると、世界の年平均気温偏差は100年当たり0.70度、日本は1.14度の割合で上昇しています。これに対し、本市では1.88度の割合で上昇していることから、世界や日本の平均より早いペースで上昇していることが分かります。

本市の温室効果ガス排出状況は、算定データのある平成2年度（1990年度）から平成19年度（2007年度）までは上昇し、それ以降、現在まで減少傾向にあります。しかし、東日本大震災以降、原子力発電所が停止した関係で、電気の温室効果ガス排出係数が上昇し、節電しても温室効果ガスが思うように減らない状況となっています。

■施策の展開

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する「松本市地球温暖化対策実行計画」を着実に進めるとともに、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

個別取組事項

- 温室効果ガス排出量の把握と公表
- 温室効果ガス排出量削減に向けた計画の推進

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
市全域から排出される温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)	H19	2,019,375t-CO ₂	H32	1,677,000t-CO ₂

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・地球温暖化に関する問題意識を共有する。
- ・温室効果ガス排出量把握のための情報提供に協力する。
- ・温室効果ガス排出量削減目標達成に向けた取組みを進める。

事業者等に望まれる取組み

- ・地球温暖化に関する問題意識を共有する。
- ・温室効果ガス排出量把握のための情報提供に協力する。
- ・温室効果ガス排出量削減目標達成に向けた取組みを進める。

市が行う取組み

- ・ 温室効果ガス排出量の数値を的確かつ継続的に把握し、分析する。
- ・ 温室効果ガス排出量・削減効果等の見える化を図り、問題意識の共有・計画推進の啓発を行う。
- ・ 再生可能エネルギー利用の普及・省エネルギーの促進・交通環境整備・森林整備・ごみ減量・環境教育等、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた施策の展開を進める。
- ・ 着実な計画推進のための管理体制を整備する。
- ・ 現状分析により5年ごとに計画を見直す。
- ・ 温暖化対策条例制定を検討する。

■所管する部局

- ・ 環境部



奈川保育園太陽光発電



打ち水大作戦

第2の柱 環境への負荷が少なく、資源が循環するまち（循環型社会）

資源を大切に、環境に極力負荷をかけないライフスタイルの確立に向け、資源・エネルギーの効率的な使用、廃棄物の発生抑制と再利用及び再生利用を推進するなどにより、持続可能な循環型社会を目指して施策を展開します。

第1項 ごみ減量の推進

■現状と課題

本市では、平成20年（2008年）に「松本市一般廃棄物処理計画」を策定し、ごみの減量と資源化の一層の推進を目指しています。

平成21年（2009年）のアンケートでは、「ごみの分別収集ができています」と肯定的に評価した市民が78.6パーセント、また、「ごみを減らすための取組みがなされている」は49.1パーセントとなっており、取組みが浸透してきていますが、持続可能な循環型社会の形成に向け、一層の取組みが必要です。

■施策の展開

持続可能な循環型社会を構築するために、3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組みを進めます。

個別取組事項

- 発生抑制（リデュース）の推進
- 再利用（リユース）の推進
- 再生利用（リサイクル）の徹底

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
ごみ排出量	H22	99,007t	H29 ^{※1}	86,829t
可燃ごみの紙の組成量	H27	16,056t	H32	13,556t
ごみ減量器機等購入補助件数	H22	21,463件 (累計) ^{※2}	H32	23,315件 (累計) ^{※3}
30・10運動等協力店数	H26	87店(累計)	H32	225店(累計)

※1 H29年度策定予定の松本市一般廃棄物処理計画において、H32年度の目標を設定

※2・※3 S61年度からの累計数値

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・ 買い物にはマイバッグを持参する。
- ・ 過剰な包装の商品は購入しない。
- ・ リターナブル容器商品等を購入する。
- ・ 再生利用された製品を購入する。
- ・ おうちで「残さず食べよう！ 30・10 運動」に取り組み、家庭における食品ロスを削減する。
- ・ おそとで「残さず食べよう！ 30・10 運動」に取り組み、飲食店における食品ロスを削減する。
- ・ 生ごみの堆肥化・減量化を進める。
- ・ 小さな紙等のリサイクルに協力し、分別を徹底する。

事業者に望まれる取組み

- ・ マイバッグ持参を推奨する。
- ・ 過剰な包装を行わない。
- ・ 事務用品にグリーン購入製品を使用する。
- ・ 「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度に申請して実践する等、食品ロス削減に取り組む。
- ・ eco オフィスマつもと認定制度に申請し、実践する。^{※1}
- ・ 生ごみ等、商品の廃棄量を削減する。
- ・ 多量排出事業所では、ごみ減量計画書を作成し、減量に積極的に取り組む。
- ・ 各種法令に則り再生利用を進める。
- ・ 分別を徹底し、再生利用を進める。

市が行う取組み

- ・ 町会ごみステーションの設置補助を進める。
- ・ マイバッグ持参の取組みを進める。
- ・ 容器包装削減のために、スーパー等の事業者と協議の場を設け、実態把握、対策等を検討する。
- ・ 事務用品にグリーン購入製品を使用する。
- ・ 「残さず食べよう！ 30・10 運動」を中心に、食品ロス削減の取組みを推進する。
- ・ 家庭系ごみの有料化について検討する。
- ・ 排出事業者への指導、収集業者の展開検査を行い、事業系のごみ減量を進める。
- ・ 再生可能な紙類の松本クリーンセンターへの搬入を規制し、民間リサイクル事業者への搬入を促す。
- ・ 消費生活展等、再使用を進める場を提供する。
- ・ 分別方法について、わかりやすく広報する。
- ・ ごみ分別アドバイザーの育成、派遣事業を行う。
- ・ 生ごみ堆肥化を奨励する。
- ・ 生ごみの堆肥化・減量化のために、ごみ減量機器購入への助成を継続し、普及を促進する。
- ・ 灰の資源化を進める。
- ・ 最終処分場エコトピア山田の施設延命化を進める。

■所管する部局

- ・ 環境部
- ・ 地域づくり部
- ・ 建設部

※1 ごみの減量化に係る取組評価点を高評価としていることから本項に記載していますが、eco オフィスマつもと認定事業は全ての柱において、事業者に望まれる取組みを推進する事業です。

第2項 農林業の推進

■現状と課題

○農地の保全と活用

本市では水稻を中心に、園芸作物も盛んに栽培されており、郊外には広大な農業地帯が広がり、また市街地近郊でも、果樹や野菜を中心とした農業が営まれています。農業生産の基盤である農地には、経済的機能のほかに美しい田園風景の形成やヒートアイランド現象の緩和など、多くの公益的機能を有しています。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、輸入農産物との競合など、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農地も減少傾向にあります。

農地が持つ公益的機能は、生産活動によって維持されるものであることから、農地の保全と活用を図る総合的な施策の推進が必要です。

○森林の保全と活用

森林面積は、本市総面積の約80パーセントを占め、本市を代表する「緑の社会資本」となっています。森林には、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、健康・文化・教育的な利用の場の提供、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の様々な機能を発揮することにより、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

しかし、林業従事者の減少、高齢化が進んでおり、森林整備を適切に実施していくために、林業従事者を安定的に確保・育成する必要があります。

また、森林が持つ機能を維持・増進していくため、社会全体で計画的に森林整備及び保全と活用を図っていく必要があります。

■施策の展開

担い手の確保を進め、基幹産業である農林業の生産から流通までの活性化により、美しい農山村地域の継承をめざします。

個別取組事項

- 持続性の高い農業の推進
- 有機農業の推進
- 遊休荒廃農地の活用
- 農林産物の地産地消の推進
- 計画的な森林整備の推進
- 森林の公益的機能の増進

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
認定農業者数	H22	476人（累計）	H32	530人（累計）
エコファーマー登録数	H27	329人（累計）	H32	350人（累計）
遊休荒廃農地解消面積	H22	8.7ha（累計）	H32	67.0ha（累計）
地産地消の店登録件数	H22	84件（累計）	H32	140件（累計）
間伐実施面積（年間）	H26	239ha	H32	280ha
林道整備延長	H22	285,846m（累計）	H32	288,402m（累計）
森林作業道の開設延長（年間）	H26	8km	H32	10km
森林の里親促進事業実施箇所数	H27	4カ所（累計）	H32	現状維持 / 増加

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・ 環境への負荷が少ない方法で栽培された農産物を購入する。
- ・ 肥料及び農薬の適正使用を推進する。
- ・ 有機農法、減農薬栽培を推進する。
- ・ 遊休荒廃農地を活用した市民農園を利用する。
- ・ 地元産の農産物を購入する。
- ・ 地域材の利用を進める。
- ・ 保安林指定に協力する。

事業者等に望まれる取組み

- ・ 環境への負荷が少ない方法による農業を進める。
- ・ 遊休荒廃農地としないよう、手入れや貸出しをする。
- ・ 地元産の農産物を積極的に利用、販売する。
- ・ 地域材の利用、販売、商品開発等を進める。
- ・ 森林施業計画を策定し、計画的な施業を行う。



松本一本ねぎの収穫

市が行う取組み

- ・ 農業振興地域整備計画を進める。
- ・ 化学合成農薬、化学肥料の使用量を低減した、環境への負荷が少ない農業を進める。
- ・ 農業の担い手を確保する。
- ・ エコファーマー、有機農業への支援を行う。
- ・ 転作や市民農園、農業教育の場としての活用、牧場、牧草地への転換等により、遊休荒廃農地を減少させる。
- ・ 農地の流動化を促進する。
- ・ 学校給食での地元産農産物の使用を増やす。
- ・ 公共建築物等の新築・改築時には、地域材の利用を進める。
- ・ 松本市森林整備計画と森林施業計画による適正な森林整備を進める。
- ・ 健全な森林育成のために、間伐等の森林施業を計画的に行う。
- ・ 間伐材の有効活用のために、活用方法の研究や流通システムの整備を進める。
- ・ 松くい虫の被害拡大防止のため、被害木の伐採・薬剤処理を進める。
- ・ 効率的に伐採等を行うため、林道・作業道の整備を進める。
- ・ 水源かん養、土砂流出防止等の公益的機能を維持増進するために保安林の指定を進める。

■所管する部局

- ・ 環境部
- ・ 農林部
- ・ 建設部



すいかの収穫

第3の柱 安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

公害の防止や環境衛生の向上などにより人の健康や生活環境への被害を防止し、生活基盤の安定化、適切な廃棄物処理を着実に推進するなどにより、安全・安心な生活環境を守るまちを目指して施策を展開します。

第1項 公害の防止と対策

■現状と課題

公害苦情件数は、年間100件程度あり、大気汚染、騒音、悪臭への苦情が多くなっています。

大気・水・土壌とも多くの調査地点及び項目で環境基準を達成していますが、大気については、光化学オキシダント等都市部からの汚染物質の移流の影響が見られ、水環境については地下水の水質が一部地域で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しています。これは窒素肥料の溶脱等が原因とみられ、継続的な監視が必要です。

大気に関する苦情は、そのほとんどが野焼きに関するものです。野焼きは法律で原則禁止されているため、引き続きその周知と違法焼却に努める必要があります。

騒音・振動に関する苦情は、法令では規制できない日常生活等に起因するものが増加し、悪臭苦情についてはそれに加え飲食店などサービス業に起因するものも増加するなど、発生原因が多様化する傾向にあるため、実情に応じた更なる対策が必要です。

■施策の展開

環境調査を実施して状況を把握するとともに、事業所の監視・指導、公害苦情への対応、未然防止のための取組みを進めます。

個別取組事項

- 公害監視・調査体制の充実
- 公害発生源対策、未然防止対策の徹底
- 調査結果の公表、苦情相談体制の充実

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
事業所立入検査における指導に対する改善達成率	H22	100%	H32	100%
河川BOD（湖沼COD）水質環境基準達成率	H22	83.3% (5地点/6地点)	H32	100% (4地点/4地点)
地下水水質環境基準達成率	H22	100%	H32	100%
騒音環境基準達成率 道路沿線	H22	83.3% (5カ所/6カ所)	H32	100% (6カ所/6カ所)
騒音環境基準達成率 一般環境	H22	100% (3地点/3地点)	H32	100% (3地点/3地点)

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・ 近隣住民への配慮をする。
- ・ 不適切な焼却、灯油の流出等の防止を徹底する。

事業者にも望まれる取組み

- ・ 法令を遵守し、公害発生の未然防止に努める。
- ・ 公害事故発生時には直ちに市や周辺住民に連絡し、被害が拡大しないよう適切な処置をする。

市が行う取組み

- ・ 大気、水質、騒音、振動等、継続的な環境調査を実施する。
- ・ 地下水の水位、水質等、地下水保全のための調査を継続する。
- ・ 事業所への監視、指導を強化する。
- ・ 家庭雑排水対策事業を進める。
- ・ 公害苦情解決に向けて、現場調査を行い適切な指導、調整を行う。
- ・ 新たな公害に対しては、関係機関と協議し迅速に対応する。
- ・ 公害等の調査結果を速やかにわかりやすい形で公表する。
- ・ 市民への意識啓発を行う。

■所管する部局

- ・ 環境部
- ・ 健康福祉部
- ・ 農林部
- ・ 上下水道局

第2項 廃棄物の適正処理の推進

■現状と課題

本市の一般廃棄物は、「松本市一般廃棄物処理計画」により処理対策が進められています。処理施設は、中間処理施設として一部事務組合による松本クリーンセンターが、最終処分施設としてエコトピア山田等3施設が運用されています。

民間の産業廃棄物処理施設も含め、施設周辺への環境汚染防止対策の促進、処理事業者への指導徹底が必要です。なお、施設周辺の大気ダイオキシン類の調査を実施しています。

不法投棄物回収量は減少傾向にありますが、平成27年度（2015年度）で11トンが回収処理されています。更なる監視強化や意識啓発が必要です。

■施策の展開

廃棄物が適正に処理されるよう、指導や施設管理を進めます。また、不法投棄をなくすために、パトロールや意識啓発を図ります。

個別取組事項

- 一般廃棄物の適正処理と処理施設の管理
- 産業廃棄物の適正処理と処理施設の管理
- 不法投棄対策の推進

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
発生源周辺大気ダイオキシン類濃度・地区別年平均値	H22	0.035pg-TEQ/m ³ (全国平均0.036)	H32	全国平均以下

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・不法投棄をさせない環境づくりに協力し、不法投棄を発見した場合は、市に連絡する。
- ・地区一斉清掃等に参加する。

事業者等に望まれる取組み

- ・法令に則り、適正な処理を行う。
- ・廃棄物の処理は、適切な処理を行う業者に依頼する。

市が行う取組み

- ・適正規模のごみステーションを配置することにより、収集効率の向上を図る。
- ・中間処理施設、最終処分場を適正に管理・運営する。
- ・処理事業者への指導を強化する。
- ・資源物ストックヤード（松本市リサイクルセンター）を適正に管理・運営する。
- ・不適正な処理が行われないよう、県、地元と連携し指導・監視を行い、処理事業者への指導を強化する。
- ・民間産業廃棄物処理施設周辺での大気中のダイオキシン類調査を行う。
- ・パトロール等の監視、早期回収を強化する。
- ・廃タイヤ等の特別回収を実施する。
- ・地区一斉清掃、環境美化巡視員等による巡回清掃指導等、市民、事業者、市が一体となった美化活動を進める。
- ・災害廃棄物処理計画を策定し、有事の災害に備える。

■所管する部局

- ・環境部
- ・建設部



エコトピア山田

第3項 生活環境基盤の整備

■現状と課題

○適正な土地利用

土地は、環境資源の基礎となるものであり、その有限性を認識し、地域の自然的・社会的条件等に配慮して利用する必要があります。本市では国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等の関係法令の的確な運用により、土地利用の適正化に努めています。

今後は、環境保全を重視した土地利用に基づく快適で環境にやさしいまちづくりの推進が必要です。

○上下水道の整備

上水道の普及率は、平成27年度末（2015年度末）で99.6パーセントに達しています。今後は合併地区を含め、効率的な水運用・施設整備・改良・更新・耐震化・長寿命化を計画的に進め水質管理の充実及び施設の維持管理を強化し、災害に強い安全・安心でおいしい水の安定供給に努めていきます。

公共下水道の普及率は、平成27年度末（2015年度末）で96.5パーセントに達しています。また、農業集落排水及び浄化槽の普及率を加えた汚水人口普及率は99.7パーセントとなり、合併地区も含めた市域の公共下水道計画区域内の整備は概成しています。

今後は老朽化した施設の改築、更新及び地震時の被害を最小限にとどめるための耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行い公共用水域の保全に努めていきます。また、消化ガスの全量発電など、再生可能エネルギー利用を推進しています。

■施策の展開

人と自然の調和のとれた開発、良好な市街地等を形成していくため、計画的で秩序ある土地利用を進めます。また、安全・安心でおいしい水の安定供給、水質の保全のため、施設の再整備・適切な維持管理を進めます。

個別取組事項

- 適正な土地利用の推進
- 安全で良質な水道水の供給
- 下水道施設の整備

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
中小土地区画整理事業整備済み面積	H26	219.7ha	H32	233.2ha
地区計画策定面積	H22	265.1ha	H32	291.0ha
水道水有効率	H22	89.0%	H32	93.0%
下水道普及率	H22	95.7%	H32	96.7%

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・適正な土地利用を進める。
- ・下水道への接続、合併処理浄化槽への転換を進める。

事業者にも望まれる取組み

- ・適正な土地利用を進める。
- ・下水道への接続、合併処理浄化槽への転換を進める。

市が行う取組み

- ・「第10次基本計画」、「都市計画マスタープラン」等に基づき、環境に配慮した適正な土地利用を進める。
- ・立地適正化計画の策定を進める。
- ・中小土地区画整理事業の完了に向けた取組みを進める。
- ・分析技術の向上等、水質検査体制を充実させる。
- ・下水道の老朽化した管渠及び浄化センター施設の改築を進める。
- ・上下水道施設の耐震化・長寿命化と維持管理を充実させる。
- ・下水処理施設の適正な維持管理により公共用水域の水質保全に努める。
- ・下水道への接続、合併処理浄化槽の普及を進める。
- ・合流式下水道緊急改善事業での放流水の高級処理化を行なうとともに、分流化を引き続き進める。
- ・汚泥減容化、再資源化に向けた技術を検討する。
- ・上下水道施設の省エネルギー対策を更に進める。
- ・水洗化の普及を進める。
- ・農業集落排水施設の適正な維持管理に努める。

■所管する部局

- ・環境部
- ・農林部
- ・建設部
- ・上下水道局

第4の柱 自然の恵みを大切に受けつぐまち（自然環境）

優れた自然環境、生物多様性を守り、適正利用を図るとともに、人と自然とのふれあいによる豊かな自然の恵みを大切にするまちを目指して施策を展開します。

第1項 野生動植物の保全と対策

■現状と課題

本市には、国内希少野生動植物種であるゴマシジミなど希少な野生動植物を含め、多種多様な動植物が生息・生育し、その豊かな自然環境を支える生物の多様性があります。

しかし、人為的な影響や、逆に中山間地の人口減少により人手の入らなくなった里地・里山の荒廃など自然環境の悪化、動植物の生息・生育環境の減少・変化がみられます。またその影響で、野生鳥獣による農作物への被害も多くなっています。

動植物の生息・生育状況を把握し、適切な生物多様性保全対策が必要です。また、外来種や有害鳥獣への対策も必要です。

■施策の展開

貴重な動植物を含め、生物多様性が将来にわたって確保されるよう、本市では多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生を目標に「松本市生物多様性地域戦略（生きものあふれる松本プラン）」を策定しました。

この地域戦略に基づき、外来種駆除や実態調査などを実施し、具体的な生物多様性保全対策を推進します。また、人と野生鳥獣が共存していくための対策を進めます。

個別取組事項

- 野生動植物等、自然環境の把握
- 自然環境の保護・保全
- 生物多様性の確保
- 野生鳥獣による被害の低減

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
美ヶ原パークボランティア登録者数	H22	33人	H32	48人
希少種保護活動への支援箇所数	H27	0カ所	H32	1カ所
外来生物駆除活動への参加人数	H26	5,976人	H32	6,100人
モニタリング調査箇所数	H26	0カ所	H32	5カ所
市民参加型環境調査への延べ参加人数	H27	43人	H32	150人
二ホンジカの駆除頭数	H26	2,107頭	H32	取組みの継続

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・ 特定外来生物の駆除に協力する。
- ・ 野生動物に餌付けをしない。
- ・ 鳥獣被害対策を地域ぐるみで進める。
- ・ 「市民の森」など市民参加による里山等の整備に参加する。

事業者に望まれる取組み

- ・ 開発に当たっては、自然環境に配慮する。
- ・ 特定外来生物の駆除に協力する。
- ・ 見通しをよくするために、森林の手入れや、草刈りを行う。
- ・ 野生動物のエサとなる廃棄農作物を放置しない。
- ・ 「市民の森」など市民参加による里山等の整備に参加・支援する。

市が行う取組み

- ・ 上高地・乗鞍高原等国立公園及び美ヶ原等国立公園においては、関係行政機関等が連携して情報共有を行うとともに、自然公園法等関係法令に基づき、希少野生動植物をはじめとする地域の自然環境の保護に取り組む。
- ・ アレチウリ、オオキンケイギク、オオカワヂシャなどの特定外来生物やニホンジカ・サル・イノシシなど地域の生態系や農作物等に影響を及ぼす動植物の駆除を行い、生物多様性の保全に努める。
- ・ 市街地においても、優れた景観や自然環境を保つ所はできるだけそれらを活かすとともに、ビオトープ等による動植物の生息・生育環境の保全・復元・創造を推進する。
- ・ 動植物の生息・分布状況等の自然環境を把握するため、本市及び本市域を含むこれまでの博物館、大学等の研究機関、国・県の行政機関等の調査データを把握し、必要な調査及び調査期間を精査の上、調査を行う。
- ・ 自然環境情報を体系的にまとめ、自然教育活動に積極的に利用する。
- ・ 公共工事等においては、生態系に配慮し貴重な自然環境を破壊しないよう、自然環境の情報を、環境保全施策庁内推進会議等を通じて共有する。
- ・ 河川・水路等の工事は環境に配慮した工法を採用する。
- ・ 河川、湖沼、水路、公園、田んぼ等、ビオトープのつながりを形成する。
- ・ 野生鳥獣と人の生活圏を区分するため、地域との協働により防護柵や緩衝帯の整備を進める。
- ・ 猟友会と協力し、狩猟者登録数を増加させる。
- ・ 県や周辺自治体と協力し、野生鳥獣による被害軽減の取組みを行う。
- ・ 市民や専門家との協働により、自然との触合い、生物多様性の保全、里地里山の保全、整備を進める。
- ・ 市民との協働により「市民の森」の整備を進める。

■所管する部局

- ・ 環境部
- ・ 農林部
- ・ 商工観光部
- ・ 建設部
- ・ 教育部

第2項 自然とのふれあいの推進

■現状と課題

本市には、上高地や乗鞍高原、美ヶ原高原など日本を代表する国立・国定公園をはじめ、身近な地域には里山、河川や森林など豊かな自然環境が数多く点在しています。

しかし、一方では、家庭・地域・学校など様々な場面において、身近な自然とふれあう機会が少なくなった状況でもあります。

自然の恩恵を享受し、自然保護の意識を向上させるために、多くの市民が自然とふれあえる機会を増やす必要があります。

■施策の展開

自然保護の意識向上のため、市民参加の環境調査、自然観察会の開催や自然とふれあえる場所の整備等を進めます。また、自然保護センター等の利用を進めます。

当地の歴史・風土を含めた環境資源を損なわずに滞在型の観光を展開するエコツーリズムについても、本市は積極的に展開していきます。

個別取組事項

- 市民参加の自然教育活動の実施
- 自然の中で遊べる環境づくり
- 自然公園の保護と活用

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
美ヶ原自然保護センター入館者数	H22	16,120人	H32	22,000人
乗鞍自然保護センター入館者数	H22	6,220人	H32	10,000人
親子自然観察会（公民館活動）実施地区数	H22	28地区	H32	35地区
美ヶ原自然観察会実施回数	H22	4回	H32	6回

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・自然環境調査や自然観察会に参加する。
- ・自然の中で遊べる環境づくりに協力する。

事業者等に望まれる取組み

- ・自然環境調査や自然観察会に自社の人材・技術・情報等が活用できないか検討し協力する。
- ・自然の中で遊べる環境づくりに協力・支援する。

市が行う取組み

- ・ 地域住民や学校との協働による自然教育活動を進める。
- ・ 市民参加型の自然環境調査を計画し、継続的に実施する。
- ・ 市主催の自然観察会の実施や、各種団体等が開催する観察会の情報を提供する。
- ・ 民間のノウハウを活用した環境教育を推進する。
- ・ 子どもが安全に自然に親しみながら遊べる場を提供する。
- ・ 自然保護センターでの自然保護、環境教育の取組みを進める。

■所管する部局

- ・ 環境部
- ・ こども部
- ・ 農林部
- ・ 商工観光部
- ・ 建設部
- ・ 教育部



ワレモコウに産卵するゴマシジミ



雷鳥

第5の柱 緑・水・歴史を育むまち（快適環境）

きれいなまちなみが保たれ、ごみが少なく、花や緑が豊かで、親しめる水辺があり、文化資産を生かした風格と芸術文化活動等の潤いのある、五感に心地よい快適環境を育むまちを目指して施策を展開します。

第1項 松本らしい景観・文化の保全と創出

■現状と課題

○景観の保全と創出

本市の美しい特徴のある景観は、地域の誇りや愛着を与えるばかりでなく、快適な生活環境を育む上で、重要な役割を果たしています。

そのような中、景観法の施行を契機に平成18年（2006年）6月に景観行政団体となり、松本市景観計画の策定、松本市景観条例及び松本市屋外広告物条例を施行し、良好な景観の保全・創出を図っています。

しかし、近年の居住者の減少により、空き家や伝統的な建築物が取り壊されることで駐車場や空地が増加し、まちなみを保つことが困難になっています。また、景観意識の低下によるまちの美しさの阻害や高層建築物による住環境の悪化が懸念されています。

○文化資産の保存と活用

本市は、豊かな自然と歴史に恵まれて多くの有形文化財が存在し、伝統的な芸能や技術等無形の文化財も先人たちの努力によって今日まで引き継がれてきました。しかしながら、近年、社会構造や生活様式の変化等により、このような歴史や文化を守り、次世代に引き継ぐことが厳しさを増しています。特に有形文化財の中でも目に見えにくい埋蔵文化財の保存や、無形の伝統文化の継承が重要となります。

本市には国宝松本城天守、重要文化財旧開智学校校舎を始めとした貴重な文化財が保存されています。また、生活に密着した有形・無形の民俗文化財もまた数多く残されており、市民の芸術文化活動が活発に行われています。一方で都市の近代化とともにこれらの文化資産や歴史的なまちなみが失われつつあります。

今後は、より一層松本城や城下町の歴史を大切にしながら文化資産の価値の維持・向上に努めるとともに、これらを有機的に結び付け、その価値を更に高めていくことが必要です。

○五感に心地よい環境づくりの推進

これまで、かおり環境や音環境への取組みは、不快なおいや騒音などへの対策が主なものでした。しかし近年では、従来の対策型の対応だけでなく、自然や地域の文化などによる、かおりや音を大切に、より快適な感覚を得られる取組みが必要とされています。

本市ではこれまで、環境省「かおり風景100選」に認定されている「大名町通りのシナノキ」を始め、奈川地区の「かおりとチョウの森」づくり、松原地区の、「かおりと花いっぱい」のコミュニティガーデンづくりなど、生活の中にかおりの要素を取り込んだ心地よい生活環境の創出を行ってきています。

今後は、かおりだけでなく音や光などといった感覚環境の新しい視点から五感に心地よい環境づくりを行い、豊かな感覚を育む取組みが必要です。

■施策の展開

恵まれた自然、伝統や歴史のある文化資産の保存活用のため、景観計画、景観計画デザインマニュアル、歴史的風致維持向上計画等による景観形成を進めます。

また、身の回りの豊かな資源を再発見し、文化資産を活かしたまちなみの整備を進め、質の高いおいしいのある住環境の保全と創出に努めるとともに、植物等を活用した五感に心地よい環境づくりを行うための取組みを進めます。

一方、文化資産の価値を高めるため、文化財の保護を始め、周辺環境・景観の整備を進めます。文化財保護のマスタープランとして、松本市歴史文化基本構想を策定し、市域に存在する有形・無形の文化財の総合的な把握に努め、まちづくりへの積極的な活用を図るための取組みを進めます。

個別取組事項

- 城下町としての景観整備の推進
- 松本の特徴ある景観の保全、創出
- 文化資産の保存と活用
- 五感に心地よい環境づくりの推進

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
違反広告物簡易除去件数	H22	279件	H32	発見数全て
景観計画で建築物の高さの制限を定めている区域の割合	H22	27.1%	H32	現状維持 ^{※1}
中心市街地の主な通りの歩行者数	H22	80,144人	H32	90,100人

※1 H27年度に100%となっているため、現状維持を目標とします。

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・景観計画を理解し、景観を損なう建築は行わない。
- ・身近な自然、文化資産を大切に作る。
- ・心地よいかおりや音などを感じる感覚を育む。

事業者に望まれる取組み

- ・屋外広告物は条例に則り行う。
- ・景観計画等を遵守した事業計画を実施する。
- ・景観計画を理解し、景観を損なう建築は行わない。
- ・遊休荒廃農地で景観作物等を栽培する。
- ・事業所の緑化等を進め、五感に心地よい環境を創出する。

市が行う取組み

- ・景観計画・景観計画デザインマニュアル・松本市歴史的風致維持向上計画による景観形成を進める。
- ・景観計画における行為制限の上乗せを追加する。
- ・建築物の高さ制限等について、より実効性のあるものにするため、高度地区などの都市計画による手法を検討する。
- ・街なみ環境整備事業により中心市街地の景観形成を図る。
- ・松本市屋外広告物条例による屋外広告物の改善及び撤去指導を進める。
- ・景観賞、景観シンポジウム等を実施する。
- ・遊休荒廃農地での景観作物等の栽培を支援する。
- ・水めぐりの井戸整備事業により整備した箇所への保全に努める。
- ・内環状北線整備事業を進める。
- ・南・西外掘復元事業を進める。
- ・松本城史跡整備事業を進める。
- ・松本城保存管理事業を進める。
- ・松本城の世界遺産登録を目指す取組みを進める。
- ・文化財を後世に引き継ぐとともに、有効活用を図るために、「歴史文化基本構想」を策定し、文化財の保存、整備を進める。
- ・基幹博物館整備事業を進める。
- ・快適なかおり環境、音環境など、五感に心地よい環境を創出する。
- ・市民が心地よい環境に触れる機会を支援する。

■所管する部局

- ・環境部
- ・文化スポーツ部
- ・農林部
- ・商工観光部
- ・建設部
- ・教育部

第2項 緑化と美化の推進

■現状と課題

市周辺部の山林の豊かさに比べ、中心市街地では緑が少ない状況にあります。本市では「緑の基本計画」に基づいて緑化が進められてきましたが、近年の緑を取り巻く環境の変化、合併による市域の拡大などに伴い、新たな時代、新たな本市にふさわしい計画とするため、平成27年（2015年）に「質」の向上を重視する新たな「緑の基本計画」を策定しました。

また、まちなかの花や緑は、市民や本市を訪れる人びとの心に安らぎと潤いを与えるとともに、地球温暖化防止の役割を果たすことから、花いっぱい運動発祥の地として、継続的な緑化の取り組みが必要です。

平成13年（2001年）「ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例」を制定し、環境美化を促進してきましたが、更に継続的に市民への意識啓発が必要です。

■施策の展開

心地よい市街地空間を形成するため、花いっぱい運動発祥の地であることを誇りとし、市民、事業者、行政が連携してまちなみの緑化や花のあるまちづくり等を進めます。

また、ごみや自転車等のポイ捨て及び不法投棄の防止等の環境美化を進めるとともに、公園のバリアフリー化等安心・安全を図るための整備を進めます。

個別取組事項

- 緑地の保全と緑化の推進
- 環境美化の促進
- 公園利用者の安全・安心を図るための整備
- 花いっぱい運動の推進

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
生垣設置補助延長	H22	578.8m（単年）	H32	13,720m以上（累計） ^{※1}
家屋新築記念樹交付件数	H22	481件（単年）	H32	8,190件以上（累計） ^{※2}
誕生記念樹交付件数	H26	445件（単年）	H32	5,114件（累計） ^{※3}
都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積	H22	14.74㎡	H32	20.00㎡
花壇づくりに取り組む学校の割合	H22	100%	H32	100%
大型花壇の設置数	H22	0カ所（単年）	H32	4カ所以上（累計） ^{※4}
オープンガーデン事業の参加箇所数	H22	77件（単年）	H32	782件以上（累計） ^{※5}
緑被面積（中心部地域）	H24	424ha	H32	現状+390本（㎡） ^{※6}

※1 H18年度からの累計数値

※2 H17年度からの累計数値

※3 H26年度からの累計数値

※4・※5 H22年度からの累計数値

※6 現状はH24年の424ha

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・花いっぱい運動、オープンガーデン事業等に参加する。
- ・公園整備に参加する。
- ・犬猫等を適正に飼育する。
- ・環境美化活動に参加する。

事業者に望まれる取組み

- ・花いっぱい運動、オープンガーデン事業等に参加・支援する。
- ・公園整備に参加・支援する。
- ・環境美化活動に参加する。

市が行う取組み

- ・「緑の基本計画」の取組みを進める。
- ・美しいまち松本づくり事業を進める。
- ・緑の相談を実施する。
- ・花いっぱい運動、オープンガーデン事業等を進める。
- ・生垣設置の補助等による私有地の緑化を進める。
- ・公共施設の緑化を進める。
- ・環境美化の促進について、市民に啓発し、市民の活動を支援する。
- ・ごみゼロ運動等の環境衛生活動を支援する。
- ・ポイ捨て防止パトロール事業を進める。
- ・公園施設等の防災機能を更に向上させ、バリアフリー化等を進める。
- ・放置自転車・放置自動車対策を継続する。

■所管する部局

・環境部 ・こども部 ・商工観光部 ・建設部 ・教育部



ごみゼロ運動

第3項 親しめる水辺の創出

■現状と課題

○親水性のある水辺の整備

本市は、市街地に多くの河川が流れ、湧水も各所で見られます。しかし、河川は護岸で固められ近寄りづらい場所が多くなっています。平成21年度(2009年度)に行われた市民アンケートでは、「河川や地下水がきれいに保たれている」と感じている市民は全体の57.8パーセントとなっています。今後も、子供たちが安心して触れ合える水辺の整備・保全が必要です。

また河川等の整備においては、親水性・多自然型など自然環境に配慮した河川の整備を望む声も聞かれます。このため、自然的要素を多く残しながら、河川を保全・整備していくことが必要です。

○地下水の保全

市街地に数多くある井戸は、まつもと城下町湧水群として環境省「平成の名水百選」に選定されています。本市は盆地特有の豊富な地下水に恵まれています。将来にわたってその恵みを受けられるよう、適切に利用していく必要があります。

■施策の展開

河川や湧水等の水辺に近付きやすく、親しめるように保全や整備、美化を進めます。また、地下水の保全のため、継続的な監視と適正利用等の指導を進めます。

個別取組事項

- 親水性のある水辺の整備
- 湧水・井戸の保全と活用

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
湧水と緑陰の一体整備の箇所数	H26	9カ所	H32	15カ所
河川美化活動(清掃、特定外来生物駆除)参加人数	H26	32,193人	H32	32,300人

■主体別の取組内容

市民等に望まれる取組み

- ・河川愛護団体の活動に参加する。
- ・地下浸透柵を設置する。

事業者等に望まれる取組み

- ・河川愛護団体の活動に参加・支援する。
- ・駐車場の透水性舗装や地下浸透柵の設置を行う。

市が行う取組み

- ・護岸等、可能な箇所は親水性に配慮して整備する。
- ・河川愛護団体と連携し、環境美化、意識向上等を図る。
- ・河川や湧水・井戸等の施設を適切に維持管理する。
- ・地下水位調査を継続して行う。
- ・地下水の適正利用等の指導を推進する。
- ・地下水保全のため透水性舗装、地下浸透柵の設置等を行う。

■所管する部局

- ・環境部
- ・農林部
- ・建設部



河川美化活動（特定外来生物駆除）



計画推進のために共通する取組み ～環境教育の充実～

本計画の具体的な取組内容を「5つの柱」として示しましたが、今後、計画を推進する上で、これらに共通する、あるいは計画全体に関わる内容として、以下の取組みを進め、環境教育の充実を図ります。

○意識改革への取組み

- ・ 分かりやすい資料を提示し、一人ひとりの取組みにつながる啓発活動を行う。
- ・ 継続的な広報活動を行う。

○学校や事業所への普及促進

- ・ 保育園・幼稚園等や学校における子供への環境教育を実施するとともに、情報提供を行う。
- ・ 事業所や公民館活動等を通じて、大人に対する環境教育を実施するとともに、情報提供を行う。

○体制づくり

- ・ 市民、事業者、行政が協働して活動できる仕組みをつくる。
- ・ 環境に関するボランティア、専門家、指導者の育成をする。
- ・ 知識や経験を持っている人の情報を収集・共有化し、意見交換・交流の場の開催、講師派遣等に役立てる。

■指標・目標値

設定項目	基準年	実績値	目標年度	目標値
自然観察会（エコスクール）参加者数	H22	240人	H32	330人
トライやるエコスクール事業に取り組む学校の割合	H22	100%	H32	100%
民間団体、事業所等による環境学習の取組数	H28	200講座	H32	200講座
環境教育講座（出前講座＋地区公民館環境教育）数	H22	2回 ^{*1}	H32	70回
松本市公式ホームページ「環境教育情報」への年間アクセス数	H26	1,267回	H32	2,000回
園児を対象とした参加型環境教育実施園数	H27	46園	H32	64園
小中学校環境教育支援事業実施講座数	H26	29講座	H32	30講座

※1 環境教育講座（出前講座）数のみの数値



不用食器リサイクル事業



水質汚濁防止法に基づく公共用水域水質調査事業



第 6 章

計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 推進体制

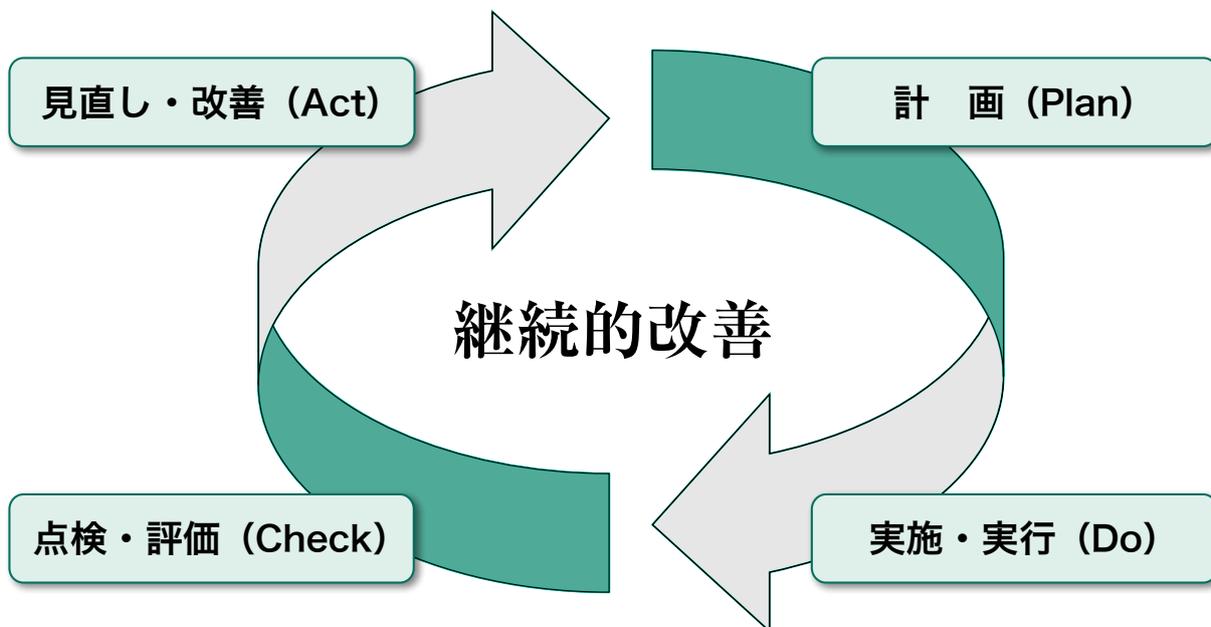
環境基本計画は、市民、事業者、滞在者及び市が共に推進していく必要があります。松本市環境基本条例では、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な推進体制を整備することとされています。

そこで、環境基本計画の推進を確かなものとするため、「第3次松本市環境基本計画年次報告書」を作成し、毎年の進捗状況を明らかにするとともに、庁内関係部署で組織する環境保全施策庁内推進会議により、PDCAサイクルによる適正な進行管理を行います。

2 連携体制

第3次松本市環境基本計画を効果的に進めるために、市民、事業者、行政が連携を図りながら取組みを進めます。また、地球温暖化を始めとする地球規模の環境保全が必要とされる分野では、国・県及び他の地方自治体、大学や研究機関などの関係諸機関、更に様々な市民組織と連携・協力し、効果的な環境施策の推進に努めます。

PDCAサイクルによる進行管理



3 計画の進行管理

第3次松本市環境基本計画がめざす環境像を実現するための施策を「第5章 施策の展開」で示していますが、その実効性を確保していくためには、各計画の進行管理が重要になります。

(1) 施策の実施状況の把握

本計画に位置付けている施策の実施状況については、数値目標のあるものだけでなく、数値として表現できない施策についても具体的事業の内容等を把握し、計画の適切な進行管理を行います。

(2) 施策の実施状況の公表

上記で把握した施策の実施状況等を取りまとめた「第3次松本市環境基本計画年次報告書」を毎年作成して、環境審議会に報告するとともに、市民に公表します。

(3) 環境審議会

環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査・審議する市長の諮問機関として設置されています。

環境審議会は、学識・知識経験者、公共的団体等の役職員、公募、関係行政機関の職員で構成され、市民代表の進行管理組織として、計画の実施状況についての調査審議をします。また、その結果は、市民に公開するとともに、計画の推進に反映します。





上高地の河童橋



緑のカーテン

参考資料

第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定の経過

松本市環境審議会委員名簿

松本市環境基本条例

用語解説

第3次松本市環境基本計画中間評価の結果

第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定の経過

- 平成23年7月5日
第3次松本市環境基本計画を策定

- 平成28年5月31日
平成28年度第1回松本市環境審議会において第3次松本市環境基本計画の中間評価結果を協議

- 平成28年8月8日
平成28年度第2回松本市環境審議会において改訂の方向性を協議

- 平成28年12月21日
平成28年度第3回松本市環境審議会において第3次松本市環境基本計画(平成28年度改訂版)(案)を協議

- 平成29年1月19日
市議会建設環境委員協議会において第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）（案）を協議

- 平成29年1月24日～2月24日
パブリックコメントを実施

- 平成29年2月15日
平成28年度第4回松本市環境審議会において第3次松本市環境基本計画(平成28年度改訂版)(案)を報告

- 平成29年3月21日
第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）を策定

松本市環境審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

役職	氏名	選出分野等	備考
	金沢 謙太郎	信州大学全学教育機構基幹教育センター 環境社会学 准教授	
	上條 公也	松本商工会議所（常務理事）	
	桐原 俊郎	松本市消費者の会（環境部会部員）	
	倉澤 聡	公募委員	
	清水 裕子	公募委員	平成 28 年 6 月 30 日まで
	高橋 博幸	環境省松本自然環境事務所（所長）	
	高村 幸典	公募委員	平成 28 年 7 月 1 日から
	高山 拓郎	松本ハイランド農業協同組合（代表理事 専務理事）	
	高山 康	松本市校長会（大野川小中学校長）	
副会長	田口 義彦	松本市町会連合会（副会長）	
	茅野 恒秀	信州大学人文学部人文学科 准教授	平成 28 年 7 月 1 日から
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部・観光ホスピタリティ学科 准教授	
会長	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学 教授	
	藤森 芳史	松本市医師会（理事）	
	松山 紘子	公募委員	平成 28 年 7 月 1 日から
	宮崎 敏孝	元信州大学農学部 准教授	
	宮澤 信	公募委員（平成 28 年 6 月 30 日まで） 長野県地球温暖化防止活動推進員、公害防止 管理者等（平成 28 年 7 月 1 日から）	
	村上 さよ子	公募委員	平成 28 年 7 月 1 日から
	柳沢 好徳	長野県松本警察署（生活安全第二課長）	
	山田 信司	松本市環境衛生協議会連合会（会長）	
	若狭 利行	長野県松本地方事務所（環境課長）	

松本市環境基本条例

平成 10 年 3 月 13 日条例第 1 号
改正 平成 12 年 3 月 2 日条例第 1 号
平成 27 年 3 月 13 日条例第 2 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策
 - 第 1 節 施策の基本方針（第 8 条）
 - 第 2 節 基本的施策（第 9 条—第 22 条）
 - 第 3 節 施策の推進体制等（第 23 条・第 24 条）
- 第 3 章 松本市環境審議会（第 25 条—第 27 条）
- 附則

前文

わたくしたちのまち松本は、我が国を代表する北アルプス連峰や美ヶ原高原などの雄大な山なみ、そして安曇野をはじめとした田園地帯に囲まれ、清らかな水、澄んだ空気、豊かな緑などの素晴らしい自然環境の恵みを受け、先人の努力の中で歴史を刻み、文化を築き、香り高き都市として発展してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、わたくしたちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生、身近な自然の減少、都市生活型公害などの増加を引き起こし、更にはあらゆる生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

もとより、わたくしたちは誰もが、健康で安全な生活を営み、潤いとやすらぎのある良好な環境を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

わたくしたちは、自然環境の保全が大きな意義のあること並びに環境が地球に住むあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚し、すべての人々の参加と連携のもと、松本の良好な環境の保全と創造を推進するため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因

となるおそれのあるものをいう。

- (2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境とあらゆる生物の自然環境との調和によって生ずる快適性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、本市の恵まれた環境を保全し、更に健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴い生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本市に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全で、安心して生活のできる生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を自然的かつ社会的条件に応じて体系的に保

全しつつその適正な利用を図ることにより、人と自然との豊かなふれあいを確保し、質の高い自然環境を保全すること。

- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい景観並びに歴史的及び文化的な特性を生かした良好な環境を創造すること。
- (5) 身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、潤いのある環境を創造すること。
- (6) 環境の保全等に資する取組みを通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (7) 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全等に資する自発的かつ積極的な取組みが促進されること並びに市民等の意見が反映されること。

第2節 基本的施策

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 環境への配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条に規定する松本市環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての環境優先）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等を優先するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第11条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の状況等の公表）

第12条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

（規制的措置）

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第14条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業に係る環境配慮）

第15条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の

保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 17 条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査の実施、監視及び調査研究等の体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第 18 条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第 19 条 市は、自然環境の維持及び保全のための山林及び農地の保全活用、多様な野生生物の生育、生息地の保護等について必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第 20 条 市は、市民等の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、市民等及び民間団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第 22 条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第 23 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全等に関する協力)

第 24 条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組みを必要とする環境の保全等に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 松本市環境審議会

(設置)

第 25 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、松本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項について調査及び審議するほか、必要に応じて環境の保全等に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

- (2) 学識経験者
 - (3) 公共的団体等の役職員
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
 - 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する。
 - 6 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査及び審議するため、専門部会を置くことができる。

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(松本市環境公害審議会条例の廃止)
- 2 松本市環境公害審議会条例(昭和57年条例第18号)は、廃止する。
(松本市環境公害審議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の松本市環境公害審議会条例(以下この項において「審議会条例」という。)の規定に基づき任命されている委員及び互選されている会長並びに副会長は、この条例の規定に基づき委嘱され、又は互選されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、審議会条例の規定に基づき任命された日から起算する。

(松本市環境をよくする条例の一部改正)

- 4 松本市環境をよくする条例(昭和46年条例第9号)の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、松本市環境基本条例(平成10年条例第1号)の規定に基づき、関係法令に定めるもののほか、生活環境の保全について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条から第4条までを次のように改める。

第2条から第4条まで 削除

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(松本市公害防止条例の一部改正)

- 5 松本市公害防止条例(昭和47年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「松本市環境をよくする条例(昭和46年条例第9号)」を「松本市環境基本条例(平成10年条例第1号)の規定」に改める。

第2条第3項中「松本市環境公害審議会(松本市環境公害審議会条例(昭和57年条例第18号))」を「松本市環境審議会(松本市環境基本条例の規定)」に改め、同条第4項中「松本市環境公害審議会」を「松本市環境審議会」に改める。

第16条及び第18条中「松本市環境公害審議会」を「松本市環境審議会」に改める。

(松本市緑を守り育てる条例の一部改正)

- 6 松本市緑を守り育てる条例（昭和 48 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「松本市環境をよくする条例（昭和 46 年条例第 9 号）」を「松本市環境基本条例（平成 10 年条例第 1 号）の規定」に改める。

附 則（平成 12 年 3 月 2 日条例第 1 号）**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日条例第 2 号）**(施行期日等)**

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

(松本市議会議員である委員の任期の特例)

- 2 この条例による改正前の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成 27 年 5 月 1 日以後の日まである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新条例の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 30 日までとする。

用語解説

あ行

エコ通勤

「マイカー」の通勤利用をできる限り減らし、徒歩、自転車、公共交通利用等に転換することです。

エコツーリズム

観光や旅行を通して自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方です。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を提出して都道府県知事の認定を受ける制度です。エコファーマーになると、環境保全型農業直接支払交付金による支援や農業改良資金の特例措置が受けられます。

ESCO 事業

ESCO (Energy Service COmpany) 事業とは、エネルギー診断や設備の保守によって得られる省エネルギー効果の一部を、報酬として得る事業です。省エネルギー化によって削減される光熱費の一部を収益として得る事業等が ESCO 事業に該当します。

オオカワヂシャ

ゴマノハグサ科の草本で、河川や湖沼の岸边などに生育し根茎を伸ばして繁殖します。高さは30cm～100cmほどになり、4～9月に青紫色の花をたくさん咲かせます。繁殖力が強く、生態系に重大な影響を及ぼすため、国は「特定外来生物」に指定、野生化したものは駆除する必要があります。

オオキンケイギク

北米原産のキク科の多年生草本で、6～7月頃に、橙黄色の花を咲かせますが、繁殖力が強く、生態系に重大な影響を及ぼすため、国は平成18年に「特定外来生物」に指定し、栽培等が禁止され、野性化したものは駆除する必要があります。

オープンガーデン

丹精こめて育てた個人の庭を公開し、お互いに見せ合うもので、1927年にガーデニングの先進国のイギリスで始まりました。松本では、2004年度から、花いっぱい運動の一層の推進につなげるため、個人及び法人、町会等団体の庭を、オーナーが時期を定めて無料で公開するオープンガーデン事業を実施しています。

温室効果ガス

大気圏にあって地表面から放射された赤外線の一部を吸収することにより「温室効果」をもたらす気体の総称のことです。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等があります。

か行

外来種

海外から我が国に導入されることにより、本来の生息地・生育地の範囲外に生息・生育することになる生物種のことです。中でも国内の生態系や本来生息するとされる在来種に重大な影響を及ぼすものを「特定外来生物」と言い、輸入・販売・飼養等が禁止されています。

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で所有・利用する自動車の共同利用システムで、必要なときに必要なだけ利用する新しい自動車の使い方です。

環境配慮車

EV (Electric Vehicle：電気自動車)、FCV (Fuel Cell Vehicle：燃料電池自動車)、CNG車 (Compressed natural gas car：圧縮天然ガス自動車)、LPG車 (Liquefied petroleum gas car：液化石油ガス自動車) など低公害で環境負荷の低い自動車のことを指します。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

Intergovernmental Panel On Climate Changeのことです。各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題に関して政府レベルで検討する場として、1988年に設立された国連組織であり、地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学の知見をまとめ、報告書を出しています。

期待可採量

「エネルギーの採取に関する土地利用等の社会的制約要因を考慮したエネルギー量（既存利用分を除く。）」と定義しています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）により、地方公共団体も物品の調達について努力するよう義務付けられています。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物と炭化水素などが、大気中で太陽光線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるもので、オゾン、過酸化物質などの酸化力の強い物質のうち、中性のヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離させる物質（二酸化窒素を除く）を言います。太陽光線の強い時期に高濃度のオキシダントが発生します。

固定価格買取制度

コストが高い再生可能エネルギーの普及を促進するために、再生可能エネルギーを利用して発電した電気を電力会社が一定価格で買い取る制度です。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、小水力（10,000 キロワット以下）、バイオマス、地熱、温度差熱（温泉熱・地中熱・下水熱・工場排熱）をエネルギー源として、永続的に利用することができるものと認められるエネルギーをいいます。

COD（化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れがひどいことを示しています。一般的に、湖沼における有機性汚濁の指標（環境基準）とされています。

資源物ストックヤード

紙類、金属類、布類、生きびん、雑びん、ペットボトル等の資源物を受け入れ、処理業者に引き渡すまでの間、一時保管する施設のことです。

次世代交通政策

20年、30年先の将来を見据えて、車を優先した社会から人や環境に優しい持続可能な社会への転換を図り、にぎわいのある持続可能なまちづくりを推進することです。

市民農園

サラリーマン家庭や都市住民の方などが、レクリエーションを目的として、小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を育てることができる農園のことです。市民農園は、地方自治体・農業協同組合・個人などが、法律に基づいて開設することができます。

市民の森

山林の所有者以外の市民が入山して森林と触れ合い、森林づくりを体験などができる里山のことで

消化ガス発電

下水道汚泥を減容化するために、宮渚及び両島浄化センターでは消化タンクで嫌気性分解を行っていますが、その過程で発生する消化ガス（メタンガスが主成分）を燃料として発電することで、浄化センターで消費する商用電力の一部が節減されます。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

土壌・水・植物中のあらゆる場所に存在し、無味・無臭・無色透明で、水に溶けやすく土壌に保持されにくく、地下水や河川水に溶け出し、湖沼などに多量に流入すると富栄養化の問題を引き起こします。硝酸性窒素は乳児の胃などで一部が還元されて亜硝酸性窒素となり、赤血球のヘモグロビンを酸化してメトヘモグロビンに変化すると、血液中の酸素が少なくなり、酸素欠乏症を起こします。

水道水有効率

水道施設及び給水装置を通じて給水される水道水が有効に使用されているかどうかを示す指標です。

3R（スリーアール）

環境問題を考えていく上で、ごみと資源に関わる問題を解決していくキーワードです。

Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制（ごみになるものをできるだけ持ち込まない、必要のないものは買わない、ごみの量を減らすこと。）

Reuse（リユース）：再使用（繰り返し使えるものを選び、できるだけ何度も使うこと。）

Recycle（リサイクル）：再生利用（ごみを資源として別の製品の材料として再利用すること。）

生物多様性

全ての生きものの中には、大きさ、形、色、あるいは遺伝子などに様々な違いがあります。また、生きものたちは、互いに影響し合い、そのつながりにより全体のバランスが保たれています。生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の三つのレベルで捉えることができます。

絶滅危惧Ⅰ類

希少野生動植物のうち、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動植物のことです。希少野生動植物は高山帯や湿地帯等の特異的な自然環境に生息するため、生育範囲が狭く、環境汚染や地球温暖化、特定外来生物の影響による数の減少が懸念されています。中でも危機的水準にまで減少している、生息状況が著しく悪化している、ほとんどの分布域に交雑の恐れのある別種が侵入している等のものが絶滅危惧Ⅰ種とされています。

絶滅危惧Ⅱ類

希少野生動植物のうち、絶滅の危険が増大している野生動植物のことです。絶滅危惧Ⅰ類ほどではありませんが、大部分の個体群で個体数が大幅に減少している、大部分の生息・生育地で生息状況が明らかに悪化しつつある、分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している等のものが当てはめられます。

ゾーン 30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30 キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

なお、本市の特徴として、「郊外」・「市街地」の 2 種類のゾーン 30 に分けをし、歩行者優先の基本的な考え方をもとに、郊外ゾーン 30 では、清閑な居住環境・教育環境の確保を目的とし、市街地ゾーン 30 では、まちの魅力の向上、歩いてみたくなるまち・賑わいのあるまちづくりを目的とするものです。

た行

太陽光発電

屋根等に設置した太陽電池を用いて太陽光を電気に変換して使用するシステムのことです。発電に際して二酸化炭素などが発生しないクリーンなエネルギーとして注目されています。

地下浸透枿

透水性の枿の周辺を充填材（砕石等）などで充填し、集水した雨水を側面および底面から地中へ浸透させる施設のことです。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により飼育、栽培、保管、運搬等が禁止されている生物のことです。野外に放したり、植えたりすることも禁止されています。

都市計画マスタープラン

都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。これは市町村が創意工夫のもと、住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。

トライやるエコスクール

特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史・文化・自然などの素材の活用を図りながら、学校全体で取り組む教育実践活動です。また、「小中学校環境教育支援事業」を活用し、学校教育における環境教育の充実を図るものです。

な行

認定農業者

農業経営の改善を行うための「農業経営改善計画」を作成、提出し、松本市に認定された方のことです。計画を作ることで、現在の経営状況を見つめ直すことができ、認定後は、各種補助金や融資を受けることができます。

ネット・ゼロ・エネルギーハウス

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに効率的な設備システムの導入により室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。

農業集落排水

農業集落内のし尿や生活雑排水などを集め、浄化処理する施設のことです。なお、人口が集積する都市部では、公共下水道により処理しています。

残さず食べよう！30・10（さんまるいちまる）運動

家庭版と飲食店版を、それぞれ「おうちで」と「おそとで」に分けています。

- ・おうちで「残さず食べよう！30・10運動」
毎月30日：冷蔵庫クリーンアップデー
冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みややすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を空にしましょう。
- 毎月10日：もったいないクッキングデー
特に、今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮等を活用して料理をするもったいないクッキングを実施しましょう。
- ・おそとで「残さず食べよう！30・10運動」
1 注文の際に適量を注文しましょう。
2 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
3 お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

ノーマイカーデー運動

交通渋滞の緩和と地球環境を保護するため、環境負荷の高いマイカー利用を自粛し、徒歩や自転車・公共交通機関を利用していこうとする運動のことです。

は行

バイオマス

動植物などの生物に由来する、木材や生ごみ、汚泥等、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の資源のことです。

パークアンドライド

自動車で近隣の駅等まで行き、そこから鉄道等の公共交通機関に乗り換えて目的地まで行くことです。

花いっぱい運動

昭和27年、戦後まちが荒廃し人々の心もすさむ中、「社会を美しく・明るく・住みよく」し、また花を通じて人々の気持ちをより豊かにとの願いを込め、当時本市の小学校の教員だった小松一三夢先生により始まった運動です。

パリ協定

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた協定のことです。長期的には、産業革命前からの気温上昇を2度より低く抑え、1.5度未満を努力目標とすることが掲げられています。2016年に発効となりました。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定期間、一定温度の下で好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示します。

ビオトープ

ビオトープとは、ドイツ語のBio（生物）とTop（場所）の合成語で、生きものが生息できる自然の生態系を持った場所という意味です。都市開発が進み、市街地を中心に生きものが姿を消しつつある現在では、残されたビオトープを守ったり、人の手によって自然を復元したり、公共工事に自然生態系への配慮を導入する試みが実践されています。

BDF（バイオディーゼル燃料）

家庭から排出されるてんぷら油（植物油）を再生軽油（BDF）として資源化し、車の燃料としたものです。

ま行

水めぐりの井戸整備事業

中心市街地内で自噴する井戸を分散配置して整備し、災害時の生活用水の確保を図り、また観光資源や市民の水汲み場として活用する事業です。

緑の基本計画

市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実践するための計画のことです。松本市緑の基本計画として平成27年3月に策定されました。

緑の社会資本

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等、多面的機能の発揮を通じて人々に多くの恩恵を与えていることから、持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤として、世代を超えて利用される社会全体の共通の財産という意味で使用しています。

モータリゼーション

自動車が生活必需品として普及する現象、自動車の大衆化のことです。

モビリティマネジメント

過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に賢く利用する状態へと少しずつ変えていく一連の取組みのことです。

や行

遊休荒廃農地

農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものです。

ら行

リターナブル容器

生産メーカーが回収業者を通じて回収し、きれいに洗ってもう一度商品を詰めて販売する容器（ビール瓶、一升瓶等）のことです。

緑被

樹木、芝、草花など植物によって覆われた部分のことです。

歴史的風致維持向上計画

平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、文部科学省、文化庁、農林水産省、国土交通省の共管で、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

歴史文化基本構想

各地方公共団体が策定する「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」のことで、市内に所在する文化財の総合的な調査を行い、それらの一体的な保存及び活用を図るとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを推進するものです。

第3次松本市環境基本計画中間評価の結果

各項目の指標・目標値について平成23年度から27年度まで5年間の中間評価を実施しました。

○ 中間評価の方法

1 平成27年度の実績値において評価している項目

平成27年度実績値における指標・目標値の達成割合で評価し、100%以上はA評価、70%以上はB評価、40%以上はC評価、40%未満はD評価としました。

達成度	100%以上	70%以上	40%以上	40%未満
評価	A評価	B評価	C評価	D評価

※総合評価が□で囲まれている項目は「平成27年度の実績値において評価している項目」に該当

2 5年間の実績値の平均値で評価している項目

各年度の評価において、A評価を4点、B評価を3点、C評価を2点、D評価を1点とし、5年間（もしくは実施年数）の平均点を算出した。得られた平均点が4点（100%）以上はA評価、2.8点（70%）以上はB評価、1.6点（40%）以上はC評価、1.6点（40%）未満はD評価としました。

達成度	4点以上	2.8点以上	1.6点以上	1.6点未満
評価	A評価	B評価	C評価	D評価

※目標値に「(累計)」と記載がない項目は「5年間の実績値の平均値で評価している項目」に該当

○ 指標・目標値の中間評価状況

5年間の中間評価における指標・目標値の設定のある項目（全58項目）の評価結果は、A評価が32項目（55.17%）、B評価が21項目（36.21%）、C評価が4項目（6.90%）、D評価が0項目（0.00%）となりました。また、平成24年度より目標値を定めないと決定した事業があるため、評価できない項目は1項目（1.72%）となっています。（詳細は下表のとおり。）

表 7-1 指標・目標値の中間評価状況

評価基準（達成度）	総合評価	
	件数	割合
A（100%）	32	55.17%
B（70%以上）	21	36.21%
C（40%以上）	4	6.90%
D（40%未満）	0	0.00%
（評価できない項目）	1	1.72%
計	58	100%

※平成27年度で評価できない項目に関しては、直近の数値において評価しています。

第1の柱 かけがえのない地球環境に配慮するまち（地球環境）

第1項 低炭素型地域づくりの推進

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
太陽光発電システム設置住宅数の一般世帯に占める割合	H22	2.05%	H32	10% (累計)	目標値	2.60%	3.45%	4.30%	5.15%	6.00%	B
					実績値	2.79%	3.76%	4.75%	5.15%	5.51%	
					評価	A	A	A	A	B	
太陽光発電システムを設置した市立小中学校の割合	H22	6.30%	H32	100% (累計)	目標値	8.50%	27.27%	56.80%	79.55%	93.18%	A
					実績値	8.50%	27.27%	56.80%	79.55%	93.18%	
					評価	A	A	A	A	A	
太陽光発電システムを設置した市立保育園数	H22	2園	H27	5園 (累計)	目標値	2園	3園	4園	4園	5園	A
					実績値	2園	3園	4園	4園	5園	
					評価	A	A	A	A	A	
市施設におけるエネルギー使用量（原油換算）	H22	18,947kl	H32	10%削減	目標値	18,757kl	18,568kl	18,384kl	17,359kl	16,917kl	A
					実績値	18,540kl	18,281kl	17,534kl	17,088kl	16,825kl	
					評価	A	A	A	A	A	
下水道施設の電気使用量（消化ガス〔メタンガス〕発電の実施）	H22	11,805,787 kWh	H32	9,268,000 kWh	目標値	11,687,000 kWh	11,464,000 kWh	10,500,000 kWh	9,940,000 kWh	9,568,000 kWh	B
					実績値	11,440,335 kWh	11,255,141 kWh	9,934,407 kWh	9,568,320 kWh	9,719,600 kWh	
					評価	A	A	A	A	B	

第2項 車優先社会からの転換

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
ノーマイカーデー運動実施企業数	H22	38事業所	H27	40事業所	目標値	40事業所	40事業所	40事業所	40事業所	40事業所	B
					実績値	40事業所	40事業所	40事業所	38事業所	38事業所	
					評価	A	A	A	B	B	
主な鉄道、バスの1日当りの利用者数 ^{*1、2}	H22	29,963人/日	H27	31,500人/日 (前年比1%増)	目標値	30,270人/日	30,570人/日	30,870人/日	31,179人/日	31,500人/日	A
					実績値	30,162人/日	30,963人/日	31,830人/日	31,031人/日	32,672人/日	
					評価	B	A	A	B	A	

※1 「代表交通手段の自動車分担率」から設定項目を変更

※2 JR 駅利用者数が公表される翌年2月に算出のため、前年度の実績で評価

第3項 松本市地球温暖化対策実行計画の推進

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
市全域から排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）※3	H19	2,019,375 t-CO ₂	H42	1,413,562 t-CO ₂ (H19年比30%削減)	目標値	1,989,084 t-CO ₂	1,887,677 t-CO ₂	-	-	-	A
					実績値	1,758,050 t-CO ₂	1,585,624 t-CO ₂	-	-	-	
					評価	A	A	-	-	-	

※3 排出量の実績値は、算定根拠となる数値の公表の都合上、3年前の数値で評価

第2の柱 環境への負荷が少なく、資源が循環するまち（循環型社会）

第1項 ごみ減量の推進

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
ごみ排出量	H22	99,007t	H29	86,829t	目標値	98,642t	97,014t	95,305t	93,514t	91,642t	B
					実績値	103,670t	99,794t	96,453t	94,673t	92,830t	
					評価	B	B	B	B	B	
リサイクル率※4 (中間処理後再生利用量(灰の資源化量)は含まない。)	H22	16.1%	H29	28.0%	目標値	16.1%	20.6%	22.0%	23.4%	24.9%	C
					実績値	15.4%	15.0%	14.3%	13.4%	12.6%	
					評価	B	B	C	C	C	
【参考】 リサイクル率 (中間処理後再生利用量(灰の資源化量)を含む。)	H22	17.5%	H29	32.0%	目標値	19.4%	23.9%	25.9%	25.6%	27.2%	C
					実績値	18.5%	18.4%	17.8%	15.4%	14.7%	
					評価	B	B	C	C	C	
ごみ減量器機等購入補助件数	H22	21,463件 (累計)※5	H29	22,820件 (累計)※6	目標値	21,675件	21,885件	22,100件	22,295件	22,480件	B
					実績値	21,680件	21,803件	22,007件	22,179件	22,304件	
					評価	A	B	B	B	B	

※4 評価は、中間処理後再生利用量(灰の資源化量)を含まない上段で行う。

※5・※6 S61年度からの累計数値

第2項 農林業の推進

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
認定農業者数・経営改善計画認定者数	H22	476人 (累計)	H32	500人 (累計)	目標値	480人	482人	488人	494人	500人	[A]
					実績値	438人	442人	450人	485人	505人	
					評価	B	B	B	B	A	
新規就農者数	H22	19人 (累計)	H27	42人 (累計)	目標値	29人	33人	36人	39人	42人	[A]
					実績値	29人	31人	39人	41人	43人	
					評価	A	B	A	A	A	
遊休荒廃農地解消面積	H22	8.7ha	H27	28.0ha (累計)	目標値	14.7ha	20.7ha	26.7ha	32.7ha	38.7ha	[A]*7
					実績値	16.3ha	20.4ha	25.5ha	30.0ha	35.2ha	
					評価	A	B	B	B	B	
担い手への農地集積率	H22	55.0%	H27	56.0%	目標値	51.2%	51.8%	53.2%	55.6%	56.0%	[A]
					実績値	53.1%	54.4%	55.0%	51.5%	69.2%	
					評価	A	A	A	B	A	
農地土壌分析費用助成件数	H22	(H23からの新規事業)	H27	6,000件 (累計)	目標値	3,000件	6,000件	6,000件	6,000件	6,000件	[A]
					実績値	2,211件	4,118件	5,644件	7,342件	8,860件	
					評価	B	C	B	A	A	
信州の伝統野菜栽培面積	H22	330a	H27	450a	目標値	350a	360a	360a	426a	450a	B
					実績値	350a	360a	360a	386a	368a	
					評価	A	A	A	B	B	
保育園から中学校での農業加工体験参加者数(単年度延人数)	H22	5,774人	H28	6,500人	目標値	5,900人	6,800人	7,500人	7,000人	7,000人	[A]
					実績値	6,937人	7,300人	7,500人	7,149人	7,571人	
					評価	A	A	A	A	A	
地産地消の店登録件数	H22	84件	H27	100件 (累計)	目標値	88件	92件	93件	100件	100件	[A]
					実績値	88件	92件	93件	104件	106件	
					評価	A	A	A	A	A	
間伐延べ実施面積(H16～)	H22	5,825ha (累計)	H27	8,125ha (累計)*8	目標値	6,441ha	6,745ha	7,285ha	7,705ha	8,125ha	[A]
					実績値	6,554ha	7,302ha	8,160ha	9,158ha	9,831ha	
					評価	A	A	A	A	A	
林道整備延長	H22	285,846m (累計)	H27	288,100m (累計)	目標値	286,046m	286,619m	286,729m	287,081m	288,100m	[B]
					実績値	286,030m	286,621m	286,751m	287,091m	287,241m	
					評価	B	A	A	A	B	

*7 H27年度の目標値は28.0haのため、A評価となる。

*8 松本市森林整備計画書の数値に修正

第3の柱 安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

第1項 公害の防止と対策

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
一般大気環境基準達成率（二酸化硫黄）	H22	100% (4地点/ 4地点)	H32	100% (4地点/ 4地点)	目標値	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	A
					実績値	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	
					評価	A	A	A	A	A	
一般大気環境基準達成率（二酸化窒素）	H22	100% (4地点/ 4地点)	H32	100% (4地点/ 4地点)	目標値	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	A
					実績値	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	
					評価	A	A	A	A	A	
事業場立入検査における指導に対する改善達成率 ^{*9}	H22	100%	H32	100%	目標値	-	100%	100%	100%	100%	A
					実績値	-	100%	100%	100%	100%	
					評価	-	A	A	A	A	
河川BOD（湖沼COD）水質環境基準達成率	H22	83.3% (5地点/ 6地点)	H32	100% (4地点/ 4地点)	目標値	100% (6地点/ 6地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	B
					実績値	100% (6地点/ 6地点)	100% (4地点/ 4地点)	100% (4地点/ 4地点)	75.0% (3地点/ 4地点)	75.0% (3地点/ 4地点)	
					評価	A	A	A	B	B	
地下水水質環境基準達成率	H22	100%	H32	100%	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	B
					実績値	93.8%	100%	93.8%	100%	100%	
					評価	B	A	B	A	A	
騒音環境基準達成率 道路沿線	H22	83.3% (5箇所/ 6箇所)	H32	100% (6箇所/ 6箇所)	目標値	100% (6箇所/ 6箇所)	100% (6箇所/ 6箇所)	100% (6箇所/ 6箇所)	100% (6箇所/ 6箇所)	100% (6箇所/ 6箇所)	B
					実績値	66.7% (4箇所/ 6箇所)	100% (6箇所/ 6箇所)	100% (6箇所/ 6箇所)	83.3% (5箇所/ 6箇所)	83.3% (5箇所/ 6箇所)	
					評価	C	A	A	B	B	
騒音環境基準達成率 一般環境	H22	100% (3地点/ 3地点)	H32	100% (3地点/ 3地点)	目標値	100% (6地点/ 6地点)	100% (3地点/ 3地点)	100% (3地点/ 3地点)	100% (3地点/ 3地点)	100% (3地点/ 3地点)	B
					実績値	66.7% (2地点/ 3地点)	100% (3地点/ 3地点)	100% (3地点/ 3地点)	100% (3地点/ 3地点)	100% (3地点/ 3地点)	
					評価	C	A	A	A	A	

*9 H24年度より「事業所排水立入検査における排水基準適合率」から設定項目を変更

第2項 廃棄物の適正処理の推進

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
発生源周辺大気ダイオキシン類濃度・地区別年平均値	H22	0.035pg-TEQ/m ³ (H22年度全国平均0.036)	H32	全国平均以下	目標値	全国平均以下 (全国平均0.032)	全国平均以下 (全国平均0.027)	全国平均以下 (全国平均0.027)	全国平均以下 (全国平均0.022)	全国平均以下 (全国平均未発表)	B
					実績値	0.016pg-TEQ/m ³	0.035pg-TEQ/m ³	0.018pg-TEQ/m ³	0.025pg-TEQ/m ³	0.033pg-TEQ/m ³	
					評価	A	B	A	B	-	

第3項 生活環境基盤の整備

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
土地区画整理事業整備面積達成率	H22	60.3% (211.2ha/350.4ha)	H32	65% (累計)	目標値	60.3%	60.3%	61.8%	62.7%	86.2%	A
					実績値	60.3%	60.3%	61.8%	62.7%	86.2%	
					評価	A	A	A	A	A	
地区計画策定面積	H22	265.1ha	H32	287.5ha (累計)	目標値	266.1ha	272.1ha	278.5ha	280.4ha	283.0ha	A
					実績値	266.1ha	278.5ha	278.5ha	280.4ha	283.0ha	
					評価	A	A	A	A	A	
農振農用地区域面積	H22	7626.3ha	H27	7598.0ha	目標値	7,620.64ha	7,618ha	7,612ha	7,605ha	7,598ha	A
					実績値	7,623.9ha	7,624.0ha	7,620.4ha	7,619.4ha	7,616ha	
					評価	A	A	A	A	A	
水道水有効率	H22	89.0%	H27	92.4%	目標値	89.4%	91.0%	91.4%	91.9%	92.4%	B
					実績値	89.5%	90.2%	89.8%	90.5%	89.8%	
					評価	A	B	B	B	B	
合流式下水道緊急改善事業・改善対策達成率（事業費ベース）	H22	22.5%	H32	100% (累計)	目標値	33.0%	55.5%	98.0%	100%	100%	A
					実績値	24.1%	64.1%	98.0%	99.3%	100%	
					評価	B	A	A	B	A	
下水道普及率	H22	95.7%	H27	96.3%	目標値	95.7%	96.0%	96.3%	96.0%	96.3%	A
					実績値	95.7%	96.2%	96.3%	96.4%	96.4%	
					評価	A	A	A	A	A	

第4の柱 自然の恵みを大切に受けつぐまち（自然環境）

第1項 野生動植物の保全と対策

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
鳥獣害防護柵総延長	H22	18km	H27	185km (50km) (累計) ^{*10}	目標値	62km	138km	163km	168.5km	185km	B
					実績値	62km	143km	158km	163km	167km	
					評価	A	A	B	B	B	
森林ボランティア団体数	H22	8団体	H27	10団体	目標値	8団体	8団体	9団体	9団体	10団体	B
					実績値	8団体	8団体	8団体	8団体	8団体	
					評価	A	A	B	B	B	
美ヶ原パークボランティア登録者数	H22	33人	H32	48人	目標値	35人	34人	37人	39人	40人	B
					実績値	29人	34人	47人	55人	45人	
					評価	B	A	A	A	A	

*10 全体計画が185kmであることから目標値を50kmから185kmに変更

第2項 自然とのふれあいの推進

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
美ヶ原自然保護センター入館者数	H22	16,120人	H32	22,000人	目標値	16,280人	16,440人	15,962人	15,800人	15,000人	B
					実績値	15,232人	15,962人	12,355人	11,903人	13,929人	
					評価	B	B	B	B	B	
乗鞍自然保護センター入館者数	H22	6,220人	H32	8,100人	目標値	6,220人	6,340人	7,590人	8,100人	9,000人	B
					実績値	5,753人	7,515人	7,957人	8,452人	8,948人	
					評価	B	A	A	A	B	
親子自然観察会（公民館活動）実施地区数	H22	28地区	H32	35地区	目標値	28地区	35地区	30地区	30地区	31地区	B
					実績値	28地区	30地区	30地区	30地区	31地区	
					評価	A	B	A	A	A	
美ヶ原自然観察会実施回数	H22	4回	H32	6回	目標値	4回	4回	4回	4回	5回	A
					実績値	4回	4回	4回	4回	5回	
					評価	A	A	A	A	A	

第5の柱 緑・水・歴史を育むまち（快適環境）

第1項 松本らしい景観・文化の保全と創出

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
違反広告物簡易除却件数	H22	279件	H27	1,200件 (0件※11)	目標値	224件	44件	39件	0件	発見数 全て	A
					実績値	88件	42件	39件	0件	106件	
					評価	A	A	A	A	A	
景観賞応募件数	H22	24件	H27	30件	目標値	25件	*12	*12	*12	*12	-
					実績値	15件	20件	14件	26件	22件	
					評価	C	-	-	-	-	
景観計画で建築物の高さの制限を定めている区域の割合	H22	27.1%	H27	93.9% (累計)	目標値	27.1%	93.9%	93.9%	93.9%	100%	A
					実績値	27.1%	93.9%	93.9%	100%	100%	
					評価	A	A	A	A	A	
中心市街地の主な通りの歩行者数	H22	80,144人	H27	現状維持	目標値	80,144人	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	A
					実績値	81,076人	83,098人	43,948人	93,043人	84,862人	
					評価	A	A	A※13	A	A	
松本城観覧者数	H22	852,438人	H27	880,000人	目標値	840,000人	850,000人	860,000人	880,000人	880,000人	A
					実績値	930,918人	867,091人	840,726人	892,962人	949,430人	
					評価	A	A	B	A	A	

※ 11 簡易除却対象の違反広告物の残件数が0になるように目標値を設定

※ 12 良好な景観形成に対する市民意識の高揚が趣旨であり、市民評価にて指標値として不適切という意見がでたため、評価は行わないこととする。

※ 13 秋の調査日が雨天であったため、H25年度は大幅に減少している。しかし春の調査では69,139人（H25）であり、67,932人（H22）に対して1.8%増加していることから、A評価とする。

第2項 緑化と美化の推進

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
生垣設置補助延長	H22	578.8m (単年)	H32	10,091.5m 以上 (累計) ^{*14}	目標値	1,559m	2,539m	3,519m	4,499m	5,419m	A
					実績値	1,562m	2,860m	3,852m	4,787.1m	5,545.7m	
					評価	A	A	A	A	A	
家屋新築記念樹交付件数	H22	481件 (単年)	H32	5,275件 以上 (累計) ^{*15}	目標値	960件	1,440件	1,920件	2,400件	2,880件	A
					実績値	995件	1,506件	2,051件	2,583件	3,050件	
					評価	A	A	A	A	A	
都市計画区域人口1人当りの 都市公園面積	H22	14.74㎡	H27	20.00㎡	目標値	18.26㎡	18.70㎡	19.13㎡	19.13㎡	20.00㎡	B
					実績値	14.62㎡	14.68㎡	14.69㎡	14.69㎡	14.71㎡	
					評価	B	B	B	B	B	
花だんづくりに取組む学校の 割合	H22	100%	H32	100%	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	A
					実績値	100%	100%	100%	100%	100%	
					評価	A	A	A	A	A	
大型花壇の設置数	H22	0箇所 (単年)	H32	5箇所 以上 (累計) ^{*16}	目標値	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	C
					実績値	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
					評価	A	A	C	C	C	
オープンガーデン事業の参加 箇所数	H22	77件 (単年)	H32	764件 以上 (累計) ^{*17}	目標値	146件	215件	284件	353件	422件	A
					実績値	140件	213件	286件	367件	440件	
					評価	B	B	A	A	A	

※14・※15・※16・※17 H22年度からの累計数値

第3項 親しめる水辺の創出

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
水めぐりの井戸整備事業にお ける井戸修景整備箇所数	H22	5箇所	H26	20箇所 (累計)	目標値	8箇所	12箇所	13箇所	20箇所	H26年度 で 事業終了	C
					実績値	6箇所	9箇所	10箇所	11箇所		
					評価	B	B	B	C		

計画推進のために共通する取組み ～環境教育の充実～

設定項目	現況年度	実績値	目標年度	目標値	5年間の実績					総合評価	
					H23	H24	H25	H26	H27		
自然観察会（エコスクール）参加者数	H22	240人	H32	400人	目標値	256人	240人	240人	240人	240人	B
					実績値	289人	191人	164人	275人	325人	
					評価	A	B	C	A	A	
トライやるエコスクール事業に取組む学校の割合	H22	100%	H32	100%	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	A
					実績値	100%	100%	100%	100%	100%	
					評価	A	A	A	A	A	
こどもエコクラブ会員数	H22	272人 ^{*18}	H27	250人	目標値	182人	250人	250人	250人	250人	C
					実績値	549人	191人	66人	61人	64人	
					評価	A	B	D	D	D	
環境教育講座（出前講座＋地区公民館環境教育）数	H22	2回	H27	70回 ^{*19} (15回)	目標値	5回 ^{*20}	15回 ^{*20}	70回	70回	75回	A ^{*21}
					実績値	3回 ^{*20}	1回 ^{*20}	72回	78回	78回	
					評価	C	D	A	A	A	
〈参考①〉 小紙片資源化説明会	-	-	-	-	目標値	-	-	-	-	-	-
					実績値	-	39回	26回	-	-	
					評価	-	-	-	-	-	
〈参考②〉 園児を対象とした参加型環境教育	-	-	-	-	目標値	-	-	-	-	-	-
					実績値	-	47園	46園	46園	46園	
					評価	-	-	-	-	-	
〈参考③〉 食品ロス講座数	-	-	-	-	目標値	-	-	-	-	-	-
					実績値	-	-	-	23回	15回	
					評価	-	-	-	-	-	

※ 18 H22年度のみ1幼稚園（135人）も参加

※ 19 地区公民館の環境教育数も加えて指標値を新たに設定

※ 20 環境教育講座（出前講座）のみの回数

※ 21 H25年度の目標値変更後は全てA評価のため、総合評価はA評価とする。

第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）
清い水、深いみどりと青い空
～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～

平成29年3月発行
発行／松本市
編集／松本市環境部環境政策課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
電話：0263-34-3268（直通） Fax：0263-34-0400

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本